

徳川期における農家継承の経済的条件

安澤秀一

- 一 はじめに
- 二 農家の単独継承事例
- 三 農家の分割継承事例
- 四 南武藏農村の村落構造
- 五 総括——農家継承の経済的条件

—はじめに

幕藩制社会の経済的基礎は一般的には農業生産に従事する農民である。江戸時代において、一般に百姓と呼ばれる農家の存在形態は数人の家族成員から構成されている一つの生活単位をなしており、経済的には主として家族労働力をもって営まれる個別的農業経営の主体をなしている。この農業経営は領主的土地位所有関係のもとで生産ならびに再生産を継続的に行ないつつ、封建地代を領主に收取されているが、この收取実現は「村」を媒介として成立している。この媒介項である「村」は相い異なる二つの機能を具体化する場であって、一つは右に述べた年貢村請制に表現される所の領主と農民との間の收取関係の実現の場となるものであり、いま一つは孤立自営たり得ない近世農業経営の相互補完関係を実現するための共同体的結合の場となるものである。いいかえれば百姓の「家」の存続は、百姓自身にとっては農家経営を継続して行くための生産条件の持続的継承であり、村にとっては封建地代に対する連帶責任制、および共同体的結合を、まつとうするための社会的基礎をかためることであり、領主にとっては封

建的・土地所有の経済的実現のない手の確保となるという夫々の立場から看過し得ない重要な問題となっているのである。

ときには領主は耕作に不実な百姓から土地を取上げ、追放することもある¹⁾。

一耕作不実にいたし、年貢不沙汰ニ仕、いたづらなる百姓有之におゐてハ、田地を取上げ、所を払可申事

しかし、法の真意はたんに不実の百姓を追放することにあるのではなく、「年貢不沙汰ニ仕」らないような百姓を確保することにある。

一ひとり身之百姓相煩ひ候て、耕作なりかたき百姓有之におゐてハ、其一村としてたかいにたすけ合、田畠仕つけ収納致候様ニ可申事
上の如く、もし適當な百姓がいない場合は、村中の相互連帶責任のもとに耕作と年貢負担を行なわせているのである。上の法令は寛永19年8月10日のものであるが、実際に村方で行なわれた例を次にあげてみよう²⁾。

一 御請証文之事

— (評定所申渡本文省略) —

文治儀欠落者ニ付所持之田畠家屋敷闕所ニ被仰付、雑物ハ母妻子ニ被下置候段被仰渡承知奉畏候、尤右御取上ニ相成候田畠ハ村惣作ニ被仰付之間村役人共引請取斗、是迄之通御年貢上納可仕旨被仰渡是又奉畏候、為後証御請証文差上申所依而如件

寛政二戌年八月廿七日

武州多摩郡中和田村

年番名主	倉之助
同組頭	茂兵衛
惣百姓代	五右衛門
欠落人文治	母
同人妻	たか
同人伴	金次郎
同人妻兄	源右衛門
同村百姓	

文治兄栄蔵
同

同文治弟断仙右衛門
同

この例は前引の幕府法令より、はるかに後年のものであるが、村を逃亡するような不実な百姓の田畠家屋敷を欠所処分にした適例である。田畠家屋敷以外の雑物は家族に引渡されたが、収公された田畠の耕作は、逃亡人の家族、親族が同村内に居住するにもかかわらず、名主・組頭・惣百姓代の村方役人の取斗いによる「村惣作」とされたのである。

この様に耕作に不実な百姓にたいする処罰として欠所処分が行なわれる事もあるが、領主にとってヨリ重要なのは年貢負担能力を有する百姓の確保であった。百姓の確保には種々の方策がとられているが、その一つに貢租負担能力を有する農業経営の存続・維持を目的とした分地制限令をあげることができる。分地制限令は幕府をはじめ多くの諸藩で出されているが、その共通する趣旨は農業経営が分地によって零細化することを防止することにあった³⁾。幕府法令においては寛文13年6月の分地制限令が初見とされている⁴⁾。

寛文13年癸卯6月日

一名主百姓名田畠持候大積、名主式拾石以上、百姓拾石以上、夫より内持候ものは石高猥に分申間敷旨被仰渡候、若相背候はば何様之曲事にも可被仰付事（伍簿録）⁵⁾

この法令が村方に当時布達されていた例として、横浜市史は武藏国橋樹郡矢向村において同日付、同文の本文をもつところの幕領の村方の請書控の存在を紹介している⁶⁾。ところで幕府法令よりも早い時期に分地制限令を出しているのは加賀藩および岡山藩であるが、藩の場合と異なり、普通は幕府法の体系に従っていると考えられる旗本知行所の村方に寛文6年の日付をもつ分地制限令請書が存在している⁷⁾。この史料はかつて紹介したことがあるが⁸⁾、幕府法令と比較するため次に引用することとしよう。

二 指上ゲ申手形之事

一高力
七石以上之百姓者其内より次男ニ分ケ其村之百姓仕候共父子心

次第二候事

一右之高石より以下之百姓次男三男たりといふとも田畠少茂分け申間
背脱力

敷候，相輩おゐてハ父子ともに拂可申事

一百姓家主ニ從弟迄ハかくヘツたるへし，其外聟舅小しうとより外縁
者たりと申とも牢人少之内モ抱置申間敷事

附雖爲親子兄弟惡人ヶ間敷者在之ハ早々申上御指圖を可請事，かく
しおきわきよりあらわれるゝにおゐてハ曲事ニ可申付候

右之條々於相背者曲事ニ可被仰付候，為後其判形仕候已上

寛文六年丙午九月

連光寺

名主 一郎兵衛

(以下百姓64人 連印略)

第1条の冒頭は史料が缺損しているが僅かに残る痕跡から「一高」とあつたと推定できる。また第2条の後段において「相輩おゐてハ」とあるのは文意からして「背」が脱落したものとみてよい。この史料は三カ条の法令に対して名主一郎兵衛以下惣百姓が連印した請書である。ただし名主のみは押印しておらず、またこの請書の宛書も書かれていないので「控」と思われるが、宛先は知行主である旗本天野氏であつただろう。さきに引用した寛文13年の分地制限令は一カ条であったが、この寛文6年の請書は二ヶ条に分条されている。第三条は同居する家族の範囲を定めたもので、分地制限令とはやや趣旨が異なる。

この二つの分地制限令を比較すると、1. 前者は名主と百姓の持高に差別を設けているのに、後者にはそれがない。2. 後者は長子相続を前提とし、次男三男に分割するというよりも分与するというニュアンスが強い。3. 制限石高が、前者では名主20石、百姓10石であるのが、後者では名主にはふれず、百姓7石としている。4. 前者は違反者に対する罰則として

「何様の曲事にも可被仰付」とあって量刑規定が莫然としているのに対し、後者では「父子ともに拂可申事」とはっきり追放刑に処することを明記している、の4点の相違を指摘できる。

さて上掲の二つの分地制限令の相違点は幕府法と地頭法の違いであるが、後者はとくに支配村方の現実を強く反映している様に思われる。寛文6年の分地制限令請状控を残している連光寺村の地頭は譜代の旗本天野氏であった⁹⁾。連光寺村の万治三年における持高別構成をみると、42人の百姓のうち、5石以上10石未満のものが23人で、この層が大体この村での標準的な階層と考えてよい。万治3年から元禄6年までの34年間に百姓数は77名に増加し、持高規模別階層も5石以上10石未満のものが9人、3石以上5石未満が27人、1石以上3石未満が31人と変化し、万治3年にみられた標準的持高規模は3石以上5石未満ないし1石以上3石未満の階層にまで低下している¹⁰⁾。この持高規模の縮少はこの期間に行なわれた分割相続によるものと思われる。ただし万治3年から寛文6年の7年間に11例、寛文7年から元禄6年までの27年間に12例の計23例であって、寛文6年分地制限令が全面的に守られたとはいがたいが、寛文6年を境に分割相続が激減した様子が明らかである。

連光寺村の分地制限高が幕府法令と異なって、7石という端数を指示しているのは上に述べたように万治～寛文初年の標準的規模が5石～10石にあったことを反映したものといえる。また名主に関する規定がないのも、慶長3年検地帳において分付地・手作地合せて全耕地の40%20町歩近くを占めていた家が名主を世襲し、万治3年に至ってなお7町歩近くの田畠を耕作し、史料上明らかな2例の分家創立に際しても1町ないし2町歩にみたない家産分与を行っており、現実の問題として法令に限度を示す必要性がなかったものと思われる。

分割相続23例中、均等分割の事例は5例であって、他は長男の方がヨリ多く相続しており、寛文期と推定される「次男へわけくれ申候」といふ分

割相続に関する覚書においても次男には三分の一あるいは四分を与えるとしている。すなわち寛文6年の分地制制限令第一条の「其内より次男ニ分ケ」とか、第二条の「次男三男たりといふとも」の文言が長子単独相続ないし長子優先を前提としている様に見えるのも実はこうした村方の慣行を反映していると見てよいだろう。ただしこの慣行は家産の分割ないし分与を行っても農業経営の存続が可能であるような階層に適合するのであって、相続慣行において階層別差異のあることを無視することはできない。

さてこうした江戸時代における百姓の家族形態ないし相続の問題は、前期においては本百姓の一般的形成に関する研究に関連して取上げられ、中・後期においては地主制進展による農民層分化を具体的に把握しようとする研究の基礎的作業の一環として追求され、その歴史的実態はかなり明らかになってきている¹¹⁾。それらの研究成果をみると、幕府法藩法などによる領主の政策解明は別として、実際に行なわれた相続形態を検証する場合、人別改帳系統ないし年貢勘定帳系統の公的文書の整理加工によって相続事例の検出を行なう史料処理がもっとも多く、私文書系統でも過去帳とか、百姓由緒書の如き後代に作成された史料を利用し、相続当時に作成された譲状とか、書貫帳の類の利用は少ないようと思われる。

本稿は従前筆者が行なってきたところの、近世村落の形成過程において、その中核的な存在となった農民の存在形態の解明を目的とする一連の研究の途上、武藏国多摩郡の村々における史料探訪の際、偶目した譲状や、書貫帳、あるいは相続願書などを紹介し、検討することによって、上記の主題の一側面を明らかにしようとするものである。史料の所在地域が局限され、またその年代も徳川前期・中期にかたよっているくらいがあるが、本稿の目的がたんに百姓相続制の事例追加にあるのではなく、村落構造の展開とのかかわりあいの中で、農業経営継承の経済的条件を考察しようとする時、かかる限定によってむしろ問題をヨリ具体的に追求しうるだろう。

- 註 1) 寛永19・8・10 覚 第8条、第9条 徳川禁令考第5集 155頁 創文社版
- 2) 武州多摩郡中和田村石坂家文書 文部省史料館所蔵 以下本文書からの引用に際しては註記を省略する。
- 3) 大竹秀男著 封建社会の農民家族 153頁以下
- 4) 古島敏雄著 近世日本農業の構造 67頁
- 5) 日本財政経済資料 卷2 938頁
- 6) 横浜市史 第1巻 495頁
- 7) 武州多摩郡連光寺村富沢家文書 文部省史料館所蔵 以下本文書からの引用に際しては注記を省略する。
- 8) 拙稿 近世村落形成期における年貢負担者について 三田学会雑誌50巻3号52頁
- 9) 寛文6年当時の天野氏の知行所は武藏国多摩郡連光寺村と隣村坂浜村とを一円知行し、ほかに武州都筑郡万福寺村に越石分、連光寺村地内の野高を合せて500石と、上野国邑楽郡海老瀬村と下総国葛飾郡桐ヶ谷村に夫々相給分合せて310石、合計810石の知行高であった。すなわち、天野氏にとって武州の二ヶ村はその一円性と石高比重において知行所のうちでもっとも重要な地位を占めていた。
- 10) 前掲拙稿 47頁 また分割相続の記述については前掲拙稿を参照されたい。
- 11) 関係する研究業績の全てをあげることは不可能に近いので、管見するもののうち、いくつかあげるに止める。
- 谷口澄夫・柴田一稿 近世における家族構成の変質過程 岡山大学教育学部研究集録 第1号
- 杉本尚雄稿 近世初期肥後農村の家族と村落構成 熊本大学研究紀要 第3号
- 山田 舜著 日本封建制の構造分析 45—48頁
- 宮川 満著 太閤検地論II 第9章近世家族の動向
- 大石慎三郎稿 近世的村落共同体と家 東洋文化18・19合併号 「江戸時代における農民の家とその相続形態について 家族制度の研究上歴史所収
- 大竹秀男著 封建社会の農民家族
- 野村研究会神海村共同研究班稿 大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計 延宝2年—明治5年 三田学会雑誌第53巻10・11合併号

二 農家の単独継承事例

農業経営の担い手としての百姓の「家」が継承されていく場合、それ迄

の経営規模を包括的に単独の継承者が相続する場合と、複数の継承者が経営を分割して、複数の農業経営単位となる場合の二つに大別することができる。本章では前者の場合の事例を検討するのであるが、この場合、次のような三つの形態に分けることができる。その一つは継承者が長子ないし次三男をとわず、実子である場合、その二是家の継承が何らかの事由で一旦中絶しているものを、再び継続させる絶家再興の場合、その三是家の継承者が実子以外のものの場合である。以下、三節にわけてそれぞれの事例について検討することとする。

I 実子継承の事例

次にあげる事例は史料の文言に見る限りでは実子が包括的に農業経営を継承しているように見える。

三 田畠譲り申ニ付差出申一札之事

堰前土手上

一下田壱畝拾弐歩 此高壱斗壱升弐合 権兵衛方へ相譲り申候

閑ノ上

一上畠九畝廿四歩 此高八斗八升弐合 右同断

同 所

一下畠五畝三歩 此高弐斗五升五合 右同断

廿一步入

一塙右衛門ヨリ居屋敷脇中道ヨリ南之方山川端迄 右同断

一永五文 編壳出 右同断

反別合壱反六畝九歩之内	壱畝拾弐歩	田方
	壱反四畝廿七歩	畠方

此高合壱石弐斗四升九合 内	壱斗壱升弐合	田方
	壱石壱斗三升七合	畠方

右之外中田壱畝弐歩 前橋戸 権兵衛分

下々田廿歩 同 断 右同断

右弐口権兵衛方へ相譲り候へと、塙右衛門夫婦存生之内

ハ塙右衛門高ニ入置致支配，御年貢高役塙右衛門方より
相勤，夫婦共ニ終リ申候後ハ，権兵衛方へ相渡申定

右之通，此度親類立合相談之上，世惣権兵衛方へ相譲り申候間，右高
反別当子年ヨリ権兵衛分ニ被成可被下候，且又右中田下々田二口之儀
ハ，塙右衛門夫婦存生之内ハ塙右衛門高ニ入致支配，尤御年貢高役塙
右衛門方ヨリ相勤夫婦共ニ終リ申候後ハ，権兵衛方へ相渡申定仕候
間，其節権兵衛高ニ御入被成候如斯相談之上相極申上ハ，塙右衛門・
権兵衛両人方より相違之儀申出間敷候，為後日両人共立合親類加判一
札仍而如件

享保五年子二月

塙右衛門 ㊞

世惣 権 兵 衛(無印)

親類 五左衛門 ㊞

名主久米右衛門殿へ

上掲の史料は武藏国多摩郡野津田村の名主文書中にみられたもので，親
が隠居するに際して，名主に家の相続を届け出たものである¹²²⁾。生前贈与
であるためか，惣権兵衛は押印していないが，親と立合親類と共に署名し
ている。親は保有する耕地と山，およびその年貢高を小物成永とともに列
記して，惣に譲渡している。しかしほかに，二口の田を親の手許に保留
して親の生活費にあてることとしている。つまり隠居免にかんする特約の
記載である。享保5年以後，親塙右衛門持高と，惣権兵衛持高は分離する
のであるが，親の死後は権兵衛高=権兵衛経営に統合される特約があるので，
単独継承の事例とみてよいだろう。

ところで享保6年の高反別帳があるので，両人についてみると，権兵衛
はたしかに史料三にある如く，1石249の持高をもっている。しかし，こ
れは当時二給に分かれていた野津田村の旗本知行所分のみで，代官所分に
畠2反4畝2歩と，屋敷1畝26歩計2反5畝28歩，高にして1石200.5を
も所持し，その合計は2石449.5となる。親塙右衛門は旗本知行所分のみ

に所持しており、隠居免として保留した田2筆1畝22歩のほかに、畠1反7畝21歩と屋敷4畝計2反1畝21歩があり、持高の合計は1石292.3である。両人の持高を合計すると4石241.8となる。さて大きい持高ではないが、前引の譲状がこの家の経営の基本条件である耕地のすべてについて述べられておらず、一方の領分のみの所持地についてであり、また杁右衛門分の畠・屋敷についてもべられておらず、この点から見れば権兵衛は家産のすべてを包括して継承したとはいえない。

また享保6年の宗門人別改帳があるので、これをみると、人別改帳では両家は分離しないまま、杁右衛門を筆頭人=戸主とする一家族として扱われている。その家族成員は杁右衛門夫婦と、伴権兵衛夫婦とその男子、および権兵衛の弟妹4人の計9人となっている。しかも権兵衛夫婦とその子の3人は「江戸ニ罷在」という注記があって、当時野津田村に居住していないかったことになる。親存生中の「高分ケ」行為が実際には権兵衛家の農業経営の開始とはなっていないのである。なお権兵衛弟3人、妹1のうち、弟1人は他村へ奉公し、妹1人は江戸へ奉公して、在村しているのは弟2人のみである。

譲状や高反別帳のうえでは家産の継承が行なわれ、親存生中という特約条件付で一応農業経営が分裂した如く見え乍ら、経営の担い手の面から見ると、実際には分裂することなく、譲状以前と同じ経営規模のまま、ほぼ適合的な労働力量によって経営が継続しているのである。従ってこの事例は長男が江戸在住という特殊な条件において、現実の経営担当者との関係を明かにする必要があり、現実の経営がもはやこれ以上の分裂つまり経営規模の縮少をうけ入れがたいという時点で、ともかく親の存生中に長男の家産継承権を宣言し、歿後の混乱、経営の縮少化を防止しようとしたものといえよう。すくなくとも、長子相続がこの家では原則として認められたのである。

上記の例は隠居免の保留という条件で長子相続を認めたが、他の例では

隠居免とともに子育免を保留しているものもある。

四 一札之事

一此度私儀隠居仕、家督之儀 桧源之丞江相譲り申候ニ付、村役人中
の願出候所、隠居免并子共等育免、組合親類一同評談之上、内割分
付被成下、別帳面御渡被成下慥ニ請取申候、為念仍而如件

文化七年九月
名主三左衛門殿
御 組 頭 中

願人 源 兵 衛 印
組合 嘉 右 衛 門 印
同 与次右衛門 印

この例も前掲史料と同じく野津田村のものである。この例は源之丞に家督を譲ることを目的としているためか、形式的には前掲史料とはかなりことなっている。文言にある如く、家産は別帳面に明記されているものと思われるが、残念ながら、この別帳面は現在の所、見出していない。ともかく家督を譲っても、隠居免と子育免を留保したことは明らかである。

この例は他に関連する史料があり、それによると相続者源之丞は長男ではない。文化五年の人別除願書によると、当時、惣領に嫁をむかえて家督を譲ろうとしたところ、これを嫌って家出をし、相続放棄を申出た。そのため親権兵衛は惣領の村方人別除を願い出たのである。かくして源之丞は長子ではないが、文化七年家督相続時における主たる労働力として家の継続をになうこととなったのである。

長男の勘当・欠落帳付と、次男の跡式相続の事例をもう一つあげておこう。

五 差上申一札之事

一私桜八五郎儀近年不身持不行跡ニ付農業渡世等怠リ候ニ付、日々取
続之儀ハ勿論御年貢上納等出来兼候故、小株之田畠質地ニ相渡旁々
御年貢諸役等相勤、自然と百姓相続相立兼候ニ付、親類共ハ不及申
村内之衆中一同是迄度々異見等被差加候得共、一円相用不申不得止
事不埒增長致候ニ付、無據此度各方御取合被仰候上、勘当致候由申

渡候処、則當人八五郎義茂承知仕候上何方に成共罷越渡世可仕由申之、去正月中村方立退キ申候、然ル処右躰不埒之もの故向後何方に罷越シ如何様之惡事仕出シ可申哉、左候得ハ私共ハ不及申村内に茂何様之難渋相懸可申茂、後難之儀難斗存候、依之右之始末御地頭所様に御訴被下欠落帳ニ相付候上、人別帳外ニ仕度候ニ付、此段御願被下候様御取斗頼入候、猶又跡式之義ハ弟太次郎ニ相続為致度存候、依之右之段御頼可申ため一札差出申処如件

寛政十一未年二月

中和田村八五郎母

同村御役人中

願人かね(爪印)

組合中

同人弟太次郎印

親類兵吉

この例は武藏国多摩郡中和田村の名主文書にあったもので、前引の寛政二年「欠落人欠処処分請書」と同じ村のものである。欠処処分の方は幕領分の百姓であり、上例は旗本知行所分の百姓である。同じ時期に一方は欠落の結果が欠処となり、他方はそうならなかったことの理由は、恐らく前者の場合は、家の主たる労働力が欠落本人であり、欠落後の農業経営を維持していくのが困難であったこと、また続出する欠落に対し、これを阻止しようとする幕府の強い態度を反映したものと考えられ、後者は家族内に成年男子が少なくとも一人はおり、これが跡式を相続して、経営を継承すること、そして、欠落人がいわゆる「不図罷出」ではなく、親勘当の結果として「欠落帳」にのせられたのであることによると思われる。ともあれこの家は断絶せず、継続するのである。

II 絶家とその再興

前引の史料にみたごとく、当主が欠落して絶家=潰家となる場合もあるし、また一応合法的な手続きによって潰家とすることもある。次例は後者の場合である。

六 指出申願一札

一此度御願申候ハ私共儀子供無御座候処，少分之百姓ニテ，遺産相続難成殊ニ年罷寄女儀ニ而御年貢諸役等勤兼，其上扶食ニ相詰り旁々難儀至極仕候，依之少々御座候田地相譲祝金請取，麻生村姥之方に罷越申度奉存候，五人組諸親類相談之上，小左衛門分田地相譲申度候間，高訳被成被下候，然ル上ハ小左衛門分田地ニ付向後何角様々六ヶ敷義出来候共，我等方引請各々に少も御苦勞ニ相懸申間敷候，仍而一札指出シ申候如件

宝歴九年

願人野津田村 り ん ㊞

同断麻生村 乙右衛門 ㊞

御役人衆中

証人同村 定 七 ㊞

証人同村 新 六 ㊞

立合小野路村 長左衛門 ㊞

同 野津田村 八左衛門 ㊞

同 同 村 平右衛門 ㊞

五人組野津田村 庄右衛門 ㊞

同断 同 村 喜左衛門 ㊞

同断 同 村 市郎左衛門 ㊞

後家となつたが，子供もなく，そのうえ農業経営を維持して行く事が困難な「小分之百姓」であることから，田地を売払って絶家することを村役人に願出でたのである。この場合は村からこの家が完全に廃絶することになるため，引受人と引受人の村民や，立合人として隣村のものや同村のもの，さらに五人組までが連署印してこれを保証しているのである。

上例は小さいとはいへ高持百姓であったが，「地借」の様な一軒前の百姓でないものの例もある。

七 差出申一札之事

一拙者儀前々より御田地預りすきあい申候所ニ，娘義去年不斗罷出相知不申，遺跡新右衛門義ハ病死仕，拙者年寄すぎあい不罷成候ニ

付、小山田村第三郎兵衛方へ引取育可申旨罷申候得共、前々より之地借ニ御座候ニ付難成旨被仰御尤ニ存候得共、弟并縁付居候娘共達而願申候ハ願之通御聞届被成忝存候

一小作御年貢之儀不残上納仕候

一金銀借シ借り当村ハ不及申何方ニ茂一切無御座候

附リ商人前も一切借り無御座候

一拙者儀ニ付何方より如何様之六ヶ敷義申來候共此上各御苦勞ニ少も掛け申間敷候

右之通何ニ而も相違之儀無御座候、勿論拙者儀引越候上ハ後日ニ如何様之義御座候共各へ御浦見申間敷候、為後日願一札仍而如件

元文元年辰十一月

願主 市 兵 衛 ㊞

喜 左 衛 門 殿

小山田村 三郎 兵 衛 ㊞

御 役 人 中

この例は野津田村のものである。地借の場合でも村から合法的に退転しようとする場合に、みたされなければならない条件がよくわかる。とくに宛書に地主と共に御役人中とあることは「地借」のような村落生活に公的関係をもち得ない立場にあっても、村の承認が必要であったことを示している。なお、同じ時に第三郎兵衛も同様の願書を出しているが、それによると、この市郎兵衛の家は元来喜左衛門家の「前地百姓」(後述) であったのが、地借に昇格したもので、喜左衛門と私的関係が極めて強い家であった。そして、市兵衛自身は弟が当主となっている小山田村の家から養子として野津田村に入村していたのである。とにかく市兵衛家は娘に養子(居跡)をとっていたのが、娘は欠落、聟は病死ということで相続者がいなくなってしまったため、絶家することとなったのである。

以上の例は経済的困窮がうたわれていても、直接の理由となっているのは、年貢不納とか、小作料滞納とかの経済的破綻ではなく、むしろ相続者がないという人的理由からであった。もちろん経営規模が小さく、再生産

条件が劣悪であるため、養子のなりてがないという事情が背後にかくれていることは無視できないだろう。

経済的破綻を直接の理由としている例をあげてみよう。

八 与市死失跡相続人栄蔵家財配分之訣

—中略—

右者与市儀去ル子夏中疫癘相煩付候ヨリ熱氣強一向言舌不相分何ニ而茂不申置其儘病死いたし候、依之栄蔵義跡目相続仕候処不存寄所々借金多、度々催促を請難義至極仕、乍去養父借請置候義ニ付成丈御損毛不相掛様追々済方仕度心組ニ而出精仕候処、兎角不仕合ニ而昨々年中相煩罷在、折柄稀成違作ニ而小作立毛ハ其儘地主に引渡誠ニ露命相続成兼候仕義故、御年貢諸夫錢畠方小作年貢等相嵩、片時も難立行、無是非今般聊之田畠流地ニ相渡、家財壳拂右代金を以各様方に相歎御勘弁を請、夫々配分済方仕度旨、当人親類組合一同申出村方故障茂無御座候間、家財壳捌書面之通割賦配当仕候間、格別之御厚情を以御請取被下御名前下に御調印被下度所希候以上

天保五年九月

連光寺村与市死失跡相続人

栄 蔵

親類惣代 小左衛門

同 栄 次 郎

組合惣代 久 次 郎

同 左 内

組 頭 兵 助

同 源 兵 衛

同 吉 五 郎

年 寄 宗左衛門

名 主 忠右衛門

この史料は武藏国多摩郡連光寺村の名主文書にあったものである¹³⁾。家財配分帳（分散帳ともいう）の後半をあげたのであるが、「配分之訣」を

みると、地代金（田畠壳渡代金）、家作代金、古戸障子其外家具代、屋敷雜木代金の合計は七両弐分弐朱ト錢六貫弐百五拾四文であり、そのなかから御年貢米金と、七口の小作料と、一口の質代金との計弐両三朱ト錢弐拾七貫九百八拾五文を引くと、弐両弐朱ト百弐拾九文が残る。これを廿一口の金主、借金合計弐拾弐両三朱ト錢五拾六貫四百八拾文に、借金額に応じて按分比例して返却しているのである。

養父の死後、残された借金返済に苦しみ、結局破産せざるを得なかった事情がよくうかがえるが、資産の売却代金をはるかに上廻る借金の合計は、その口数の多さとともに注目に値する。連光寺村一村だけでも、かかる分散帳が天明以降十数冊も残されていることを指摘するに止める。

ともあれ、上掲の史料は金主に返却事実の承認を求めたもので、その限りでは絶家の願書ではない。しかし、家産の消滅はそこに家の実態が存在しなくなったことを意味し、年貢負担者としての百姓の家の存続が中絶したことを意味する。

さてこうして絶家しても、名跡が残る場合がある。村中が連印しなければならない文書作成において、たとえば「村儀定連印帳」とか「五人組帳」の連署印に際して、「誰某潰跡」と押印なしにかれている。潰跡の持高ないし保有地がどの様に経営され、年貢を納めるかは前引欠所処分請書に「村惣作」とし、村役人の取斗いで年貢が納められていることが判る。しかし次例のように荒廃地となってしまう場合もある。

九 手形之事

一佐五右衛門と申者高弐石弐斗余之百姓ニ而御座候得共、去酉二月三日相果申ニ付跡敷之田畠御年貢御役等、斗小作請合無御座候、尤此田地之儀ハ三拾年以前より荒畠罷成候ニ付、只今作所ハ屋敷付中畠壹反廿五歩屋敷壹畝六歩之所斗作申候、此外ハ荒地御座候衆ニ請合不申候ニ付組中割合相談仕、後日手形仕置申候仍如件

享保二年戌三月

(百姓8人連印略)

この史料は武藏国多摩郡松木村の名主文書にあったものである¹⁴⁾。跡式の田畠耕作は五人組にゆだねられたようであるが、あえて引受けるものがない事をたがいに確認したものである。

名跡が残されている場合、この名跡の相続が行なわれる。つまり絶家の再興ということになる。

十 為取替申証文之事

一右者上和田村百姓茂左衛門潰ニ相成リ候ニ付其元方ニ而跡式相続致度候趣御望ニ御座候間、御相談之上家作類并ニ屋敷畝歩式畝歩讓渡申候、尤為讓金五両請取可申処、此節調立被成兼、当金三両慥ニ請取申処実正也、且又残金二両之義ハ村方百姓披露目之節利足御加差出し罷成候筈、儀定取極申置候、然上者御勝手次第家移可被成候、為後日為取替申証文仍而如件

文政十三寅年閏三月

中和田村茂左衛門本家

李右衛門 

上和田村長兵衛殿

この史料は上和田村の百姓茂左衛門潰跡の相続について、茂左衛門の本家である李右衛門と、潰跡式を相続したいとする上和田村長兵衛との間にとりきめられた条件に関し、相互に交換したものである。潰跡式である茂左衛門の名跡をつぐわけであるが、その際名跡に附属している家屋としては「家作類并ニ屋敷」であり、その譲金は五両であった。そして茂左衛門名跡をついだ時、「村方百姓披露目」をしてひろく村民に告知する必要があったのである。もとよりこの史料は当事者間に取りかわされた私文書であるから村役人などは関係していないが、現実には年貢負担の問題が直ちにからんでくるのであるから、村落生活の公私の面において無関係ではありえない。「百姓披露目」文言が必要となってくるのである。

十一 差上申御請証文之事

一当秋百姓五郎兵衛潰株、今般百姓勝之助厄介人新太郎相続致候様仕

度段、私共一同連印を以奉願上候処御聽濟被成下置難有仕合ニ奉存候、然上ハ御年貢諸役高掛村並之儀ハ不及申、御役宅并村役人中より被申付候儀決而違背仕間敷候、為其御請印証文奉差上候処如件

安政六未年十一月七日

連光寺村五郎兵衛相続人

新 太 郎 印

願人百姓 勝 之 助 印

組合百姓 弁 蔵 印

同 喜 代 次 印

同 太 郎 吉 印

同 平 八 印

組 頭 藤 助 印

この例では潰跡式相続願人の居住している五人組合全員が相続本人と願人とともに請書に連署印しているのである。その請書の本文は史料にあるとおり、年貢諸役高掛については村方一統と同じに負担し、又地頭ならびに村役人の申付けにも従うというものであって、名跡をつぐことは一般の百姓と同じ権利・義務を生ずることになるのである。

また別に五郎兵衛潰株が所属する五人組合の百姓と組頭とが連署印した請書がある。史料の全文引用は省略するが、その文言中に「是迄潰中諸勘定之儀ハ組合親類一同立会取調早々取引致候様可仕」くとのべている。潰株を取得するためにはもちろん前引史料の如くそのための譲金を必要とするのであるが、この事例の場合は半公文書である点、および百姓五郎兵衛が潰株となるとほとんど同時に新太郎が相続しようとした点からみて、「潰中諸勘定」とあるのは年貢・諸役・高割（村入用）の勘定をさしているのであろう。

以上は僅かな事例であるが、絶家とその再興の大略には近づき得たと思う。はじめにのべたように江戸時代の百姓が家族をもち、家産を有しているのは封建地代を負担すべき最小単位としてあって、その家の継続は生

物的な種保存の現象としてよりは、むしろ経済的政治的な強制によって維持されるべきものとして存在しているのである。百姓の持高はその有無大小ももちろんその経済的地位を示す指標として重要であるが、それにもまして持高が領主と農民との間の生産関係の集約的表現となっていることに眼をむけねばならない。この生産関係は個別的人身的な隸属関係としてよりも、社会全体における身分関係として現象している。いいかえれば個々の百姓は個人として認識されるのではなく、「高」に抽象化された生産関係のもとで、生産過程に投入される労働力の具現物でしかない。従って「高」に付属している百姓の家の継続とは、家族関係の自然史的な流れではなく、労働力の再生産の場の継続であり、また労働力が生産力に燃焼していくための労働の場としての「家」すなわち「名跡」の維持なのである。従って「名跡」を労働の場とする人間がいなければその家の継続は中断することになる。しかし「名跡」はもし他に合併されたりしなければ、いぜんとして潜在的に存続しているのである。そこでこの「名跡」の相続が行なわれることになる。

あるいは次にのべるように、中断をさけるために養子制度が行なわれる事になる。宗門人別改帳を操作した経験をもつ者はいつどこでも養子の多いことに気づかれていると思う。ただしかくいったからとて、養子制度が江戸時代に特有の制度だとするものでない。百姓の養子制度が江戸時代においてどのような意味をもっているかを考えようとしているにすぎない。

III 養子相続

これまでみたいくつかの史料において、家を相続する事、ないし相続する人間を「遺跡」とよんでいることをみた。「遺跡」は関東地方では今日でも用いられている言葉であって、原意は家の「名跡」に發し、「名跡」をのこす意であったろう。遺跡はまた居跡ともかく。のこされた名跡をつぐ事、またつぐ人間をさしたことから、更に転じて養子をもさすようになっ

ている。

さて養子相続の事例をあげて検討してみよう。

十二 一札之事

一善九郎儀拙者養子ニもらい申ニ付持参金として金子貳拾両慥ニ請取
申所実正ニ御座候，尤拙者持高之田畠之内，別紙書面之通ハ隠居免
ニ残置，相残田地屋敷山共ニ善九郎方ニ相渡シ可申候，少茂相違仕
間敷候，為後日一札仍而如件

宝永五年子ノ十月 原 村 三左衛門 ㊞
寺方村善右門殿へ 証 人（五人連印略）

これは武藏国多摩郡寺方村の名主文書中にあったものである¹⁵²。文言中
にある別紙の発見がないので、隠居免が何程か、また三左衛門の持高が何
程かは不明である。だが持参金貳拾両は相当多額である。養子が持参金も
しくは自分名儀の耕地を持って行く事は一般に行なわれたようである。

十三 不通聲養子手形之事

一御自分御舍弟弥八殿事塙右衛門と致改名，不通之約束ニ而貰請，則
今般勝手賄金として壱両并作馬壱疋御持参慥ニ受取申所実正也，右
塙右衛門事拙者聲養子惣領ニ相立，只今迄我等所持之地所高六石余
并家財不残譲渡所相違無御座候，此上隨分実躰ニ相続致被呉様ニ存
候，為後証一札依而如件

天明二寅年三月六日 別所村養 父 塙 之 丞 ㊞
親 類 佐 内 ㊞
同 世話人 喜左衛門 ㊞
世話人 五右衛門 ㊞

前書之通相違無御座候，為後証奥印依而如件

組 頭 政右衛門 ㊞
名 主 庄右衛門 ㊞

下落合村御舍兄 平之丞殿

世　　話　　人　　権之丞殿

この史料は武藏国多摩郡落合村の名主文書中にあったものである¹⁶⁾。此の事例は持高6石余という此の地方では中農の上位にある養家へ、養子に入る時、金壱両と作馬壱疋を持参しているのである。なお「不通聟養子」とは養子縁組をした後、その縁故にたよって絶済的な援助を期待したりすることをあらかじめ封じようとしたものである¹⁷⁾。

上の例は養家先に子供がない事例であるが、養子先に幼少ではあるが実子のいる場合もある。

十四　　差出シ申一札之事

一今度私共相談之上、次右衛門世惣茂左衛門儀伊兵衛聟遺跡ニ仕候事
一茂左衛門儀向田ニ而上田壱反壱畝拾弐歩・下田一畝五歩、的場所ニ
而上畠四畝廿四歩、反別合壱反七畝拾壱歩、伊兵衛方に持參致候間
高反別當未年より伊兵衛方に御入可被下候事

一伊兵衛儀持高之内ニ而、どぶ之下タ田三枚、谷之畠弐枚、右二ヶ所
田畠ハ実子乙松ニ仕、相残ル田畠山屋敷家財共ニ聟茂左衛門方に相
譲り申定ニ仕候事

右之通双方親類共相談之上相究候上者少茂相違之儀無御座候、茂左衛
門儀伊兵衛方に孝行可仕候、勿論伊兵衛儀茂左衛門念頃可仕候、若万
一不縁ニ茂罷成候ハハ、右茂左衛門持參之田畠伊兵衛方より急度相返
シ申定ニ仕候、然ル上者双方并茂左衛門方より已後六ヶ敷儀申出間敷
候、為後日兩人親類共加判一札差出シ申候、仍而如件

正徳五年未正月

茂左衛門親 次右衛門 印

茂左衛門養父 伊兵衛 印

名主 久米右衛門殿

茂左衛門 印

兩人親類 甚兵衛 印

同 八三郎 印

上例は村名が記されていないが、前出の野津田村のものである。養家先

の持高の詳細は不明であるが、養子は田だけでも1反2畝余も持参している。石盛1石5斗として約1石8斗位の高になる。畠を合せれば優に2石は越える。しかし伊兵衛の実子乙松に分与され田畠があるから、茂左衛門が持参する分ぐらいは養家先から減ることになる。それにしても実子がいるにもかかわらず養子をとっている事実は注目に値する。乙松は幼名であるからこの養子が行なわれた時期には未成年であったとみてよい。

養子事例としてあげた三例のうち、寺方村のものは当事者と証人の連印だけであるが、落合村と野津田村のものには当事者と親類や世話人の連印の外に、村役人である名主・組頭が奥書をしたり、あるいは届出の宛名人となったりしている。すなはち養子は当事者間の私的な親縁関係を結ぶというだけでなく、村共同体の成員に加わり、とくに領主に対して年貢負担の責任者となるという点から、村の行政的機関の保証ないし承認を必要としているのである。

養子に入いれば養父と養子とは相互に誠実に暮す事を要求されている。史料十三には「隨分実躰ニ相続致被呉様ニ」とあるし、史料十四の例では養子は養父に「孝行可仕」、養父は養子に対し「念頃可仕」とのべているのである。もし仲がうまくいかず「不縁」つまり離縁にでもなれば「持参之田畠」は返却する約定もしているのである。

次の例も同様である。

十五 聲遺跡証文之事

一貴殿子息忠蔵、当村佐野右衛門・其村方太郎右衛門仲人ニ而我等遺跡ニ申請候、我等娘と夫婦ニいたし候、為持参金四両弐分慥ニ請取申候、然上者我等所持之田畠家財相渡シ相続為致可申候、万一相互ニ不相應之儀有之、離縁之筋ニ相成候ハバ、右持参金差添離別可仕候、此遺跡之義ニ付親類ハ不及申脇より構無御座候、為後日聲遺跡証文、仍而如件

安永五年申十二月

野津田村舅 半 兵 衛 ㊞

小山田村 茂右衛門殿 親類 久米右衛門 印
 仲人 佐野右衛門
 小山田村 仲人 欠損
 野津田村 名主 伴助

以上の様な証文をとりかはしても、現実の生活のなかでは離縁も起つてくる。

十六 一札之文

一我等儀、忠左衛門殿所に聟居跡参候へとも、自分我儘成儀いたし、忠左衛門殿所を風与罷出候へとも、拙者息女壱人持候へハ、我等兄不ひんニ存、組頭衆頼入、忠左衛門殿方へ佗言仕、罷帰り申答首尾仕候、此上自分我が儘いたし忠左衛門殿方へ何ニ而も慮外成儀仕間敷候、殊ニ女房をも非分ニ打たゝき候由、後日何連も御聞被成候ハ、組頭衆、兄三左衛門殿所を追被拂申候とも其時一言之儀申間敷候、為後日一札如件

元禄六年酉七月日 三之丞 印
 忠左衛門殿 与左衛門 印
 長兵衛 印

この例は一たん飛びだしたもの、「子はかすがい」の諺どほり、元のサヤにおさまったものである。そして特約条項として、「女房をも非分ニ打たたき候」様なことがあれば村にも居られなくなる事を約束しているのである。文書中に村名が記されていないが、これは松木村名主文書中にあった例である。三人の連印があるが、三之丞が本人で、あと二人は組頭であろう。しかしこの男は結局離縁したようである。次の史料の差出者は清兵衛で名前が違うが、これは改名したものと考えた方がよい。

十七 暇状之事

一此度我等義式拾ヶ年以前、田畠諸道具共ニ持参候而、忠左衛門殿後家ニ参候処、此度不縁ニ罷成、我等罷出候上者右持參ノ田畠諸道具

請取出し候上ハ、忠左衛門殿田畠小志やうろ共ニ一切構無御座候、且又子供之義ハ惣領壱人残置、我等壱人請取罷出候上ハ、何方へ縁付候共何ニ而も一切構無之候、為後日暇状如此ニ候、以上

宝永七年寅ノ八月廿五日

清 兵 衛 印

小じやうろ殿

宝永七年（1710）から20年以前といえば元禄四年（1691）に当る。前引史料の2年前であり、日時は符節する。文言中に「忠左衛門後家」とあるのは、いはゆる未亡人のゴケではなく、アトヤの宛字であろう。持参の田畠諸道具は全て返却して貰っている。子供の引取については、前引史料には娘一人とあったが、20年後は男女一人づつにふえ、男子は忠左衛門家の相続人として残し、娘を引取った模様である。

18年前に飛びだした時と違って、養父も死亡し、子供もかなり成長したことが、財産分離を伴う離縁にふみ切れたものようである。しかし残された家産は元来の忠左衛門家の分であるから、惣領は包括的に継承することになる。

以上、三節に分けて実子継承、絶家とその再興、養子相続の事例をあげ、農業経営の継承ニ際して、単独相続者が包括的に継承する場合の様相をみてきた。個々の特殊な事情は複雑であるが、それらを通じてみられるのはその家の農業経営を現実に可能ならしめる条件つまり農業労働の主体的条件を確保しようとする点にある。したがって、養子の場合でも、たとえ養家先に実子がいてもその家の経営を維持していく上で不適当であれば、その実子の立場は経営の主体からは排除されるし、同様に長男がいても、これを「欠落」処分にしてでも、生産のための人間を確保し、その人間に家産を委ねるのである。もちろん例外もある。はじめにあげた史料三の場合は、家督・家産を譲りうけて、高持百姓となった本人が、実は江戸に居住して、在村しておらず、従って農業経営に従事しておらない。しかし、この事例も親存生中の特約条項を考えれば、在村して親の指揮下に農

業労働に従事している弟2人は、他の弟妹が他村え奉公に出ている点からみても、この家の経営主体として労働に従事しているようには思われない。むしろ従属的な立場にあるともいえよう。しかもこの家の経営規模は4石余と、血縁小家族に適合した規模であり、譲状の目的は経営の細分化の防止にあったとみてよい。

要するに小家族とそれに適合した経営規模の継続が、単独包括相続を要請しているのである。もしこの条件がみたされない時は絶家となって、家の継続が中断されるか、あるいは養子をとることによって、条件をみたそうとするのである。従ってこのような条件にある農家の場合には相続序列つまり長子か、次男か、あるいは末子か、ということは二義的な問題であるといえよう¹⁸⁾。

- 12) 河井醇造氏所蔵文書（町田市野津田町）以下本文書よりの引用の場合、注記を省略する。
- 13) 富沢家文書 文部省史料館所蔵 以下本文書よりの引用の場合、注記を省略する。
- 14) 井草市郎氏所蔵文書（東京都南多摩郡由木村松木）以下本文書よりの引用の場合、注記を省略する。
- 15) 佐伯家文書 文部省史料館所蔵 以下本文書よりの引用の場合、注記を省略する。
- 16) 小林利正氏所蔵文書（東京都南多摩郡多摩村落合）
- 17) 前掲大竹著書 135頁 大竹氏は摂津国武庫郡上瓦林村の岡本家文書の史料を引用し、大阪地方特有の制度と解されているが、必ずしもそうはいいきれない。
- 18) 大石慎三郎稿前掲論文・および大竹秀男著前掲書第三章相続を参照されたい。

三 農家の分割継承事例

本章では家産を分割して継承する事例を紹介することとする。既にあげた単独継承事例のなかにも、史料三・史料四の如く隠居免や、子育免が保留された場合もあるが、これらはその目的が消滅すれば返還されるもので

ある。史料十四は養子相続の例としてあげたが、養家先では実子の取分をまず除いており、残った田畠、山、屋敷、家財を養子が包括的に相続するので、やはり単独継承の事例となるだろう。次の例は分与される耕地がいかにも少く、これのみをもってしては一本立の百姓として自立しうるか否か疑わしい例である。

十八 進上手形之事

(遺言カ)
一久三郎ゆいけんノ通り、上田六畝廿壱歩、郷中名主組頭衆立合、よ
ご方へ被下候、此上ハ何ニても六ヶ敷儀申間敷候、為後日仍如件

寛文十二年子ノ九月三日	松木村 与五兵衛	印
	証人 権右衛門	印
久三郎はゝ殿	同 太左衛門	印
同 三郎左衛門殿	同 加右衛門	印
	同 八右衛門	印
	同 市郎左衛門	印
	同 太兵衛	印
	同 庄右衛門	印

かなり年代の古い証文のため、文言が簡単で差出者と宛名人の関係がはっきりしないが、文言中の「よご」は本人与五兵衛の略であろう。証人は「郷中名主組頭衆」であろう。宛名にかれている「久三郎はゝ」と「同三郎左衛門」の関係は祖母と孫とみる事が妥当と思われる。「久三郎」の遺言に従って、遺族である「久三郎はゝ」と、久三郎の子である「三郎左衛門」が与五兵衛に上田6畝余を与えたものと思われる。そして、この場合、久三郎と与五兵衛はどの様な関係で遺贈を行ったのだろうか。宛書にわざわざ「久三郎はゝ殿」としてある所をみれば、「久三郎はゝ」と与五兵衛との間に血縁関係はなかったものとみななければならない。つまり久三郎と与五兵衛は兄弟であったとは考えられない。また与五兵衛が久三郎の子で、三郎左衛門と兄弟であるとするには「久三郎はゝ殿」としているこ

とが納得できない。ことに「久三郎はゝ殿」と「同三郎左衛門殿」の書き方において後者が一段低い所にかかれている点からみて、「久三郎はゝ」はこの家ではかなりの権威を持っていたようと思われる。従って三郎左衛門は年令的にもかなり若いのではないか。三郎左衛門が惣領であったとすれば与五兵衛はもっと若いことになる。その様ななものに僅か6畝余の田のみを与えて自立させることは無理があるとしなければなるまい。与五兵衛は少くとも自己の經營を自立して営むことが可能な能力を有していたと見なければこの遺贈は無意味なものになる。残された解答は与五兵衛が久三郎の異母兄弟か、もしくは下人的存在であったのかの何れかとなる。もし前者としてもその家族内の地位は低く、後者に近い性格をもっていたとみる方が妥当である。こうした下人的存在のものが、久三郎の死を機縁に、一応農業經營の中心となる田を与えられて自立を許されたと理解するのがもっとも妥当な解釈であろう。

しかしこうした下人自立の史料は少い。次にあげる譲渡証文写はその数少い事例の一つである。この事例は分割相続に關係があるので、ここで取上げておこう。野津田村のものである。証文の前の部分が欠けているが、次に残された部分全文を示そう。

一九A	反別合式反七畝拾弐歩内	上 畑 六畝廿六歩
		中 畑 八畝廿二歩
		下 畑 九畝拾弐歩
	此高壱石八斗六升九合	下々畑 壱 畝 歩
		屋 敷 壱畝拾弐歩

外

一永壱文 縿壳出シ

一山 壱ヶ所 清大夫殿居屋敷脇通り

右者我等持分ニ而、其方ニ預ケ置候処、我等更近年不手廻リニ而御年貢高役等相勤兼候ニ付、此度右之畑・屋敷・山林共ニ其方に相譲リ候処実正也、為祝金子拾九両慥ニ請取候、然ル上ハ右之畑・屋敷・山ニ付此方親類共向後少茂構無之候間、当末ノ年より御年貢・高役并縿壳

出永共ニ相勤，永々其方直名ニ可致候，為後日親類共加判を以譲り証文仍如件

正徳五年未二月

譲り主 案右衛門 印判

証人 弥市右衛門 印判

証人 久太郎 印判

茂右衛門方に

証人名主 久米右衛門 印判

右之通相違無之者也，仍加判如此ニ候

河井亦市 印判

史料の前半は畠と屋敷の書抜で，残存しているのは8筆である。欠損部分には上畠3畝廿五歩分に当る1筆が書かれていたと思われる。こまかい点は省略するが，屋敷については「今以居屋敷」とある。この証文の型式上，一般にみられるものと異なるのは宛書に敬称が略されていることである。これは差出者と宛書者の関係が目下の者から目上のものへ，もしくは対等の立場でだしたのではなく，身分の上のものから下位にあるものへ出したものであることを示すものである。事例にあげた史料は後年の写しだあるが写す際に脱落したものではない。本文中にもふつうなら「貴殿方に相譲」とある文言が「其方に相譲り」とあったり，あるいは「我等持分ニ而，其方ニ預ケ置候」とあったりする点からみても誤りではない。

上掲の「其方ニ預ケ置候」というのはどの様な内容なのだろうか。次に引用する「(筋目諍論口上書写)」が事情を明らかしてくれる。

一九B 覚

一訴訟人七右衛門本家茂左衛門義，古来ハ茂右衛門と申，三左衛門先祖普代之ものニ御座候訣ハ，当百四拾余年以前寛文六年野津田村御繩入御改之節，三左衛門三百石余所持仕候節，普代百姓ニ而召仕候者ニ御座候間，則御水帳ニ茂慥ニ證據御座候，然所元禄年中三左衛門方より當時潰百姓熊藏と申もの之先祖案右衛門と申者ニ高五拾石余分地仕候節，右案右衛門方へ一同差添分地仕候茂左衛門ニ御座

候所、案右衛門義不如意仕、所持地質流等ニ仕、只今ハ潰百姓ニ相成候程之事故、去ル正徳五未年三月中案右衛門方より普代相許シ、其節より茂右衛門直名之御百姓ニ罷成居候、且七右衛門儀ハ茂左衛門方より享保五子年四月中、七右衛門先祖權左衛門と申者分地仕候御百姓ニ御座候ヘハ、三左衛門先祖普代筋之ものニ相違無御座候、右之外年々御支配様ニ差上候宗門人別帳控等其外古書物等ニ、普代百姓之訛数多御座候得ハ、野津田村高八百廿三石余之御水帳拾壹冊之内ニ慥ニ証拠御座候得ハ、申傳等之普代筋ニ而ハ無之、慥成普代筋ニ御座候得共、先年案右衛門方より普代相許シ、其節より茂左衛門直名之御百姓相勤罷在候得ハ、今更相改可申筋毛頭無之候得共、彼者共疑心強く、無謂之難題申懸ケ候杯と申募候始末ニ御座候ヘハ、無是非有增口上書を以奉申上候、猶又御尋之上御水帳其外古書物等持参仕乍恐可奉入御覽ニ候以上

文化四卯年九月

この口上書控には宛書も差出もないが、本文中に見える三左衛門の直系の河井氏が差出者であろう。他の史料によると、河井氏の家系は河井越中(慶長8死)——佐京助(寛永9死)——三左衛門(久太郎とも云う、天和3死)——三左衛門(清太夫とも云う、正徳2年死)——又市(清太夫とも云う、享保2死)——繁右衛門——佐野右衛門——三左衛門(清大夫とも云う、文政10年60才)である。史料本文にもある通り、寛文6年には村高823石余のうち300石余を所持していた。佐京助には惣領三左衛門のほか、男子が4人おり、これらは皆高分けして分地している。貞享2年分地惣右衛門高不明、元禄5年分地案右衛門高50石余、元禄6年分地久米右衛門高50石余、元禄7年分地半平高50石余、元禄8年分地儀右衛門高20石余(うち8石は三左衛門より、12石は案右衛門・半平・久米右衛門3人より)すなわち貞享2年から元禄8年までに本家・分家5軒に分割されたのである。その際、所持地とともに普代下人をも分与したのであり、案右衛門家

に分与された普代下人のうちに茂右衛門がいたのである。案右衛門家の没落にはんして、普代下人であった茂右衛門は富を蓄積し、正徳5年には祝金19両を支払って、「預ケ置」かれた高1石869に当る畠・屋敷・山を所持するに至った。しかも6年後の享保5年には権左衛門を分地させているのである。ちなみに享保6年の高反別帳によれば、茂右衛門は高2石444であり、権左衛門は高1石627.7であって、合計は4石091.7となる。その分割比は約5:3である。なお案右衛門は高30石224.4となっているが、同年の宗門人別帳によれば案右衛門は江戸に奉公しており、村には伴の半之丞が残るのみである。また譜代下人である「さな」と「さわ」の二人は夫々上矢本村、下矢本村へ奉公に出ている。この下女二人は茂右衛門や権左衛門と血縁的な関係はないらしく、茂右衛門も権左衛門も女房と子供の血縁家族成員を有している。また参考のために案右衛門と同時期に分家した久米右衛門をみると、女房と子供5人の他に、普代下人を1人、そのほか他村よりの奉公人3人を有し、持高は高20石905.2である。

茂右衛門は自立する直前には、もはや主家の農業経営に駆使されるような「譜代下人」の本来的位置から脱して、主家と小作関係を結ぶ程度にまで自主的な経営をもち得ていたのである。

要するにこの事例は、元禄初年頃迄は、土地とともに分与の対象となっていた普代下人が急速に自立化の途を歩んでいたこと、何らかのかたちで自己の財産を所持し、拡大する可能性があったことを示している。村落構造の展開については後述するので、ここでは以上を指摘するに止め、以下分割継承がどの様な手続きで行なわれ、どの様な耕地分与が行なわれるかを、具体的な例証をあげていくことにしたい。

前章では単独継承の事例を形態別に見たが、本章では便宜上、村別に事例をみることにする。

I 武州多摩郡野津田村の事例

上来しばしば引用してきた野津田村の名主文書から、家の分割継承にか

んする史料をとりあげてみよう。相続事実は種々の史料の操作によって検出できるが、相続時の具体的様相を見るために、ここでは相続に関する願書・請書に限定することとする。2千点をこえる文書群のうち、宝永7年を初見とし、寛延3年に至る40年間に11件の事例を見出した。以下においてこれらを年代順に逐次、紹介・検討する。11件の摘要は第1表に表示した。事例の番号はこれまで引用してきた史料の番号に続けることにした。

第1表 野津田村分地事例摘要

史料番号	年号	当事者	続柄	宛書
二〇	宝永7.8—	甚五左衛門、八三郎	兄弟	名主・組頭
二一	正徳2.2.29	市左衛門	親子	名主
二二	正徳5.3.14	太兵衛、勘三郎	兄弟	名主
二三	正徳5.3.21	喜左衛門、勘三郎、五右衛門	親子兄弟	名主
二四	享保4.8.12	傳右衛門、源兵衛、武左衛門	親子兄弟	名主
二五	享保6.4.28	善兵衛、傳三郎	兄弟	名主
二六	享保8.2.—	清右衛門、長左衛門、又次郎	養父・実父・養子	名主
二七	享保13.2.3	惣右衛門、与右衛門	養子・実子	地頭
二八	享保17.2.7	市左衛門、伝之丞、ゑん	兄弟妹	名主
二九	元文4.3—	仁兵衛、市三郎、市兵衛	親子兄弟	名主
三〇	寛延3.12—	助左衛門、七郎右衛門、源之丞	親子兄弟	名主

二〇 差出申一札之事

一我等兄弟高分ケ之儀、親存生之内申置候通場所書致、此度高御分ケ被下候様ニ願申候所、親遺言之儀ニ候間、則組頭衆御立合願之通無相違御割合、両大方に御書付請取置存候、然ル上ハ右割合ニ付向後両人共申分無之候、尤割合ニ付各御差図ケ間敷義無之候、両人共ニ御年貢高役無油断相勸可申候、為後日兄弟加判一札仍如件

宝永七年寅八月

甚五右衛門 ㊞

名主組頭衆中

弟八三郎 ㊞

右之通兄弟願ニ付我等共立合親申置候通無相違割合申候、為後日加判

仍如件

寅八月

立合組頭 次左衛門 ㊞

名主又市郎様

文言に見えるとおり、「親遺言」に従って兄弟が分地をした際に作成された証文である。分地の際には組頭が立合ってその効果を保証し、証文にも奥書をして名主に届出たのである。この史料ではどのような分割をしたのか不明であるが、さいわい宝永4年、宝永8年の宗門人別改帳によってその家族構成がわかり、また享保6年の持高改帳によって所持石高と耕地構成が明らかにできる。次にそれらを第2表に示してみた。

第2表 甚五右衛門家家族構成および持高

宝永4年	宝永8年	享保6年
伊兵衛 41才本人	甚五右衛門45才本人	上田 17畝16歩 上畠 24畝13歩
女房 38 妻	女房 42 妻	中田 16 — 中畠 1 20
かね 11 子	かね 15 子	下田 26 12 下畠 47 2
くめ 8 子	くめ 12 子	下々田 — 12 下々畠 8 26
よし 4 子	母 60 母	60 10 屋敷 3 22
母 56 母		
八三郎 25 弟	計 5人	85 23
孫助 17 下男	八三郎 29才本人	合計 156畝3歩
	女房 28 妻	持高 11石147.9
計 8人	計 2人	
		下田 25畝22歩 上畠 15畝26歩
		下々田 4 14 中畠 1 8
		30 6 下畠 24 28
		下々畠 13 4
		55 6
		合計 85畝12歩
		持高 5石483.5

宝永4年に既に父は死亡して伊兵衛が跡をついでいる。宝永7年には甚五右衛門と改名しているが、享保2年以降は再び伊兵衛と旧にふくしている。第八三郎は同居し、更にこの家は下人を1人雇っていた。下人孫助は

同村市右衛門の子で3年季奉公である。宝永8年には八三郎は兄の家から別居し、結婚している。妻は同村弥左衛門の妹であった。兄の家族には母が残り、下人は居なくなっている。

享保6年のそれぞれの持高は11石147.9と5石483.5で合計すると16石631.4である。分配比は約2:1である。そして耕地の地種・地位をみると、兄の方に上田・中田が3反3畝もあるのに、弟は下田と下々田許りである。畠では弟の方に下々畠の比率が大きい。また屋敷地は兄のみが相続している。すなわちこの事例の兄弟分割相続は石高の面でも不均等分割であるばかりでなく、実質的な耕地配分でも弟の方がヨリ悪い条件におかれているのである。

二一 差出申一札之事

一我等持高子共ニ分地之義、此度願申候得共分地難成由御申渡シ尤ニ存候、然共先年我等義も聟遺跡ニ參、両方之名田ニ而御座候ニ付、達而申候得ハ、坪切ニ御改、高御割被下候、尤我等願之通御割被成候ニ付高割帳ニ茂判形致候、然ル上ハ右之高割ニ付我等ハ不及申、兄弟之子共方ヨリ少茂申分無之候、且又我等只今迄所持之印形此度高割相済申候上ニ而、惣領市三郎方に相譲申候、為後口一札仍如件
正徳弐年辰二月廿九日

市左衛門 ㊞

名主 又 市 殿

この証文によると、市左衛門は一旦却下された分地願を再度願って許されたことを示している。許可の理由は市左衛門がこの家に聟養子として縁付いてきた時に持参した田があり、これを二男に譲渡しようとした事にある。すなわち、この家の本来的な所持田畠ではないことが分割許可の条件となつたのである。そして親存生のうちに高割帳にかきのせて分割を公認して貰うことになったのである。また高割=分割相続が公認された時、家の「印判」は惣領である市三郎に引渡す事とし、従って市左衛門は隠居する事になる。すなわち名跡の継承はその家のシンボルとしての印判をもつ

て行なわれている事が明らかである。

この証文の出された正徳2年の前後における家族構成と、分地後の持高とその内訳を第3表に示してみよう。

第3表 市左衛門家家族構成および持高

宝永8(正徳元年)	享保6年	享保6年
市左衛門 59才本人	久左衛門 40才本人 (市三郎) 改名	下田 21畝15歩
女 房 50 妻	女 房 35 妻	中畑 6畝18歩
母 72 母	は や 13 娘	下畑 50 12
市三郎 30 惣領	喜之助 22 弟	下々畑 29 25
市三郎房 25 嫁		屋敷 3 1
市三郎娘 は や 3 孫		21 15 90 26
源 八 19 二男		合計 112畝11歩
喜之助 12 三男	計 4人	持高 5石900.3
長三郎 47 普代 下人	源 八 29才本人	上田 7畝26ト
計 9人	女 房 25 妻	中田 6 0
	し ゆ ん 7 娘	下畑 49 16
	き ん 4 娘	下々畑 29 25
	き よ 2 娘	13 26 92 27
	祖 母 82 祖母	合計 106畝23歩
	母 60 母	持高 5石863
	長三郎 55 普代 下人	計 8人

正徳2年に源八は20才である。分地9年後の享保6年の家族構成をみると、惣領市三郎は久左衛門と改名し、妻子と弟をその家族構員としている。源八は妻子の外に、祖母と母を扶養し、その上譜下人を引継いでいる。親市左衛門が隠居して二男とともに別居した時、惣領から引きとったと思われる。前例では母が惣領に扶養されていたが、この例では二男が母のみならず祖母まで扶養しているのである。

さてそれぞれの持高とその内訳をみると、持高の分割比はほぼ均等であり、耕地面積合計もほぼ同じである。しかし地位別に見ると多少異なる点

がある。すなわち弟源八は上田と中田合わせて1反3畝余をもつが、兄久左衛門は下田のみ2反1畝余をもっている。畠方の場合は、下々畠はまったく同じ面積で均等分割であり、下畠も26歩の差だけである。しかし中畠は弟源八の方が5畝18歩も多い。その代り源八には屋敷地がなく、久左衛門のみもっている。屋敷地の代りに中畠を多くしたものと云えよう。証文に印判授受をして遺跡相続となしているが、この事はまた屋敷地の相続にも現われているのである。つまり源八が上田・中田を相続したり、母や祖母、その上譜代下人まで引受けっていても、この家の本来の名跡は久左衛門に伝えられたと見るべきである。上田・中田と下田の分割は親市左衛門が養子に入った時の持参名田と、この家本来の名田との分離を含む分割であり、畠方のみが均等分割されたと見ることが出来る。

一一 差上申一札之事

一私共兄弟分地之儀願申候得共、分地之儀ハ難成由、被仰渡候、然共親年罷寄兄弟之方に分地仕度旨願申、殊ニ両人共妻子も及飢申ニ付、此度右之趣願出申候、依之名主久米右衛門殿・組頭又左衛門殿・次右衛門殿御立合ニ而、場所見分之上割地被仰度、勿論私共願之通ニ被成被下候ニ付、已後右之割地之儀ニ付兄弟共少茂申分無御座候、為後日一札差上ケ申候、仍如件

正徳五年末三月十四日

太兵衛

河井又市殿

弟勘三郎

この例も一旦分地を願って却下され、再願して許されたものである。その結果名主・組頭立合で所持地の分割が行なわれた。この分地に際して付帯条件があった。同年同日付で勘三郎が立合組頭の連印を得て、河井又市（名主）に差出した証文は次のように述べている。「此度私共割地之儀相済み申候」。その際「兄分中畠四畝廿四歩、扶持方分ニ兄分より出シ置申」しており、この土地は弟が預っていたのであるが、「私（勘三郎）、式両之質地ニ入置申候、親相果申候節ハ、兄方に右之畠無相違相返シ可申候、若

其節畠請出シ候事不罷成候ハハ、私分外之畠、質地ニ入替候而成共、右之畠請出シ、急度兄方に相渡シ可申候」と約定しているのである。この付り証文によって弟勘三郎は親と同居していることがわかる。つまりこの例も前例と同じく隠居分家なのである。

この事例は前引の事例といささか趣きを異にしている点があ。すなわち「兩人共妻子も及飢申」とか、「私、式両之質地ニ入置申候」とか何かミゼラブルな状況を示す文言がある事である。この点を別の史料から探ってみよう。例によって宗門改帳における家族構成をみ、また享保6年の持高をみるとこととしよう。第4表に表示してみた。

第4表 太兵衛家家族構成および持高

宝 永 4 年	享 保 2 年	享 保 6 年
太 兵 衛 36 本人 な へ 3 娘	太 兵 衛 46 本人 女 房 38 妻 長 松 10 恒 あ き 6 娘 母 64 母	上 畠 5畝 12歩 中 畠 4 24 下 畠 6 15 下々畠 17 16 屋 敷 0 15 合 計 34畝22歩
計 2人	計 5人	持 高 1石722.9
次 兵 衛 63 本人 勘 三 郎 24 子 勘 三 郎 27 嫁 勘 女 房 て こ (不記入)	治 兵 衛 34 本人 (勘三郎改名) 女 房 37 妻 に は 7 娘 父 72 父	下 畠 4畝20歩 下々畠 6 9 合 計 10畝29歩
計 4人	計 4人	持 高 0石422.3

正徳5年に分地願が許可されたのであるが、宗門改帳ではすでに宝永4年には太兵衛家と、親次兵衛は別居し、それぞれ別個の家として記載されている。すなわち隠居分家が事実上行なわれており、宗門人別改帳という公文書において公然と認められているのである。それゆえに兄分の畠4畝歩が正徳5年においてすでに弟によって質入れされている事が理解できる。従って、正徳5年の分地許可は既成事実を高帳（所持地台帳）という

公文書においても公然化する手続きにすぎなかつたことになる。

家族成員の変化をみると、宝永4年の次兵衛家に「てこ」という年令・続柄不明のものがいたが、このものは注記によって、他村奉公していることが判る。このものは宝永8年の宗門改帳においても別の村へ奉公に出ている。享保2年には治兵衛家に記載されなくなるが、太兵衛家にそれまで記載のなかった「母64才」が記入されるようになる。「てこ」と「母」は同一人であって、奉公できない年令になつたため、惣領家に引取られたものであろう。また太兵衛家は宝永4年には三才になる娘なへとの二人家族であった。これは表示しなかつたが、宝永8年には「なへ」は見えなくなり、改めて「女房」と「伴太郎」が入っている。恐らく再婚したものと思われる。「太郎」は享保2年には「長松」と改名している。なお享保2年には太兵衛も長松とともに他村へ出奉公となつてゐる。

次兵衛家は宝永4年、同8年ともに戸主は次兵衛で、勘三郎は伴と記載されている。享保2年になると、つまり分地許可の翌年は勘三郎が次兵衛と改名して戸主となり、先代次兵衛は「父」となつて、名実ともに隠居するのである。次兵衛家は正徳5年までは「隠居家」として認められていが、分地の許可、高割の公認によって、隠居家も一戸前として認められ、勘三郎は年貢負担の公的資格者となつて、宗門改帳においても戸主たることを認められたのである。

ところでこのように「分地請書」においてもミゼラブルな表現があり、また家族の状態をみても、他村へ出稼奉公などしているこの兄弟の持高は表示したように、太兵衛は1石722.9、次兵衛家にいたつては僅か0石422.3にすぎない。分割比は4:1であるが、耕地はすべて畠許りで、屋敷も15歩にすぎない。これまでみてきた事例は分割前の持高10石以上のもの許りである。本例のような零細農が、その零細な中から、更にもっと零細な分家を出したのはどのような理由によるのであろうか。ここではそうした理由を直接に解明する史料をかいてゐる。

二三 差出申一札之事

一私居屋敷前田，世作勘三郎・五右衛門両人方ニ此度相譲り申候，地面割合等分ニ割渡申候，次男五右衛門方田少々多御座候ニ付，中田之内ニ而拾六歩五右衛門方に過ニ被成，相残分ハ畝步二ツ割ニ被成可被下候，尤地面見合割申候ニ付，位之相違茂可有之候得共，当分地面之位無甲乙割申候，上中共ニ右拾六歩之外ハ畝步等分ニ割合可被下候，然ル上ハ兄弟之子共方より少茂申分無御座候，為其如此一札差出シ申候仍如件

正徳五年未三月廿一日

喜左衛門 

惣領勘三郎 

二男五右衛門 

名主 久米右衛門殿

立合組頭伝兵衛 

同 清兵衛 

この証文は親喜左衛門と惣領勘三郎・二男五右衛門の相続当事者と、割地に際しての立合人である組頭が二名連印して名主に家産の分割に関して異儀なき事を申立てて、今後の証拠としたのである。文言中に「地面割合等分に割渡申候」とか、「畝步二ツ割ニ被成可被下候」とか、「畝步等分ニ御割合可被下候」とあって、耕地の一筆一筆を等分割して二筆に分けたようにうけとれる表現がある。しかし、「尤地面見合割合申候ニ付、——中略——当分地面之位無甲乙割申候」ともあって、必ずしも一筆地の分筆でもないようである。全所持地を地位に関係なく、面積が同じになるように分けたとも見える。

例によって宗門人別改帳と、持高帳によって家の状況をたしかめてみよう。第5表に表示した。

宝永8年、惣領勘三郎は35才で既に4人の子持であったが、二男五右衛門は独身である。また下男市助は20年季奉公である。分地2年後の享保2年には五右衛門も嫁を貰って分家している。喜左衛門はまだ隠居している。

第5表 喜左衛門家家族構成および持高

宝永8年			享保2年			享保6年		
喜左衛門	65	本人	喜左衛門	73	本人	上田	3畝14歩	上畠 1畝24歩
女 房	64	妻	女 房	70	妻	中田	13 29	下畠 49 23
勘三郎	35	伴	勘三郎	41	伴	下田	4 10	下々畠 16 28
くに	31	嫁	くに	37	嫁			屋敷 1 2
はつ	12	孫	はつ	18	孫		21 23	69 17
亀	7	孫	亀藏	13	孫			
ことう	3	孫	こちよ	10	孫	合計 91畝10歩		
五右衛門	32	伴	まき	3	孫	持高 5石459.9		
市 助	18	下男						
計	9人		計	8人				
			五右衛門	38	本人	上田	3畝14ト	下畠 16畝24
			女 房	27	嫁	中田	2 16	下々畠 7 21
			計	2人		下田	4 3	
							10 3	24 15
							合計 34畝18歩	
							持高 2石068.2	

い。つまりこの事例は隠居分家の分地ではなく、親は本家の戸主のまま、二男に自立の機会を与え、分家させたものである。

享保6年の持高帳では喜左衛門家が5石459.9、五右衛門家が2石068.2で、その合計は7石528.1となる。その分割比は2:1である。耕地の配分をみると、上田のみが等面積である。これは「分地請書」冒頭に「私居屋敷前田」とある分に当るだろう。また下田もほぼ等しい面積となっているが、他の地位の夫々の面積はすべて大きくなっている。つまり上田と下田は等分筆したとみてよいが、他のものは不均等に分けられていることになる。分地証文面の記載は必ずしもその通りに実施されたのではないことを証左といえよう。

二四 差出申一札之事

一我等持高兩人之子共に分地致度旨願申処、少々之高ニ有之ニ付、分地難成旨御申渡、尤ニ存候、然とも次男儀ハ他腹ニ而訛も有之ニ

付，年寄中を以達而願候ニ付，則高割被成被下候，尤分地之儀子供内談之上，内割致書付持參候様ニと御申渡候，仍而子共遂内談書付差出シ申候，願之通高分ケ被成被下度候上者，後日ニ我等ハ不及申兩人之子共方より少も相違之儀申出間敷候，為其年寄中立合之上，如此一札差出シ申候仍如件

享保四年亥八月十二日

傳右衛門 ㊞

惣領源兵衛 ㊞

名主久米右衛門殿

次男武左衛門 ㊞

立合年寄清兵衛 ㊞

同断傳兵衛 ㊞

「少々之高」しかないため，はじめは分地を許されなかったが，再度「次男儀ハ他腹ニ而訛モ有之」として願出て許されることになったのである

第6表 源兵衛・武左衛門内割覚

源兵衛			武左衛門		
田	1斗6升まき	こうちみちふち	田	6升まき	うしろこうち
畠	8升まき	こうちみちふち	田	1升まき	ミね
畠	2斗1升まき	とひだいら 三まい	畠	6升まき	うしろこうち
畠	1斗2升まき	はとひだい 上ら	畠	2斗5升まき	はとひだい 上ら
畠	9升まき	せき 上ら	畠	1斗3升まき	はとひだい 上ら
畠	8升まき	二わふりち	畠	1斗2升まき	ミわ塚
畠	7升まき	ヤツ之 下	畠	1斗まき	ミわ塚
畠	4升まき	ミわ塚	畠	1斗2升まき	ミわ衛門
畠	2斗4升まき	ミわ塚	畠	6升まき	ミね
	4まい				
畠	3升まき	ミわ塚			
小計	田 1斗6升まき		小計	田 7升まき	
合計	畠 9斗6升まき		合計	畠 7斗8升まき	
合計	1石1斗2升まき		合計	8斗5升まき	

る。その条件として公式に高割をする前に、相続人達の間で「内割」をして、後に異儀がおこらないようにしようとした。この史料は「内割覺」を添付して差出した分地願書である。第6表に「内割覺」を表示した。

耕地の地積は蒔量で示されている。田の1升蒔は略1畝に当るといわれている。蒔量合計で両人の分割比をみると約3:2に当る。源兵衛分の耕地の所在字名は「こうち」「とひだいら」「せき上」「二わり」「やつ之下」「みわ塚」であり、武左衛門分の耕地の所在字名は「こうち」「とひだいら」「みわ塚」「みね」である。両人に共通する字名は「こうち」「とひだいら」「みわ塚」で、「こうち」にある畠の分配は源兵衛分8升、武左衛門分6升、「とひだいら」にある畠は源兵衛分3斗3升、武左衛門分3斗8升、「みわ塚」にある畠は源兵衛分3斗1升、武左衛門分3斗4升である。耕地の分配状況をみると、字名にいくつかの筆数があれば分配するが、一筆を細分化するような方法はとらなかったようである。

第7表 源兵衛・武左衛門家族構成および持高

元文3年			享保6年		
源兵衛	52	本人	上田	13畝	26歩
女房	42	妻	中田	1	20
くめ	10	娘		15	16
文太郎	4	伴			
計 4人			合計 66畝22歩		
			持高 4石068.4		
武左衛門	48	本人	中田	5畝	25歩
女房	36	妻	下々田	24	
七之助	13	伴		6	19
権之助	9	伴			
きく	7	娘			
母	71	母			
源内	35	弟	合計 67畝15歩		
計 7人			持高 2石533.2		

この家の家族構成と、持高を第7表に表示した。

分地願書2年後に当る享保6年の地位別反別と持高をみると、持高は略3:2で「内割」と同様である。源兵衛分の上田・中田の計1反5畝16歩は、内割覚で「田1斗6升まき」に相当するし、武左衛門分の中田5畝25歩は、内割覚の「田6升まきうしろこうち」に相当し、下々田24歩は「田1升まきミね」に相当する。畠方は源兵衛分の5反1畝6歩と、武左衛門分の6反26歩が、内割覚の源兵衛分9斗6升まきと、武左衛門分の7斗8升まきに比べると、逆の関係になっているように見える。しかし高に換算すれば分地比は高反別帳と内割覚は略同様になるのである。なお屋敷が惣領の持分になっているのはこれ迄の事例と同じである。

元文3年（分地願後19年）の夫々の家族構成は源兵衛家は夫婦と子供2人の単純な形態をとっている。武左衛門家は「分地願書」に「異腹ニ而」と述べる特殊な事情を反映しているのであろう、母と弟が同居している。

二五 差出シ申証文之事

一我等兄弟分地之儀、親存生之内場所書付置申候ニ付、今日立合申場所吟味儀書置候通ニ割合申候、然上ハ兄弟方より分地之儀ニ付向後相違之儀申出間敷候、相違之儀申出候ハハ、其節分地御潰シ可被成候、其節兄弟方より一言之儀申出間敷候、為後日兄弟并親類加判一札差出シ申候、仍而如件

享保六年丑ノ四月廿八日

善兵衛

傳三郎

名主 久米右衛門様

立合仁兵衛

同清兵衛

既に親存生中に分地の地割はなされており、享保六年に至って、現実に引渡しがなされ、この割地について異儀ないことを約定し、名主に差出した請書である。

第8表に享保2年時の家族構成と、享保6年時の高反別を表示した。分

第8表 伝兵衛家家族構成および持高

享保 2 年			享保 6 年			
伝 兵 衛	66	本人	善 兵 衛			
女 房	65	妻	上 田	2畝 25歩	上 畑	1畝 20歩
善 兵 衛	41	伴	中 田	23 12	中 畑	14 23
ふ り	30	嫁	下 田	18 21	下 畑	46 22
伝 三 郎	35	伴		44 28	下々畑	14 21
ゆ き	23	嫁			屋 敷	3 25
久 米 之 助	13	孫				81 21
源 太 郎	11	孫			合 計	126畝19歩
左 太 郎	8	孫	伝 三 郎			
ま つ	4	孫	上 田	4畝 8歩	上 畑	5畝 6歩
			中 田	11 0	中 畑	3 12
			下 田	9 17	下 畑	34 22
				24 25	下々畑	21 9
						64 19
					合 計	89畝14歩
計	10	人			持 高	5石388.6

地前の家族成員は親夫婦と、伴二夫婦の三夫婦に孫4人である。この時の持高は13石909であった。

分地後の高反別は惣領善兵衛が8石520.3、二男傳三郎が5石388.6で、分割比は3:2となる。

耕地の配分状況をみると、田方のうち上田は弟が多く、中田は兄が倍をとり、下田も兄が倍をとるというように均衡させているが、小計すると兄は弟の倍近くをうけとっている。畠方ではそれ程大差はない。ただし惣領が屋敷地をとっているのはこれ迄の例と同じである。耕地の地積を比較すればその配分比は約4:3である。石高で2:1と兄の方に比重がかかるのは、兄が石盛の高い田を多くついているためである。もともと

の持高は10石以上であり、分地後もそれぞれ5石以上の持高であって、別段問題のない事例である。

二六 差上申証文之事

一私養子又次郎方に私持高之内、分遣シ申度御願仕候所願之通被仰付
難有奉存候、依之名主・年寄・五人組・諸親類相談之上、私持高三
拾四石四斗六升七合七勺之内、四石九斗六升壱合三勺ハ田方、弐石
三斗五升壱合三勺ハ畠方、此度又次郎方に分ケ遣候、此儀ニ付重而
出入ケ間敷儀申上間敷候、為後証連判証文差上ケ申所仍如件

享保八年卯二月	野津田村養父 清右衛門 判形
新藤三郎左衛門殿	実父 長左衛門 同
柏瀬權左衛門殿	年寄 杞右衛門 同
	同 久左衛門 同
	同 善左衛門 同
	同 五左衛門 同
	養子 又次郎 同
	養父清右衛門組 平左衛門 同
	与左衛門 同
	實父長左衛門組 五郎右衛門 同
	忠右衛門 同
	野津田村名主 久米右衛門 同

如此本書清大夫二月廿四日ニ相認同月廿八日又次郎乍御禮持參

この証文は他の11の事例と異なり、宛書が地頭の用人宛となっている。従って差出人には当事者の外、名主も連印している。ただし控であるから、実際には判はおしてない。奥書にあるように本書は二月廿八日に地頭役所へ持参したのであろう。

この家は享保6年の高反別帳において、村で4番目に大きい高持である。証文面にあるように長右衛門の持高34石余から田畠計7石312.6の分

地をうけて又次郎は別家したのである。残された高は27石 155.1 となる。

その分配比は 4:1 である。配分された耕地の内訳は不明である。

又次郎は宗門人別改帳の上では既に宝永4年7才の頃から記載されている。しかも同年には源之丞1才が同家に生れている。この源之丞は夭逝しているが、享保2年には市之助7才が居り、すぐに弟が生れていることが知れる。従って何故又次郎を幼少の頃から養子にしているのか理由がはっきりしない。享保6年には清左衛門48才と女房41才に、又次郎20才、孫七(市之助改名)11才、りよ7才の他に下男3人下女2人を年季奉公で雇っている。分家時の又次郎は22才であり、15年後の元文3年の宗門人別改帳によると、又次郎は女房と子供3人に下女1人の家族構成である。

**二七A 惣右衛門 分ヶ地御改之上差出申定証文之事
十右衛門**

鍛冶屋敷

一中畠七畝拾五歩 但シ畠二枚一縄之御検地

西一枚四畝步前度惣右衛門分ニ定置申候

内

東一枚三畝拾五歩前度十右衛門分ニ定置申候

此畠此度御改候所ニ前度之定ニ相違無之ニ付則前度定之通ニ相定申候事

屋敷下市郎左衛門畠繞

一上畠七畝廿八歩 但シ畠二枚一縄之御検地

西一枚五畝拾三歩前度惣右衛門分ニ定置申候

内

東一枚弐畝拾五歩前度十右衛門分ニ定置申候

此畠此度御改候所惣右衛門分ハ三畝廿九歩有之前度定ニ壹畝拾四步不足ニ御座候、十右衛門分ハ四畝步有之前度定ニ壹畝拾五歩過ニ御座候事

愛宕山

一山壱ヶ所 前度十右衛門分ニ定置申候

右之通前度惣右衛門遺跡ニ參候節、十右衛門分畠山共定置申候得共、

位違等も無心元存候ニ付，此度両大方より願申候ハ前度遺跡之節モ各御立合候ニ付，此度も御改願申候，仍而御立合御改被下候處ニ，居屋敷下上畠之儀過不足御座候ニ付，前度定之通畠踏切十右衛門分ニ致候共，又ハ畠ハ其儘差置，畠歩定之外ニ入，十右衛門分ニ致候共，此段ハ兄弟相談之上相定申様ニと御申候ニ付，則兄弟相談之上，右畠ハ其儘差置，惣右衛門方より過畠歩之分，定之外ニ十右衛門方に差添相渡申筈ニ定申候，兄弟相談之上定申上ハ，互ニ已後申分無之候間，後日ニ両大方よりとやかくと申出間敷候，依之高分ケ之儀願申候処ニ，上中ハ由比彦太郎様御分ニ而候間，名主政右衛門方に願，分ケ候様ニと御申，高反別御書付被下得其意忝存候，然ル上ハ政右衛門殿に願，高分ケ致両大方より御年貢高役等相勸可申候，為後日兄弟方より如斯一札差出申候以上

享保拾三年申二月三日

惣右衛門 

清 大 夫 殿

十右衛門 

立合 久米右衛門殿

又左衛門殿

由左衛門殿

一高六斗五合

十右衛門分

此わけ

上畠四畠歩 居屋敷下割地東之方

内 壱畠拾五步 前度定之外ニ畠歩入渡申候

此分米三斗六升

中畠三畠拾五步 鍛冶屋敷割地東之方

此分米弐斗四升五合

山壠ヶ所 愛宕山

右之通此度御改之上，当申之年より十右衛門方に相渡申候，然ル上ハ向後右之畠山ニ付，我等方より少も構無御座為如此御座候以上

申二月二日

惣右衛門 (印)

一金式分 是ハ右畠壱畝拾五歩外ニ差添相譲り候ニ付，為悦ト，惣右衛門 (印)十右衛門方より請取申候，然上ハ尚以右畠ニ付，我等方より少も構無御座候以上

この事例も一家族の中に養子と実子がおり，この事例は前例と反対に享保13年に実子が分地することになったのである。その際，惣右衛門が養子に入った時の取極めが不分明になっていたので，その点を明らかにしようとしたため，かくも長文の請書となつたのである。

惣右衛門が養子となつた時の取極証文は次の如くである。

二七B 証文之事

一此度貴殿子息惣右衛門儀，伊兵衛・由左衛門執持を以当村儀左衛門
聟遺跡ニ致候事

一惣右衛門金子八両持參被致候事

一儀左衛門持高四石四斗五升三合御座候

内

一中畠三畝拾五歩 鍛冶屋敷下モ之割

一上畠式畝拾五歩 居屋敷下タ久太郎畠境之割
是ハ屋敷分之積リ

一山壱ヶ所 愛宕山通

右式ヶ所畠并山壱ヶ所，儀左衛門実子源助分ニ相定，残分田畠山屋敷不残惣右衛門分ニ致候，尤源助分当分惣右衛門高ニ入置，何時成共源助請取候時分ハ，其節仕付置候作毛共ニ惣右衛門方より無相違源助方ニ被相渡候筈ニ定申候事

一惣右衛門分ニ致候田畠之内，前度儀左衛門質物ニ入置候所，隨分精出シ末々請返シ被申候様ニ可被致候事

一儀左衛門後家并幼少之子共，末々迄惣右衛門役害ニ可被致候事

右之通儀左衛門跡敷立兼申候ニ付，幸貴殿ニ由緒御座候ニ付，右之定

(厄介力)

ニ仕惣右衛門遺跡ニ相立申候，然ル上ハ相互ニ相違之儀仕間敷候，若
万一不縁ニ罷成候ハハ，儀左衛門跡敷も立候様ニ御相談之上，惣右衛
門持参金共ニ御引取可被成候，為後日取替之証文仍如件

正徳三年巳九月	野津田村 儀左衛門後家 判
	儀左衛門実子 源 助 判
	立 合 半 兵 衛 判
	立合組頭 又左衛門 判
山崎村惣右衛門養父	立 合 案 右衛門 判
惣 兵 衛 殿	同 断 久米右衛門 判
惣右衛門兄	山 崎 村 仲立 伊 兵 衛 無印
作左衛門殿	野津田村 仲立 由 左衛門 判

この「取替シ証文」が惣右衛門の手許に見えなくなつており、惣右衛門
が山崎村の実家に赴いて借用してきたものを享保13申年正月27日に写した
ものだという前書がついている。すなわちこの遺跡証文は惣右衛門が聟遣
跡となるに当つて取極めた四つの条件を双方が交換し、後の証拠としたも
のである。その条件は 1. 持参金は8両， 2. 儀左衛門持高のうちから將
來実子源助に分与する分を取極めておくこと。 3. 惣右衛門分になった田
畠の内には質物に入っているものがあること。 4. 儀左衛門後家および子
共は惣右衛門の厄介になること、であった。正徳3年当時の儀左衛門家は
後家46才，女21才，源助15才，女10才，卯之助3才の5人家族であった。
惣右衛門は21才の娘と夫婦になったのであろう。文言中に「幸貴殿ニ由緒
御座候」とあるのは儀左衛門後家が山崎村庄右衛門娘であったことによる
ものであろう。その後享保6年の宗門人別改帳によれば源助23才と、又兵
衛（卯之助改名）11才はそれぞれ馬引沢村と団師村に出奉公している。

さて正徳3年の取極めに従い、源助は十右衛門と改名し（30才）、源助
分として保留してあった畠と山とを分与される事になったのである。十右
衛門分として分与されたうち、正徳3年の取極めより多い1畝15歩につい

ては「祝金」(代金)として金2分が十右衛門より惣右衛門に対して支払われている。

分地証文の冒頭と、付り高反別書抜に十右衛門となった畠・山の明細があるが、これをみると但シ書に「但シ畠二枚一縄之御検地」とある。ここにいう「御検地」は寛文6年の徳川検地であるが、その検地帳面には一筆で記載されているものをこの分地によって二筆に分けたことが判る。この分地に關係する証文に絵図と、その説明および分け方を記したものがある。絵図は第1図に示した。文言は次の如くである。

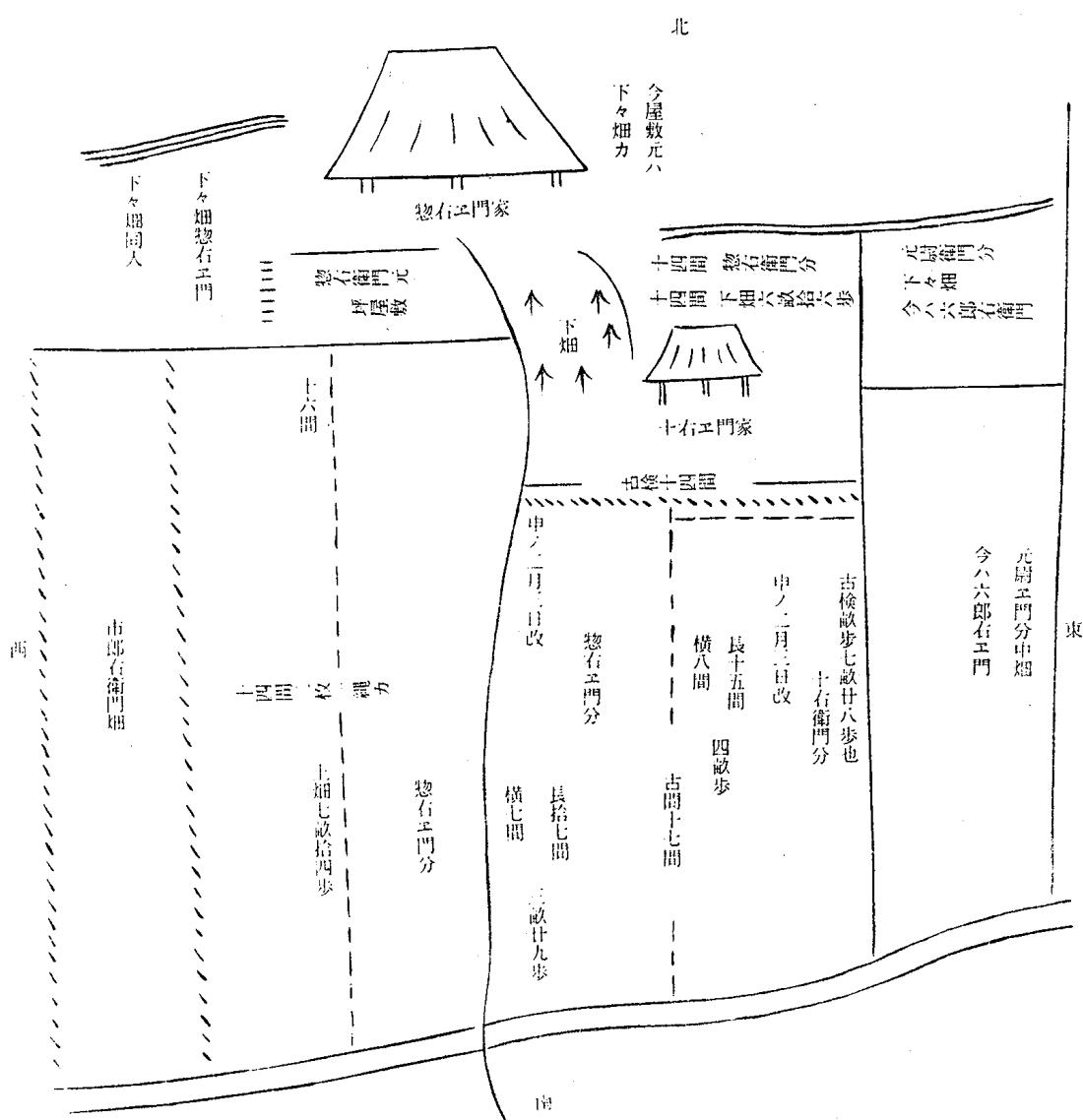
二七C

惣右衛門先御検地之節ハ居屋敷、今井戸有之所ニ候由、其已後今之居屋敷ノ東の方へ屋敷替候由、又其已後只今之屋敷へ替、以上屋敷三度替申候由、由左衛門申候、然ハ御検地之節ハ、屋敷ハ今之居屋敷下タ通也、依之中度之屋敷并只今之屋敷ハ畠之畝步也、此絵図享保十三申ノ二月三日惣右衛門・十右衛門分畠改候節荒増ニ成置候、右之通今日清大夫・久米右衛門・又左衛門・由左衛門・惣右衛門兄弟立合、地押致相改候処ニ居屋敷下上畠七畝廿八歩之所、畠二枚ニ而一縄之御検地ニ候処、西東一枚ツツ両人分ニ定置申候ニ付此度相改候ヘハ、東割一枚之畠長十五間・横八間有之、畝四畝分也、仍而前度ニハ壱畝拾五步多候、西ノ割一枚ハ長拾六間・横七間有之、畝分三畝廿九歩有之候、仍而前度定之畝步ニハ壱畝拾四步不足御座候、依之東方十右衛門分前度定之畝步拾五步分切相渡候共、又ハ過畝步壱畝拾五步定之外ニ十右衛門方へ畝步入相渡候共、兄弟相談ニ仕候様ニと申候ヘハ、惣右衛門方より、右過畝步十右衛門方へ相添可渡旨願候ニ付其趣ニ致、則両入方より証文取申候

前段で畝歩違いの生じた理由として、寛文6年の検地以来3度の居屋敷替えをあげ、絵図作成の意図を明らかにしている。後段によって、上来いくつかの分地証文において、割地の際組頭たちが立合うという文書をみて

きた。その「立合」がどの様に行なわれるものであるかを知ることができ。すなわち分地の対象となる土地について寛文6年の検地帳に基いて確定し、現状について実際に敵歩を測量して異動のありなしを確認するのである。

かくして元来持高4石453の家は惣右衛門3石803と十右衛門0石650の二つに分れるのである。その分割比は約4:1である。しかし4石余の



家から1石に満たない持高で分地した所で十右衛門が自立した生計を営めるような百姓にはなり得ないので、こうした分地をも分割相続とみることができるか否かは疑問である。ともあれ、壯年の当主を失って持参金つきの聟をむかえた場合、たとえ実子がおろうとそのものたちは「厄介」になるか、あるいはよい場合でも經營不可能な程度の分与地を与えられて自活して行かなければならなかつたのである。4石5石程度の小百姓の場合、家を維持して行くための止むを得ない措置であったといえよう。

二八 覚

一高反別帳壱冊 市左衛門 ㊞

同割合小帳壱冊 請取

一高反別帳壱冊 請取 傳之丞 ㊞

一 同 壱冊 請取 畏ん 代判専右衛門 ㊞

但シ右高反別御領分切ニ遺跡惣助高ニ御入可被下候

右者今度親市郎左衛門持高、我等共方に分譲り願ニ付、先達而傳之丞・ゑん両人方ニ相譲り候分、内割場所付帳差出、相残候高ハ田畠共ニ市左衛門方に相譲り申候段願出候ニ付、右内割帳を以願之通御割合、則右帳面御渡シ請取申候、然ル上ハ向後右帳面高反別を以御年貢高役無滞相勤可申候、若自然右割合ニ後日ニ相違之儀御座候ハハ、右御差図次第ニ致兄弟共よりとやかくと申出間敷候、為後日帳面請取之一札如斯ニ御座候以上

享保十七年子ノ二月七日 市左衛門 ㊞

名主 甚兵衛殿 傳之丞(無印)

同 清大夫殿 畏ん ㊞

同 常右衛門殿

同 政右衛門殿

御年寄中

この史料は分地者市左衛門・傳之丞・ゑんの3人が野津田村の名主に宛

てて出した分地証文である。宛名の名主が4人いるのは野津田村がこの頃幕領と旗本知行所合せて4給に分れているためである。

史料前段に3人が夫々高反別帳をうけとったことについて印形している。関係史料として享保16年11月の「市郎左衛門分只今迄高反別御相給共高帳写」と、享保17年正月の「高反別割合帳 市左衛門分 二月七日ニ相渡候帳扣」と享保17年正月「(分地高割ニ付名主共取遣扣)」など残っている。史料後段は普通の分地証文と変りがない。

さてこの家は享保2年持高64石070、享保6年持高66石022、享保16年82石094.2と、次第に増加しつつあり、三つの時点で村最大の高持であった。宝永4年は下男4人(2年季2人、6年季1人、8年季1人)・下女(譜代1人、1年季1人、4年季1人)を使用し、享保2年は下男4人(年季不明)、下女3人を使用している。血縁家族は市郎左衛門48才と伴又四郎22才とその嫁と孫源太郎に、娘のたけの5人である。宝永4年の血縁家族は市郎左衛門39才と女房、子共が4人いた。ゑん14才、甚之丞12才、まで7才、十平4才である。外に母があり、7人であった。享保2年に家族内に残ったのは市郎左衛門と甚之丞改め又四郎の二人で、他はいなくなっている。

つまり分地証文の3人のうちゑんは市左衛門(甚之丞改め又四郎改め)の姉であり、多分代判している専右衛門へ嫁に行ったのであろう。傳之丞については誰の改名か不明である。

市左衛門の元文3年における家族構成は市左衛門夫婦と、その子供4人、それに父(市郎左衛門)の血縁者7人に、下男3人、下女4人の合計11人である。つまり享保17年に市郎左衛門は63才で隠居し、惣領と同居しているのである。また下人使用の手作り農業経営は依然として変っていないのである。

さて享保16年11月の市郎左衛門高反別帳写と、享保17年正月の市左衛門分高反別割合帳控とから分地状況を整理して、第9表に表示した。16年の

第9表 市郎左衛門家耕地配分

享保 16 年		享保 17 年					
	市郎左衛門	市左衛門	伝之丞	ゑん	仁左衛門	与右衛門	計
上田	228畝16歩	138.15	68.4	22.2	0	0	228.21
中田	148.18	59.12	73.4	6.27	8.28	0	148.11
下田	180.12	111.18	51.5	7.4	10.20	0	180.17
下々田	21.7	17.0	4.2	0	0	0	21.2
小計	578.23	326.15	196.15	36.3	19.18	0	578.21
上畠	49.27	28.11	14.11	0	0	7.5	49.27
中畠	102.11	49.9	44.9	8.24	0	0	102.12
下畠	179.8	121.6	52.24	4.27	0.8	0	179.5
下々畠	91.24	68.22	23.2	0	0	0	91.24
屋敷	7.9	7.9	0	0	0	0	7.9
小計	430.19	274.27	134.16	13.21	0.8	7.5	430.17
合計	1009.12	601.12	331.1	49.24	19.26	7.5	1009.8
上田	27石424	16.620	8.176	2.648	0	0	27.444
中田	14.860	5.939.9	7.313.3	0.690	0.893.3	0	14.836.5
下田	14.432.1	8.928.0	4.093.3	0.570.6	0.853.3	0	14.445.2
下々田	1.274	1.020	0.244	0	0	0	1.264
小計	57.990.1	32.507.9	19.826.6	3.908.6	1.746.6	0	57.989.7
上畠	4.491	2.553	1.293	0	0	0.645	4.491
中畠	7.165.7	3.451	3.101	0.616	0	0	7.168
下畠	8.963.4	6.060	2.640	0.245	0.013.3	0	8.958.3
下々畠	2.754	2.062	0.692	0	0	0	2.754
屋敷	0.730	0.730	0	0	0	0	0.730
小計	24.104.1	14.856	7.726.0	0.861	0.013.3	0.645	24.101.3
合計	82.094.2	47.363.9	27.552.6	4.769.6	1.759.9	0.645	82.091

集計と17年の集計、また地位別の集計の数値が異なっているが、原史料の記載に従って計算したものである。

表中、分地証文の市左衛門・伝之丞・ゑんの3人の外に仁左衛門と与右衛門の名が見える。仁左衛門は享保17年の割合帳控に「伝之丞ニ成」とか

「おゑんニ成」とかあるのと同様に、「仁左衛門ニ成」とかかれており、市左衛門らと同じく、分与地をうけたのであり、市郎左衛門の血縁者、たぶん子供の1人であろう。ただしその分与地は1反9畝26歩、1石759.9とゑんに比べても甚だ少い。

与右衛門は仁左衛門と異なり、割合帳控にただ一筆のみ7畝5歩・6斗4升5合を「与右衛門へ返」とあって、他の者のように分与地でなく、返却分であるとされている。つまり血縁者として分与をうけたものではなく、流地の類が買戻された分でもあろうか。とにかく市郎左衛門所持地のうち、この返却分の比重は殆んどなきに等しい。

血縁者4人の分地状況をみると、ゑんと仁左衛門との占める比重は甚だ軽く、両人の合計6反21歩・6石529.6は分地前の耕地面積の6.6%強、分地前の持高の7.9%強であり、与右衛門を計算に入れても耕地面積の8%，持高の8.8%強にすぎない。つまり市郎左衛門一代のうちの増加分（享保2年から享保16年までの増加は18石024である）のうちの約半分を分け与えられたにすぎないのである。つまりこの分地の主たる目的は市左衛門と傳之丞に分け与えることにあったのである。

市左衛門分の地積は全体の59.6%弱、持高は全体の57.7%強に当る。傳之丞分の地積は全体の32.8%弱、持高は33.5%強に当る。市郎左衛門の屋敷は市左衛門に引き継がれており、市左衛門が家督相続者であることを証する。村一番の高持のこの家はこのように分割相続されたが、市左衛門はなお村で一番の高持であり、傳之丞は六番目の高持である。そして手作りを続けていたことは前に述べた通りである。寛文6年検地の時の持高は不明であるが、さして大きかったとは思われない。元禄、享保期に急に持高を増加させた地主と思われるが、その家の継承のあり方は、さきにのべた野津田村名主の家の分割相続にならっているように見うけられる。地主が手作り地主の段階に止まる限り、経営は分割されていくものとみてよいだろ。

二九 差出申一札之事

一仁兵衛儀段々年罷寄殊ニ病身ニ茂御座候ニ付、持高兩人之子共ニ相讓リ申度旨願申候処、先兄弟之子共為立合致相談、次男市兵衛方へ分け譲り候分、麦種積リヲ以致内割、尤明細致場付差出候様ニと御申渡シ、則親子三人立合麦種積リヲ以割合、勿論所付遂吟味書付差出シ候ニ付、両年寄中并仁兵衛立合、右書付ヲ以場所畠歩等御改、我等共願書之通御割分ケ、高反別御書付市兵衛方に御渡シ請取申候、右之分引残之高反別ハ惣領市三郎方に相譲リ申候、然ル上ハ面々持高之分田畠御年貢高役、當未ノ年より無滯急度相勤可申候、自今以後兄弟之子共方より分ケ地之儀ニ付とやかくと一切申出間鋪候、仁兵衛夫婦扶持方之儀ハ兩人之子共方より相賄可申候、且又夫婦為小遣、市三郎分川端谷畠之内大麦壱斗蒔、仁兵衛方に取、両人己後ハ市三郎分ニ可仕候、右之通親子内談之上割譲リ候上ハ、書面之通諸事相違之儀申出間鋪候、為後日親子連判一札差出シ申候依而如件

元文四年未三月

仁 兵 衛 印

惣 領 市 三 郎 印

名主 添 吉殿

次 男 市 兵 衛 印

立合年寄 文左衛門 印

同 断 治 右衛門 印

親存生のうちに分地しようとした、許されたものである。その理由は親仁兵衛が「段々年罷寄殊ニ病身」ということであった。実際この年の仁兵衛は79才、妻も75才の高齢である。隠居後の「扶持方」すなわち生活費は「隠居免」として保留するのではなく、「兩人之子共方より相賄」い、そのほかに「小遣」として、市三郎分とされたうちから「大麦壱斗蒔」分を仁兵衛が取ることとした。両親歿後は市三郎に戻す条件がついている。両親は惣領市三郎と同居したものと思われる。

この分地願が公認されるためには高反別帳の書かえが必要であり、その変更後はそれぞれが公的な年貢負担者として公租公課を負担するのであるが、その手続きの前に「内割」がなされることは既引の史料においてもみてきたし、また本事例も同様である。分地証文と同年同月付で親仁兵衛・兄市三郎・弟市兵衛が名主・年寄衆中へ差出した「市兵衛分田畠種足内割名付覺」が残されている。第10表に表示した。また享保6年の高反別を附しておいたが、分地後の高反別が不明なので比較はできない。さきに蒔量による内割覚をみたが、田の場合は1升蒔=1畝に相当するが、畠の場合は不規則であった。

表中「とび平式斗式升蒔二ツ割」として「大麦壱斗壱升蒔」が市兵衛分となった例があ

第10表 元文4年市兵衛分内割覚

字 名		蒔 量
とび平2斗2升蒔ニツ割	大 麦	11升
同 所 沢 畑	同	2
同 所 堀上道ヨリ東	同	10
同 所 岩子向	同	10
同 所 同 所	同	14
松 場 前 上 中	同	12
川 嶋 谷 井 戸 下	同	1
同所 尾入さが2斗4升蒔ニツ割	同	12
同 所 井 戸 尻 上	同	3
袋下やぶ6升まきニツ割	同	3
南 谷	同	2
メ 11 口 畑	小 計	8 斗蒔
後 耕 地	下 田	6.5
川 嶋 南 谷	下 ャ 田	11.5
メ 2 口 田	小 計	1斗8升蒔
川嶋いなり山きわ	山	1 ケ 所
同 所 山王塚	同	1 ケ 所
袋伝三郎後ニツ割	同	1 ケ 所
メ 山 3 口		
享保6年仁兵衛高反別		
上 田 11畝 6歩	上 畑 5畝 16歩	
中 田 29 28	中 畑 24 18	
下 田 13 16	下 畑 75 12	
下 ャ 田 11 14	下 ャ 田 19 19	
小 計 66 4	125 5	
合 計 191畝9歩		
持 高 12石686.6		

り、この形式のものが畠方に3例、山に1例ある。これは検地帳面には一筆として書かれているものを分地に当つて割地したものとみてよい（前引第1図参照）。しかし割地は田畠山16口のうち、4例にすぎない。

なおこの家の分地直前、元文3年の家族構成は仁兵衛夫婦（78才・74才）市三郎夫婦（54才・40才）、市兵衛夫婦（36才・26才）の三夫婦と孫4人（21才・9才・6才・2才）の10人であった。

次の事例は寛延三年から宝暦六年にかけて五通の証文を残している。最初の寛延3年2月の分地願書は次の様な文言をもつてゐる。

三〇A 此度私共分地御願申上候ニ付、則訳ケ合書指上申候通り、我等親子親類五人組相談之上御願申上候

願人は助左衛門であり、連署の「兄分地請取主七郎右衛門」と、「弟同断（分地請取主一引用者）源之丞」の兩人は「瓜印」をしている。他に文言にある通り、親類2人、組頭2人が連印している。宛名は「名主常右衛門様」である。ついでまる1年をおいて宝暦2年3月にはもう少しきわしい願書を出しているのでこれは全文を引用する。

三〇B 分地願一札

一此度私分地御願申上候ハ、御三給田畠合三拾六石余御座候間、田畠無高下御見合御割合可被下候、割合之義ハ、右申上候通り拾八石七郎右衛門方へ、拾石ハ源之丞方へ、残ル分ハ隠居へ、御割合被成可被下候、右割合之儀ニ付、双方相違之義申出間敷候、為其願一札差出シ申候以上

宝暦二年申ノ三月	隠居介左衛門	印
	惣七郎左衛門(瓜印)	
名主常右衛門殿へ	親類義左衛門	印
	組頭久左衛門	印
	同断長左衛門	印

この願書になると、親助左衛門は隠居し、家督は惣領に譲っている。た

だし印形の受渡しはまだ行なわれていない。また先の願書ではどれだけ分けるか不明であったが、この願書によると、持高36石余のうち、半分に当る18石を兄に、残るうち、10石を弟に、8石余を隠居に分けることとしたのである。隠居・兄・弟の分割比は9:5:4である。

ところで中1年おいて宝暦4年6月に隠居した助左衛門はまた願書を出した。本文のみ引用すれば次の如くである。

三〇C 私年罷寄り隠居仕度候所ニ，居屋敷地狭ニ而相應之場所無御座候ニ付，貴殿御支配之内私持分に五年以前午ノ年致普請隠居仕候得共，此度分地仕，次男源之丞改名代御百姓為相立申度候間，此度御願申上候一下略

この史料は願人が助左衛門（隠居）で、証人として「親類七郎右衛門（惣領一引用者）」の外、五人組3人、組頭2人、名主らが連印している。宛名は「名主常右衛門」の外に組頭2人となっている。5年以前午ノ年は寛延3年であり、最初の分地願書が出された年である。つまり寛延3年には公認されなかったが、当事者間では内割が行なわれ、事実上の分地が成立し、助左衛門は本家とは別に隠居家を建てて、惣領七郎右衛門とは別居したのである。その際、次男源之丞をともなっており、宝暦4年のこの願書は源之丞を助左衛門の名代にすることを願ったのである。

ついで宝暦6年3月には源之丞を「名代」ではなく、一本立の百姓になった事について請書を出している。差出者・証人・宛書は宝暦4年のとほゞ同じである。本文のみ引用すれば次の如くである。

三〇D 此度分地仕，次男源之丞，貴殿御地頭様御百姓為相立申度候義，先達而此方御地頭様に御訴に申上候一下略

惣領の場合は本来存続してきた家を継承するのであるから問題はないが、弟の方は新らしく家を創設するのであって、その所持地の領主が複数であれば、まず居住地の領主の諒解を得て、何れに対しても年貢負担者の関係に入ることになる。この請書はそうした手続きが終ったことを証した

ものである。なお先の分地証文で源之丞は10石を分与され、今まで隠居免8石余をうけついだとすれば、兄弟は元来の持高を均分したことになる。

この請書が出された後、本人は次の請書を差出した。

三〇E 差出シ申一札之事

一此度私儀致分地、貴殿御百姓相立申処書付を以御頼申上候所、御得心被成忝存候、然ル上ハ御公儀様御法度之儀ハ不及申上ル、郷例等何ニ而茂一切相背申間敷候、惣而長百姓衆御相談相背申間敷候、尤徒黨ヶ間敷儀堅仕間敷候事

一新屋舗之儀ニ御座候間、末々迄竹木等一切仕立申間敷候、惣而外御田地等ニ相障リ候義堅ク仕間敷候事

右前書之通り、本人得心之上、加判仕候上ハ、万一右之趣相背我儘成儀仕出シ候ハハ、加判之我々何連ニ茂馳付、貴殿御苦勞ニ少茂相懸ケ申間敷候、為後日仍而如件

宝暦六年子ノ三月

源之丞印

七郎右衛門印

五人組 儀右衛門印

同 市太郎印

同 忠 蔵印

扱人親類 岡右衛門印

組頭 久左衛門印

同 長左衛門印

名主 佐野右衛門殿

組頭 治右衛門殿

名主 清左衛門印

同 清兵衛殿 大蔵村扱人 喜左衛門印

この史料は源之丞と七郎右衛門の両人の請書となっている。恐らく寛保4年以来の事実上の分地が漸く公認された時点で、村落共同体員としても正式に誓約の必要が認められたのであろう。ここで約定していることは、年貢負担者としての百姓の守るべき「御公儀御法度」は云うまでもな

いことであり、就中、「郷例等」と呼ばれている村法の遵守であり、また村落指導者である「長百姓衆」のとりきめる「御相談」の遵守であった。更に第2条にあるように、「惣而外御田地等ニ相障リ候義」つまり村落共同体成員の耕地や、耕作に対する妨害をしないことであった。

要するに共同体成員として、共同体規制に服することを約定したものである。ただし史料にはっきり現われている様にこの共同体は「長百姓層」を指導層として運営されていたことを注意しておかなくてはなるまい。

なお第2条は上に述べたような村落共同体一般の問題について規定したものであるが、この史料の場合、特に請人の注意をうながしているのは「新屋敷之儀」についてであった。新屋敷の周囲に竹木を植えることによって、周辺の耕地の妨げをしないことが要求されてもいるのである。新屋敷を設ける際は何時でも同様の事が問題とされたようである。享保17年子2月に作成された「(新屋敷ニ付請証文)」は次のように述べている。

三一 私儀居屋敷無之迷惑致候ニ付、兄宇兵衛方へ願申候所、兄分中畠之内拾弐歩此度譲リ請、則右畠之内ニ家作仕居申候一(中略)一右畠外之農地続ニ候間、向後境通り竹木等々私方ニ刈取勿論、居廻リニモ
(木蔭)
竹木仕立、外之田地こさ障リニ不成様ニ心掛け可申候、然ル上ニ竹木立込外之田地障リニ罷成、訴出候ハハ御見分之上竹木御伐採可被成候、新宅之儀ニ候間、其節私方一言之儀申出間敷候一下略一

この史料は詳細に新宅と屋敷林との関係を指摘し、周辺の耕地に「木蔭(こさ)」を与ぬ様に心掛けることを約し、周辺から苦情が出た場合にはひたすら新宅本人は恭順の意を表するのみである。なおこの史料は兄弟分地の行なわれた際のものと思われるが、関係史料は見当らない。

以上をもって野津田村の事例紹介とその検討を終えることとする。

II 武州多摩郡連光寺村の事例

連光寺村の名主文書はこの地域で屈指の質量を有している。この文書を精査すると、野津田村で作成されたごとき分地証文は見出せないが、少し

く形ちをかえた史料を見出すことができる。一般に耕地の所持権の移動に際しては検地帳における名請人の変更を行なうが、その場合、個々人の持分を明らかにするため、「書抜帳」が作成される。連光寺村ではこの書抜帳を「水帳」とか「名寄帳」と題している。検地水帳や、名寄帳といった公文書から書抜いたことに由来する名称であろう。ただし単純に公文書から写し取ったものではなく、名主・組頭・当事者が現地を検分した上で照合しつつ作成している如くである。この種の帳面から、分割相続の際につくられたものをいくつか検討することとした。野津田村の事例を見た際にも、「内割帳」を組頭・当事者立合で作成し、名主の承認をうけてから、正式の「高反別帳」をつくっていることをみてきた。しかしこの類の残存史料は少なく、検地帳記載の筆がどの様に分割されたのかは明らかにし得なかった。これに対し、連光寺村の「書抜帳」は耕地配分がどの様にされたかを一筆一筆について明らかにすることが出来る。かように野津田村と連光寺村の史料は残存史料のそれぞれ缺落している側面を補う役割を果すのである。第11表に事例の適要を表示した。事例番号は引続き史料番号をもって示すこととする。なお連光寺村の分地事例はこれにつきるものではなく、たまたま書抜帳のある場合のみを取り上げたことを断っておきたい。

第11表 連光寺村分地事例摘要

史料番号	年号	当事者	統柄
三	慶安元 10. 28	忠右衛門・一郎兵衛・三郎兵衛	親・惣領・二男
三	寛文 4. 3. 14	又右衛門・庄蔵	兄 弟
三	貞享 3. 9. 15	又右衛門・市左衛門・吉兵衛・源左衛門	親 子
三	元禄 14. 2. 18	又右衛門	
三	貞享 5. 2. 12	太郎八・次郎左衛門・清十郎	兄 弟
三	元禄 3	忠兵衛・茂兵衛・久左衛門・助左衛門	兄 弟
三	元禄 4	清兵衛・甚兵衛	兄 弟
三	延享 4. 6	平左衛門・平兵衛	兄 弟

三二 (表紙)「慶安元 三郎兵衛に出し候田地ひかへ」

—前略（第12表）—

右之分，違候ハハ重而可致候，若此田地ニ様子候ハハ，一郎兵衛ニ聞可申者也，是ハ以来之ために候間，如此書付候以上

慶安元年子十月廿八日

忠右衛門 

但是ハ三郎兵衛ニ出し候田地ひかへ，我等相果候後，三郎兵衛六十敷申候ハハ，田地取かへし可申候，為後日ニ如此重而書付判印也

前略とした部分は第12表に表示したが，その記載形式は次の通りである。

山下

一上田壱反九畝拾五歩

源五郎作

小字名と，地位・

第12表 慶安3年三郎兵衛分田畠

地積を示し，作人名を記している。この作人名は慶長3年の検地帳面における名請人である。検地帳の名請人の記載は「某作」・「誰分主作」・「誰分某作」の三形式があり，上掲史料の作人記載形式は「誰作」に統一されている。分付記載を欲いているので，必ずしも検地帳記載をそのまま転記したものとは思われない。

小字名	地位	地積	作人名
山下	上田	19畝15歩	源五郎作
同所	下田	4. 7	忠右衛門作
同所	下田	3. 6	同人作
かはやくぼ	下田	3. 6	三郎右衛門作
同所	下田	2. 0	同人作
いくくぼ	中畠	10. 1	孫四郎作
同所	下畠	6. 15	同人作
むしなくぼ	下畠	0. 24	忠右衛門作
かはやくぼ	下畠	15. 18	三郎右衛門作
同所	下畠	0. 24	同人作
屋敷之内	上畠	6. 12	善右衛門作
	屋敷	4. 16	十左衛門居
上田	19セ15歩	}32畝4歩	3石098
下田	12. 19		
上畠	6. 12		
中畠	10. 1		
下畠	23. 21		
	4. 10		
計	76畝18歩		5石235.23

上掲史料の差出者である忠右衛門家は、慶長3年当時、この連光寺村の最大の土地所持者であり、その手作地4町9反9畝13歩と分付地15町9反1畝28歩合計20町9反1畝11歩は村の総耕地面積48町1反1畝28歩の46.5%強を占めている。江戸時代を通じて、名主を世襲した家柄である。

慶長3年検地帳の名請人は「修理」で、その惣領が忠右衛門である。忠右衛門には男子が4人おり、惣領が市(一)郎兵衛、二男が三郎兵衛である。三男左平次は登戸村に出居、四男源右衛門は団師村河合氏に養子に行っている。上掲史料は二男三郎兵衛へ分地した際の書抜帳である。惣領が一旦分与した土地に対して、その処分権を留保している点については既に別稿で論じた所である。分地当時の忠右衛門(一郎兵衛)の所持地は確認できないが、9年後の万治2年の名寄帳によると、現作10町3反2畝18歩となっている。なおこの割付帳では三郎兵衛は忠右衛門の分付となっており、忠右衛門は他に10名の分付を有している。この年には三郎兵衛は完全に一郎兵衛の惣領権の支配から脱したとは云えず、他の分付(恐らくは普代下人の自立したもの)と同様の地位におかれていたことを示す。

さて、第12表をみると、12筆の田畠を分与されているが、その作人名は「源五郎作」1筆、「忠右衛門作」3筆、「三郎左衛門作」4筆、「孫四郎作」2筆、「善右衛門作」1筆、「十左衛門居」1筆であって、6名からなっている。また小字名毎にみると、「山下」に田3筆、「かはやくぼ」に田2筆、畠2筆、「いくくぼ」に畠2筆、「むしなくぼ」に畠1筆、「屋敷之内」に畠1筆、屋敷1筆であって、5小字名に分散している。一筆の耕地を細分した様子はない。むしろ、「1反9畝15歩」のように1筆が1反以上もの大きい耕地が3筆もあることに注目したい。かようにして三郎兵衛は田3反3畝4歩(3石098)・畠(含屋敷)4反4畝16歩(2石137.28)計7反6畝18歩(5石235.23)を分与されて、自立の途を歩みはじめたのである。この例は、通例いわれる所の分割相続とは見做しがたく、むしろ史料十八や十九にあげた事例に本質的には近いとみた方がよい。強固

な家長権に支配されている血縁ないし非血縁のものが、百姓として自立して行く事例なのである。

三三 (表紙)「寛文四 又右衛門・庄蔵帳」

又右衛門持田分

内屋敷

一上田壱畝拾歩 但屋敷田ニ成

又右衛門

——中略（第13表）——

右之通り惣百姓出合候而わり合相渡申候、帳之義ハ又右衛門相談ニ而
かため申候、若違候ハハ、重而仕直し可申候、仍如件

寛文四年辰ノ三月十四日

下川原村 又右衛門 ㊞

庄 蔵 ㊞

市郎兵衛殿まいる

五郎右衛門 ㊞

庄左衛門 ㊞

又左衛門 ㊞

中略とした部分は第13表に表示した。差出者の村名が下川原村となって
いるのは、下川原村が連光寺村の小村であるためであって、行政上は連光
寺村に含まれている。従って宛名は連光寺村の名主市郎兵衛となっている
のである。

中略とした部分の記載形式は史料冒頭にある如く、「又右衛門持田分」「又
右衛門持畠分」「庄蔵持田分」「庄蔵持畠分」と四部に分れ、持分とされた
田畠の一筆づゝがかゝれている。前例にみたと同じく検地帳面の名請人の
名前はかかれず、持分者となったものの名が記されている。しかしときた
ま「本帳ニハ善久と有り」とか、「本帳ニハ藤本と有り」とか、「本帳ニハ
仁右衛門と有り」とかあって、検地帳と照合していることは明らかである。
第13表に表示する際省略した記載について一二説明を加へておこう。
たとへば一筆ないし合筆の耕地を分筆したことを明記している箇所があ
る。又右衛門持畠分に次の様な記載がある。

南古屋敷ふしもと分之かい地成リ

一下畠四畝歩

此内壹畝拾歩ハ又右衛門分ニ成^印

此内弐畝弐拾歩ハ庄蔵ニ成

但申よりかい地申候

南古屋敷藤本分之かい地成リ

一屋敷壹畝歩

此内拾歩又右衛門分ニ成^印

此内弐拾歩ハ庄蔵分ニ成

但申年よりかい地ニ成

庄蔵分持分には次の如き例がある。

(外屋敷)
同所あまりた筆ニよせわり

下田四畝弐拾歩

畠田ニ成又兵衛と名付有リ

(庄蔵)
同人

一下畠壹畝弐拾四歩

三筆よせわり

(庄蔵)
同人

一下畠七歩

二筆よせわり

分筆を明記している箇所は上引の5筆にすぎない。なお上引のうちに「かい地」なる文言が見える。この文言を記している他の例は庄蔵持田分に「きたとふ 一下田四畝六歩 但作右衛門かい地も入 同人」がある。

「かい地」は「替地」であって、他のものの所持地と最寄りの便に従って交換したことを示すものである。替地は割合多く行なわれた慣行のようである。

さて一筆または合筆した耕地を分筆していることを明記している例は上

掲の5筆にすぎないが、第13表の又右衛門分と庄蔵分とを比較してみると、「八幡くぼ」所在のものと、「かさ」のはじめのものとを除き、すべて又右衛門分の一筆の地積の二倍が庄蔵分の一筆の地積となっている事実を見出す。

「八幡くぼ」の場合は又右衛門分3筆小計2畝4歩、庄蔵分四筆小計5畝8歩で、地積の関係は2:5となる。一筆々々の比較では比例関係は認められないが、小字での小計ではほゞ他の場合に近い比例関係となる。この例は耕地が互いに隣合うことがなく、合筆して割ること（よせわり）が出来なかった場合と思われる。「かさ」所在の場合は又右衛門分1筆2畝

第13表 又右衛門分庄蔵分耕地配分

小字	地位	又右衛門分地積	庄蔵分地積	小字	地位	又右衛門分地積	庄蔵分地積
内屋敷	上田	1畝10歩	2.20	八幡くぼ	下畠	20	1.10
	中田	2.0	4.0	南古屋敷	下畠	1.10	2.20
	下田	1.20	3.10	同	上畠	3.10	6.20
外屋敷	上田	11	21	八幡くぼ	下畠	1.1	1.5 1.10
	下田	2.9	4.20		下畠	13	
屋敷前	下田	23	1.17	同	下畠	20	2.3 20
	上田	11.19	23.8	同	下畠		
相嶋	下田	5.4	10.7	かさ	下畠	2.14	<27 10
	下田	20	1.10	同	下畠	27	
相嶋屋敷前	下田	4	8	同	下畠	3	1.24 7
	下田	2.3	4.6	かさ古屋敷	上畠	12	
北とふ 境塚とふ	下田	1.24	3.16	水上二子沢	下畠	1.10	2.20
	下田	3.10	6.21	同	下畠	1.0	2.0
				同	下畠	1.4	2.8
				川わら	下畠	19	1.9
				同	下畠	20	1.10
				同	下畠	17	1.4
				五郎左衛門後	下畠	7	13
				同	下畠	5	10
				同	屋敷	10	
				南古屋敷	只屋敷	10	
					今居敷		20

又右衛門分合計			庄蔵分合計		
上田	13畝10歩	1石600	上田	26畝19歩	3石196
中田	2.0	0.160	中田	4.0	0.320
下田	17.27	1.074	下田	35.25	2.150
小計	33.7	2.834	小計	66.14	5.666
上畠	3.22	0.261.3	上畠	7.16	0.527.33
下畠	13.10	0.400	下畠	24.0*	0.720
屋敷	20	0.066.66	屋敷	1.10	0.133.33
小計	17.22	0.727.96	小計	32.26	1.380.66
合計	50.29	3.561.99	合計	99.10	7.046.66
筆数	33		筆数	35	

* 計算スルト10歩不足スル

14歩が庄蔵分2筆つまり27歩と10歩を合わせた1畝7歩の二倍となり、丁度他の殆んどの場合と逆の比例関係をもっている。

上の二つのケースのほかは1歩か2歩の違いがあっても、すべての筆が又右衛門1とすれば庄蔵2の地積となっているのであって、小字名も照應している。つまり元来一筆の耕地を1:2になる様に分筆して、又右衛門と庄蔵に分けるのがこの事例における分地の原則であって、この場合には分筆したことを明記しない。例外として、替地をした場合と、寄割の場合とを特に注記したものと思われる。

なおこの両人の分割相続が年貢割付帳に記載されるのは4年後の寛文8年からである。

上例の一族は延宝年間、天和年間、貞享年間に再分地を行ない、一時は五家にまで分れたことがある。この間複雑な相続状況がみられ、年貢割付帳においても、この一族を別扱いにしている時期があった。そして元禄2年にいたって、4家に整理された。年貢割付帳によって、万治2年から元禄2年に至る家の変遷と、元禄6年の持高帳における4家の持高を第14表に表示した。

第14表 庄蔵家所持地変遷

万治2～寛文3年		寛文4～延宝元年	
庄 蔵	田 99畝21歩 畑 50. 14	庄 蔵 (七郎右衛門) 田 66畝14歩 畑 32. 26	
		又右衛門 田 33. 7 畑 17. 22	
計	150. 5	計	150. 9

延宝2～同5年		延宝6～天和3年		貞享元年	
七郎右衛門 田 49畝8歩		吉兵衛 田 35畝0歩		吉兵衛 田 35畝1歩	
市左衛門 田 17. 6		市左衛門 田 17. 14		市左衛門 田 17. 14	
七郎右衛門} 畑 30. 26		吉兵衛} 畑 26. 26		吉兵衛} 畑 26. 26	
市左衛門} 畑 30. 26		市左衛門} 畑 26. 26		市左衛門} 畑 26. 26	
又右衛門 田 31. 27		又右衛門 田 45. 26		源左衛門 田 39. 20	
畑 18. 2		畑 12. 12		又右衛門 田 6. 6	
計 147. 9		計 137. 18		源左衛門} 畑 12. 12	
				又右衛門} 畑 12. 12	
				計 137. 19	

貞享4年		元禄2年		元禄6年 石高帳	
吉兵衛 田 41畝27歩	吉兵衛 田 47畝19歩			又右衛門 5石458.96	
畑 35. 12	畑 35. 1			(吉兵衛)	
長兵衛 田 10. 18	長兵衛 田 10. 18			長左衛門 0. 915.98	
畑 1. 20	畑 1. 20			(長兵衛)	
市左衛門 田 26. 9	市左衛門 田 31. 20			市左衛門 2. 209.99	
源左衛門 田 50. 9		田 53. 26			
又右衛門 田 14. 28		源左衛門 畑 15. 11			
源左衛門} 畑 20. 22				源左衛門 4. 957.95	
又右衛門} 畑 20. 22					
計 201. 25	計 195. 25			計 13石542.88	

万治2年から寛文3年までは庄蔵が年貢負担者である。寛文4年分地書抜帳を作成し、庄蔵と又右衛門が2:1で田畠を分けた。庄蔵は七郎右衛門に跡を譲る。延宝2年七郎右衛門は市左衛門に田のみを約4分の1分地

し、畠は七郎右衛門と市左衛門の兩人名儀で年貢を負担する。延宝6年に七郎左衛門は吉兵衛となる。この年は不作とみえ、3人の現作耕地の地積が万治2年に較べて1反2畝許り少ない。貞享元年には又右衛門は田のみ6畝6歩を分地して、家を別にする。大部分の田は源左衛門がついでいるから、この場合は又右衛門の隠居別家と見るべきであろう。畠は又右衛門と源左衛門の兩人で年貢を負担している。貞享4年に至り、吉兵衛・市左衛門は吉兵衛・市左衛門・長兵衛の三人に分れる。吉兵衛と長兵衛は田と畠とを持ち、市左衛門は田のみとなる。しかし長兵衛分は2人にくらべ甚だ少ない。源左衛門・又右衛門の方は所持の仕方は変わらないが、5人の現作地面積は本来の所持地面積よりもだいぶ大きくなっている。元禄2年になると又右衛門の名が見えなくなる。死亡したためであろうか。しかしこの又右衛門分を全部源左衛門が相続したようには見えない。貞享4年の又右衛門・源左衛門分は8反5畝29歩であり、元禄2年の源左衛門分は6反9畝7歩で、1反6畝歩許り不足する。源左衛門の畠をみると、2人名前の時よりも5畝11歩不足している。田は3畝17歩増加している。これは又右衛門の田からうけっていたとしても、1反1畝11歩はどこかへ移つたとみなければならない。吉兵衛の田が5畝22歩ふえているのは又右衛門分のうちからうけついだとみるべきであろう。元禄6年の石高帳によれば吉兵衛家は又右衛門を名乗るようになっているのはこの田の移動と関係しているのである。また長兵衛は長左衛門と名乗っている。

かように分地してそれぞれ一戸をかまえながら、親類間の所持地移動が行なわれているのである。土地に対する権利が比較的流動的であったといえよう。いろいろと分地したり、消えたりし乍ら結局、寛文4年の又右衛門家は当時の持高3石561.99を、元禄6年には4石957.95を持高とする源左衛門家にうけつがれ、寛文4年の庄蔵家は当時の持高7石046.66を、元禄6年には5石458.96の又右衛門家と、2石209.99の市左衛門家と、0石915.98の長左衛門家の三つに分裂したのである。3軒の持高合計は8石

584. 93である。

貞享4年年貢割付帳に分地・分家が反映していることをみたが、その前年貞享3年に又右衛門・市左衛門・吉兵衛・源左衛門4人の持分書抜帳がつくられている。

三四 (表紙)「又右衛門親子四人ニ而持分」

一下田三畝拾六歩 酉ヨリ畠ニナル 長右衛門分仁右衛門

但又右衛門持分

—中略—

右之田畠反畝歩又右衛門・太郎兵衛・市左衛門・源左衛門・吉兵衛立合、帳之儀ハかため申候、若帳面違候ハハ重而互ニ仕直シ可申候以上

貞享三歳寅九月十五日

八郎兵衛 

又右衛門 

太郎兵衛 

吉兵衛 

源左衛門 

市左衛門 

この史料は宛書がないが、連印者のうち、八郎兵衛は前出一郎兵衛の惣領で、当時名主であった。また太郎兵衛は当時組頭である。

中略とした部分は第15表に表示した。一筆毎に地位・地積・持分者・注記・検地帳名請人がかかれしており、小字名は記入しているものと、欠けているものとある。表では小字を省略した。引用史料の冒頭は一筆の形式を示したものであるが、次の様な記載形式の場合もある。

古屋敷

(長右衛門分仁右衛門)

一下畠三畝歩

同 人

内壱畝歩 市左衛門持分

内壱畝歩 吉兵衛持分

内壱畝歩 源左衛門持分

第15表A 又右衛門・市左衛門・源左衛門・吉兵衛分地

地位	地積	持分者	名請人	地位	地積	持分者	名請人
下田	3畝 2歩	又右衛門	仁右衛門	下畑	2. 25	源左衛門	同 人 人 人
下田	4	又右衛門	作左衛門	下畑	12	源左衛門	同 同 同
下田	2. 27	又右衛門	仁右衛門	下畑	4	吉兵衛	
下田	8. 10	又右衛門	同 人		1	源左衛門	
下田	10	又右衛門	同 人		2	市左衛門	
下田	5	又右衛門	同 人		1	吉兵衛	
下田	3. 2	源左衛門	同 人	下畑	12. 2	市左衛門	同 人
下田	3. 2	吉兵衛	同 人		4. 0	吉兵衛	
下田	3. 2	市左衛門	同 人		4. 1	源左衛門	同 人
中田	3. 18	源左衛門	同 人	下畑	28	源左衛門	
中田	3. 16	吉兵衛	同 人		10	吉兵衛	
下田	2	吉兵衛	同 人		9	市左衛門	
下田	3. 20	市左衛門	同 人		9	吉兵衛	
小中田	7. 4		高 0石499.66				
計下田	27. 26		高 1. 671.99				
計	35. 0		高 2. 171.65				
下畑	3. 16歩	又右衛門	長右門衛	下畑	1. 11	市左衛門	仁右エ門
下畑	18	吉兵衛	分仁右衛門		14		
下畑	2. 2	市左衛門	同 人		14		
下畑	3. 0		同 人	下畑	13	源左衛門	
	1. 0	市左衛門			25	源左衛門	
	1. 0	吉兵衛			9	市左衛門	
	1. 0	源左衛門			8	吉兵衛	
中畑	11	源左衛門	同 人	下畑	8	市左衛門	
下畑	19		同 人		2. 13	市左衛門	同 人
	6	源左衛門			12	又右衛門	作左衛門
	6	吉兵衛					
	7	市左衛門					
				下畑計	31. 7	高 0石936.98	
				中畑	11	高 0. 018.33	
				田畑合計	66. 7	高 3. 126.96	

第15表B 銘々合計

地種	又右衛門分		市左衛門分		源左衛門分		吉兵衛分	
	筆数	地積	筆数	地積	筆数	地積	筆数	地積
田	6	14畝28歩	2	6. 22	2	6. 20	3	6. 20
畠	2	3. 28	9	10. 24	10	9. 29	8	6. 27
計	8	18. 26	11	17. 16	12	16. 19	11	13. 17

つまり一筆の土地を三人で均等に分筆しているのである。

田方にはこのような分筆の記載はないが、源左衛門・吉兵衛・市左衛門の3人が相ならんで、3畝2歩づつを持分としている箇所がある。これなどはあるいは「寄割」かも知れない。4人の田方持分は又右衛門を2とすれば市左衛門・源左衛門・吉兵衛がそれぞれ1となるように分地している。一筆の分筆はないが、親が2をとり、子ら3人が均等に3を分けたことになる。

畠方には一筆を均等に分筆した例が1例ある。田方でもそうであったが均等分割は子の3人の場合に限られていることに注意されたい。残りを又右衛門3畝28歩・市左衛門4畝15歩・源左衛門3畝18歩・吉兵衛16歩と、不均等に分けてている。この結果、4人の夫々の田畠計の間に比例関係がくずれてしまっている。

さてこの書抜帳の合計は田畠合6反6畝7歩、高にして3石126.96で、貞享4年における上記の4人の持分にははるかに少い。というよりもむしろ貞享元年のそれぞれの持分との差に近い数字なのである。しかもその差額は田のみの比較であるが、この分地事例における田の地積と等しい（2歩の違いを無視すると）のである。貞享4年に現われた長兵衛は別として、貞享元年以後の恐らく買得地である仁右衛門名と作左衛門名の6反6畝余を親市左衛門と、子供3人が分割したものと思われる。

長兵衛はこの分地にあづかっておらず、またその持高も小さく、血縁者の分家したもののように見えない。あるいは譜代下人が、分与されて主家

から解放されたものででもあろうか。いまの所、傍証のないままに推測するに止める。

吉兵衛家が元禄6年に又右衛門を名乗るようになり、その持高も、この一族のうちでは5石余ともっと大きいことは第14表に示した所である。本分家関係を考えれば寛文4年の分地は又右衛門の隠居分家であり、その跡として源左衛門家が元禄6年に至る。本家としては庄蔵(七郎右衛門)一吉兵衛とつづき、元禄6年に又右衛門と祖父の名を名乗るものが当主となる。七郎右衛門は市左衛門家と、長兵衛家を分家させたが、又右衛門の代、元禄14年にまたもや分地をしている。史料は次の如くである。

三五 (表紙)「元禄十四年己二月十八日

下川原又右衛門水帳」

屋敷前

上田弐反壱畝歩 内一反四畝歩武左衛門

又右衛門

—中略（第16表）—

右之反歩、市左衛門・源左衛門・又右衛門立合候而堅メ申候、帳面違申候ハ、重而互ニ仕直シ可申候以上

名主忠右衛門

源左衛門

市左衛門

史料三四と同様の記載形式であって、立合人は前に見た如く親類である。内容は又右衛門持分の書抜帳であり、その一筆々々に「武左衛門」にどれだけを分与したかを注記しているのである。

ところで11年後の正徳2年に、又右衛門から又市に代わりしているが、その際に、分地した家のそれぞれの持分を、「正徳弐年辰二月六日 下川原又市水帳」と、「正徳弐年辰二月六日 下川原武左衛門水帳」との二冊の書抜帳に転記している。この二冊の記載形式は殆んど同様で、ただ割方仕法が記入されていないだけである。第16表はこの3冊を1表にしたもの

第16表 又右衛門・武左衛門分地

小字		地位	又(又右衛門)	市	武左衛門	名請人	備考
屋	敷	前所	田	7畝 0步	14畝 0步	右衛	門人人人人
同		嶋前	田	4. 18	13	又同同同同	
相		屋	田	1. 21	5. 10		
竹		今	田		2. 0		
只							
上	古	屋	敷	8	8	人人門門人衛人門人門門久人門人久人人人監人	半割
只	今	屋	敷	4.	3.		
相		嶋	前	0	2		
水		所	所	1.	1.	衛衛	
又		沢	所	10	10	兵衛衛衛衛衛	
同		前	敷	20			
同		所	敷	5			
同		谷	敷	12			
同		敷	敷	9			
同		敷	敷	18			
同		敷	敷	12			
同		敷	敷	20			
同		敷	敷	21			
同		敷	敷	12			
同		敷	敷	21			
同		敷	敷	1			
同		敷	敷	2			
同		敷	敷	8			
同		敷	敷	3			
同		敷	敷	21			
同		敷	敷	10			
同		敷	敷	0			
同		敷	敷	15			
只	今	居	屋				
上							
右							
東							
屋							
又右衛門分							
地位	筆數	地積	石高	武左衛門分			
上田	1	7畝 0步	0石840	地位	筆數	地積	石高
下田	2	6. 9	0. 378	上田	1	14畝 0步	1石680
上畷	3	5. 8	0. 316	下田	2	7. 23	0. 466
下畷	18	13. 25	0. 415	上畷	2	3. 10	0. 260
屋敷	1	0. 15	0. 050	下畷	16	10. 10	0. 310
計	25	32. 27	1. 999	屋敷	1	0. 25	0. 083. 33
合計		田	35畝 2步	3石364			
		畷	32. 23	4. 665			
		屋敷	1. 10	1. 333			
		計	69. 5	9. 362			

である。備考欄に割方仕法に関する元禄14年水帳の特記事項を記入した。筆順は元禄14年水帳の順であり、同時に、正徳2年水帳の順でもある。名請人欄は慶長3年検地帳ないし、その後の新開改帳の名請人名前である。

田方の分地の仕方をみると、上田の場合は明らかに又市分を1とすれば、武左衛門分は2となるように一筆の地を分けている。下田は4筆のうち、分筆しているのは1筆のみで、ほぼ同じ位の大きさで分けている。しかし下田の夫々の合計を比べれば武左衛門の方が1畝14歩も多い。

畠方は22筆のうち、17筆まで「半割」すなわち均等に分筆している。残る5筆のうち、又市分の上畠4畝歩と1畝歩の2筆は元来下田であったものが、畠に地目変換したものである。これに対して武左衛門は3畝2歩の上畠1筆を得ている。また又市は下畠で20歩と2畝5歩の2筆を分筆することなく得ているが、武左衛門は下畠の持分についてはすべて又市分と分筆したものを得ている。

屋敷については又市15歩、武左衛門25歩と、武左衛門の方が多い。

かくして又市は田方で8畝14歩武左衛門より少なく、畠方（含屋敷）で4畝13歩武左衛門より多くなり、持分合計では3畝21歩武左衛門より少ないとことになる。このように田方でも、また屋敷でも武左衛門の方が多いことからみて、この又右衛門家の惣領は武左衛門であり、又右衛門は元禄14年に隠居別家をなし、正徳2年に隠居別家分を又市が相続したとみるのが妥当であろう。ともあれ、所持地のうち、畠のほとんどを均等に分筆した事例となる。

三六 (表紙)「辰ノ二月十二日

太郎八・次左衛門持分 下川原】

間嶋道下

一下田壱反三畝廿歩

九右衛門

内六畝廿五歩 上畠ニ成ル 太郎八

内六畝廿五歩 上畠ニ成ル 次左衛門

第17表 四郎右衛門家所持地変遷

万治3年		延宝2年		貞享4年		元禄2年	
四郎右衛門	田 49畝 0歩 畑 64. 8	四郎右衛門	田 19. 14 八左衛門	次左衛門 八左衛門	田 10. 15 次左衛門 八左衛門	次左衛門 八左衛門	田 14畝 27歩 畑 70. 2
						小計 (太郎八)	10畝 0歩 30. 25
						小計 清十郎	40. 25 10. 15
						小計 合	44. 14 10. 5
						計	10. 5
							95. 14
							95. 14
合 計		113. 8		合 計		95. 14	

—中略(第18表)—

右之帳分之竿，又右衛門・庄左衛門・太郎兵衛・甚五左衛門・新左衛門・源左衛門・二郎左衛門・八左衛門後家出合，帳合之義互ニとくとのミ込，かため申候，若違候ハハ，互ニ重而仕直シ可申候以上

貞享五年辰二月十二日

下川原 二郎左衛門

太郎 八

庄左衛門

新左衛門

源左衛門

ひかへ 又右衛門

連印者は当事者太郎八のほかは五人組の構成員である。立合人は持分地の隣接者ででもあるうか。

さてこの家は万治3年に「四郎右衛門」として1町1反3畝余を経営する高7石余の家であった。この家の分裂の経過を年貢割付帳によって辿ってみると、第17表の如くである。

延宝2年に田方のみを、四郎右衛門分2反9畝余、八左衛門1反9畝余と分地し、畠方は2人名前で年貢を負担している。この年の人別帳をみると、夫々別個の家として記載されている。

四郎右衛門は子の次左衛門夫婦と、3人の孫と共に一戸の家をなし、八左衛門は女房と子2人の血縁者に下人1人・下女1人の計6人の戸主となっている。しかし同年の年貢納庭帳をみると、田方はもちろん「年貢俵」を両人別々に割付額を納入しており、畠方は年貢割付帳通り、両人名前で金納している。

延宝2年から貞享4年までの間に次左衛門が田を4畝余、八左衛門が田を9畝近く喪失し、反対に畠方は5畝余を増しているが、畠方の両人請合はそのまま持続している。そして元禄元年（貞享5年）に八左衛門から太郎八に代わりした際、漸く畠方も分地するのである。この時、分地されたものに、次左衛門・太郎八の外に、清十郎なるものがいる。年貢割付帳における3人の持分をみると、前年までの田方面積がまた小さくなっているが、合計は変わっていない。つまり畠へ地目変換したことになる。

第18表は史料三六の書抜部分を表示したものである。

3人の夫々の持分とその合計は元禄2年の年貢割付帳の数値とは喰違っている。次左衛門は4畝11歩、太郎八は5畝8歩、合計9畝19歩とあって、元禄元年の書抜帳の方が多い。これは年貢割付帳が現作地を対象としているためであろう。

さて太郎八と次左衛門と清十郎3人の分地の仕方を第18表にみてみよう。まず清十郎はもと下田であった地で、下畠成となった7畝27歩と、下畠2畝8歩の計5筆を分与されているが、1筆の地を分筆した痕跡はない。5筆のうち、4筆は同字名である。残る1筆も2畝8歩と比較的大きい。したがって問題は太郎八と次左衛門の分地の仕方にある。

両人に分地された田方12筆のうち2筆は下田の上畠成、1筆は下田の下畠成となっているので、残る9筆をみると、9筆のうち、明らかに分筆しているものは2筆にすぎない。しかし、同字名で地位も地積もまったく等しいか、あるいは1歩しか違わない耕地の分与がなされている例が4筆もあり、また1筆を2歩と6歩というように一見不均等に分筆している場合

第18表 貞享5年(元禄元)太郎八・次左衛門・清十郎持分

小字名	地位	地積	名請人	太郎八	次左衛門	清十郎
間嶋道下	下田 (上畠成)	13畝20歩	九右衛門	6畝25歩	6畝25歩	
同所	下田 (上畠成)	6. 10	九右衛門	3. 5	3. 5	
同所	下田	4	四郎左衛門	4		
同所	下田	8		2	6	
間嶋中	中田	1. 23			1. 23	
同所	中田	1. 23		1. 23		
同所	下田	11. 19	四郎左衛門	5. 24	5. 25	
境塚	下田	9			9	
間嶋道上	下田	25		25		
大池端	下田	1. 28			1. 28	
同所	下田	1. 27		1. 27		
下同	※	18		18		
同所	下田	5. 12	四郎左衛門			5畝12歩
同所	下田	1. 20	四郎左衛門			1. 20
同所	下田	24	四郎左衛門			24
同所	下田	1	四郎左衛門			1
境塚	下畠	3. 3	四郎左衛門	3. 3		
同所	下畠	2. 8	四郎左衛門			2. 8
金井久保	下畠	12	九右衛門	12		
同所	下畠	5	九右衛門	9		
同所	下畠	2	九右衛門	2		
同所	下畠	6	九右衛門		6	
南古屋敷	上畠	5. 0	四郎左衛門	2. 15	2. 15	
同所	下畠	3. 0	四郎左衛門		3. 0	
同所	下畠	1. 5	四郎左衛門	1. 5		
同所	下畠	2. 10	九右衛門	1. 5	1. 5	
同所	下畠	7	九右衛門	7		
同所	下畠	8	九右衛門		8	
水上り西たい	下畠	1. 2	四郎左衛門	16	16	
同所	下畠	8	四郎左衛門	4	4	
稻荷前	下畠	24	九右衛門	12	12	
二子沢	下畠	3. 17	九右衛門	3. 9	8	
同所	下畠	3. 0	九右衛門		3. 0	

舟	ケ	台	下	畠	1.	10	九右衛門	23	22		
同		所	下	畠	4.	15	九右衛門	2.	7	2.	8
同		所	下	畠	3.	6	九右衛門	1.	18	1.	18
同		所	下	畠		25	四郎左衛門	12	13		
同		所	下	畠	7.	10	九右衛門	3.	20	3.	20
同		所	下	畠	3.	5	九右衛門	1.	18	1.	18
古	屋	敷	下	畠	1.	0	四郎左衛門	15	15		
かね	うちくぼ		下	畠	1.	6	四郎左衛門	18	18		
古	屋	敷	下	畠	1.	28	四郎左衛門	29	29		
同		所	下	畠	2.	0	四郎左衛門	1.	0	1.	0
		屋	敷	下	2.	0	四郎左衛門	2.	0		
※ 小字名「下」所在の下田は5筆とも下畠成であるため集計の際は畠として計算した。					中	田	1畝23歩	1畝23歩	0		
					下	田	8. 22	8. 8	0		
					小	計	10. 15	10. 1	0		
					上	畠	12. 15	12. 15	0		
					下	畠	24. 22	22. 20	10. 5		
					屋	敷	2. 0	0	0		
					小	計	39. 7	35. 5	10. 5		
					合	計	49. 22	45. 6	10. 5		
					中	田	高	0石141.33	0石141.33	0	
					下	田	高	0. 524.00	0. 496.00	0	
					上	畠	高	0. 750.00	0. 750.00	0	
					下	畠	高	0. 742.00	0. 680.00	0.305.00	
					屋	敷	高	0. 200.00	0	0	
					合	計	2. 357.33	2. 067.33	0.305		

でも、同字名でみると、6歩と6歩になるように分けている例もある。けっきょく9筆の田方耕地のうち、7筆までが均等になるように分筆、または配分されており、残る2筆のうち、25歩を太郎八、9歩を次左衛門がとっている。

畠方ではどうだろうか。もともと畠方であった27筆に、畠成となった3筆（ほかに清十郎分となったもの4筆がある）を加えた30筆のうち、明ら

かに均等分筆しているのは17筆であり、また同字名で隣接し、同地積である2筆の耕地を1筆づつ分けている場合も2件ある。けっきょく30筆のうち21筆までが均等に分筆されるか、配分されており、残る9筆のうち、1筆2畝8歩が清十郎、6筆5畝19歩が太郎八、2筆3畝6歩が次左衛門に配分されている。

屋敷は太郎八にのみ譲られている。これまでの例からみると太郎八が惣領ということになる。その分地高も3人のうちでは一番多いのも惣領なるが故であろう。

かくして、以前田方16筆、畠方（屋敷とも）28筆計44筆の耕地は細分され、太郎八が田方6筆、畠方26筆計32筆、次左衛門が田方5筆、畠方22筆計27筆、清十郎が畠方5筆を夫々所持するに至り、合計64筆と50%も筆数が増加したのである。

三七 (表紙)「元禄三年 覚」

この史料は畠方のみについての書抜帳であるが、あとがきがない写である。史料の分析に入る前に、この家のあり方を他の史料によってたしかめておこう。

万治3年の年貢割付帳をみると、この時は利左衛門・久左衛門・小兵衛の三人が連名で年貢負担者となっている。下って寛文2年までこの状態が続き、3・4・5年のいづれかの年になったと思われるが、寛文6年の割付帳では、3人はそれぞれ田方のみ自分名義で年貢を割付けられている。ただし畠方は依然として3人が連名で負担している。延宝2年に利左衛門跡の五左衛門は自分の田方持分を門三郎・助三郎の2人に分与したので、田方は以来4人がそれぞれ自分名義で負担し、畠方は4人の共同負担となつた。そして元禄2年に至って、漸く畠方も分割し、それぞれの名義で畠方年貢を負担することとなつたのである。この事情を反映して、元禄3年に4人の持分を確定するための書抜帳が作成されたのである。第19表は万治2年から元禄2年に至るこの一族の持分の変遷を示したものである。寛

第19表 小兵衛・利左衛門・久左衛門持地変遷

万治2～寛文2年		寛文6年		延宝2年		元禄2年		元禄3年 書抜帳	
名前	地位	地積	名前	地位	地積	名前	地位	地積	地積
小兵衛	田	75畝0歩	小兵衛	田	25畝23歩	久左衛門	忠兵衛	田	22畝18歩
利左衛門	田	24. 13	久左衛門	田	24. 13	久左衛門	忠兵衛	田	29. 27
久左衛門	田	24. 24	門三郎	田	13. 22	久左衛門	久左衛門	田	52. 15
五左衛門	田	79. 8	助三郎	田	11. 2	茂兵衛	久左衛門	田	24. 22
小兵衛	烟	79. 8	小兵衛	田	79. 8	助三郎	助三郎	田	22. 20
利左衛門	烟	79. 8	久左衛門	田	79. 8	助三郎	助三郎	田	22. 20
久左衛門	烟	79. 8	五左衛門	田	79. 8	助三郎	助三郎	田	22. 20
合計	田	75. 0	合計	田	75. 0	合計	合計	田	25畝0歩
合計	田	79. 8	合計	田	79. 8	合計	合計	田	79. 8
合計	計	154. 8	合計	計	154. 8	合計	合計	計	154. 15

文6年の田方分割をみると、3人がそれぞれほぼ同じ位にわけている。延宝2年の門三郎・助三郎の分割はやや門三郎が多く、5分4分位にわけている。

また延宝2年の人別改帳によって家族構成をみてみよう。小兵衛と、久左衛門と、五左衛門はそれぞれ別個の家として記載されている。

小兵衛家は小兵衛夫婦と、子の忠兵衛夫婦、それに門三郎、助(三郎)の男子2人と女子3人の計9人の血縁者のみからなる家族構成である。

久左衛門は久左衛門夫婦と男子久七に女子2人の血縁者からなる家族構成である。

五左衛門家は五左衛門夫婦と、子供7人の家族構成をとっているが、男子は中野村へ拾年季1両2分の質物奉公に出ている旨の記載があり、この家が経済的に行詰っている様相を示している。

ところで、小兵衛の男子である門三郎と助三郎は同年の年貢割付帳では五左衛門の代りにそれまで五左衛門分であった田方の年貢負担者となっている事は前述した所である。前年（延宝元年）の年貢割付帳では「門三郎・五左衛門」の2人名前で負担しており、五左衛門が次第に年貢負担者としての地位から転落し、代って、「好身之者」である門三郎と助三郎が親小兵衛家から出て、相続したものであることが判る。

かくして万治以来、すでに田方は分割され、畠方は未分割のまま元禄2年に至ったのであるが、その事実上の所持者達はそれぞれ一戸を構えて、自己の農業經營を自己の計算において行っていたとみてよいだろう。

さて、元禄2年の畠方分割の様相を第20表に表示してみよう。これまでみてきたいくつかの書抜帳と違って、分筆した例が皆無である。この書抜帳の特徴は「新開畠」と「本帳」とを区別していることにある。新開畠は「亥改」・「申改」・「辰改」・「酉改」の4つに区分される。第20表の注記欄には一筆毎に記されている「亥改」とか、「午開」とかの文言を示したが、開発の年次を示した場合と、見出検地を行なった年次とが不規則にかかれ

第20表 忠兵衛・久左衛門・助左衛門・茂兵衛持分

小字名	地 位	地 積	名請人	持分者	註 記
長者海戸	下 番	3畝18歩	内蔵之助作	久左衛門	本 帳
同 所	下 番	11. 16	内蔵之助作	忠兵衛	本 帳
同 所	下 番	6. 4	源三郎作	助左衛門	本 帳
同 所	下 番	6. 26	助七郎作	忠兵衛	本 帳
小 計		28. 4			
合 計		79. 2			
名請人	筆 数	地 積	持分者	筆 数	地 積
小兵衛	16	21畝15歩	忠兵衛 茂兵衛 助左衛門	12 3 1	13畝14歩 7. 11 20
久左衛門	3	3. 7	久左衛門	3	3. 7
かげゆ	13	26. 6	久左衛門 茂兵衛 助左衛門	7 3 3	15. 25 3. 2 7. 9
内蔵之助	2	15. 4	久左衛門 忠兵衛	1 1	3. 18 11. 16
源三郎	1	6. 4	助左衛門	1	6. 4
助七郎	1	6. 26	忠兵衛	1	6. 26
持 分 者	筆 数	地 積			
忠兵衛	14	31畝 26歩			
久左衛門	11	22. 20			
助左衛門	5	14. 3			
茂兵衛	6	10. 13			
計	36	79. 2			

ている。しかしそうした註記とは別に筆と筆の中間に「右ハ辰ノ改メ」の如くに書きこんで区別している。第20表では線をいれて区別した。新開畠の小計は5反28歩であり、その筆数は32と多い。1筆平均は1畝17歩強である。

「本帳」は慶長3年検地帳をさしており、名請人の書き方も新開畠と違って、「内蔵之助作」の如くに記している。この本帳分の小計は2反9畝4歩と少ないし、筆数も4筆と少ない。しかしその1筆平均は4畝1歩で、新開畠の1筆規模の4倍近い大きさである。

名請人と持分者との関係をみると、小兵衛名16筆のうち、忠兵衛持分が12筆をしめている。かけゆ名13筆のうち、久左衛門分が7筆を占め、ほかに久左衛門名の3筆全部が久左衛門持分となっている。茂兵衛持分は小兵衛名3筆、かけゆ名3筆と分散し、助左衛門持分も同様に小兵衛名1筆、かけゆ名3筆と分散している。本帳分の畠を持分としたものは忠兵衛、久左衛門、助左衛門である。とくに忠兵衛は2筆合1反8畝12歩と大きく、4人の分地者の中でも優位にある。

分地の対象が畠のみで、しかもその中、新開畠の占める割合が非常に高い。同世代か一世代前位までの新開であり、しかもこの時点においてこの4人が家を創設するのではなく、すでにそれぞれ別個の家族と、経営を営んでいたという事情のもとにあっては、1筆の地を分筆するような分配方法ではなく、すでに行なわれている経営に即応した分配が行なわれることになる。すなわち、たとえば忠兵衛持分は「たつこし」に集中し、久左衛門持分は「長者垣内」に多いのはそのあらわれである。

三八 (表紙)「元禄四年」

清兵衛・甚兵衛持地書貫帳

万治3年から延宝6年までの年貢割付帳では惣兵衛なるものが単独で年貢を負担することになっている。しかし同期の納庭帳をみると、年貢の納入は惣兵衛と甚兵衛の2人の連名で行なわれている。

延宝2年の人別改帳によると、両人は世帯を別にしており、惣兵衛は当人と、子の清兵衛夫婦に孫3人の血縁者6人と、下人1人、下女2人の計9人の家族構成をもち、甚兵衛は当人夫婦と、子4人の血縁家族6人に、下人1人の計7人の家族構成をとっている。

第21表 清兵衛・甚兵衛持分

考		開 開 開 開		備		申 未 未 未		居			
小字名		地		地		地		地		地	
谷	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所
菅	同	同	わ	同	同	同	同	同	同	同	同
下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下	下
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
17畝	2步	17畝	9步	18.9	9步	18.9	9步	1.10	5步	1.10	5步
18.9	9步	18.9	9步	1.10	5步	1.10	5步	1.1	8步	1.1	8步
1.1	0步	1.1	0步	1.1	0步	1.1	0步	2.0	0步	2.0	0步
62.24		59.9		122.3							
計		計		合							

延宝6年から元禄3年迄は清兵衛・甚兵衛兩人名前で年貢の割付が行なわれ、元禄4年に至って漸く割付帳の上でも分離する様になった。同時に書抜帳を作成したと思われる。

早くから事実上の分家が行なわれ、世帯が別となっているにもかかわらず、年貢の割付およびその前提である土地所持においては公認されていなかつたのである。

書抜帳の内容は第21表に表示した。分割の仕方を検討してみよう。

田方9筆のうち、名請人喜兵衛とある3筆は古田と思われる。1筆の畝歩も大きい。これを清兵衛2筆、甚兵衛1筆とわけている。小字名わき所在の田は新開と思われる。1筆の畝歩が小さく、分割に際しては合筆して、清兵衛に約3分の2を、甚兵衛に3分の1を渡している。つまり田方は2:1の比率で分けているのである。

畠方の場合も小字名かいと所在の6筆と、惣兵衛脇所在の源七郎名、わき所在の助右衛門名、助十郎名および屋敷の4筆計10筆は古畠であろう。1筆の畝歩も比較的大きい。あの惣兵衛名16筆は新開と思われる。畠方では合筆も分筆も行なわれておらず、大体小字毎にまとまる様に分けている傾向がみられる。もともとこの兩人は既に早くから分離した世帯と經營を営んでおり、元禄4年の書抜はそれまでの事実上の所持を確認しようとしたものであるところから、分筆のごとき手続きを今更行なう必要がなかったとみるべきであろう。そして、兩人が分離して、自立して行く過程で、新開田畠が大きな意義を有していたのである。兩人の畠方における分配率も田方とほぼ同様に2:1である。

三九 (表紙)「延享4年卯六月日

平兵衛持水帳」

—前略—

畝歩・高達候ハハ、重而互ニ仕なほし可申候

右之田畠、親息才之内、書面之反歩被申置候ニ付、其通り今度相渡申

所実正ニ御座候、平兵衛居所ニハ南あな切り、北ハ大道迄、東西も大道切り境相立申上者、相互ニ於向後出入申分無御座候、敵歩場所之義ハ能相知レ不申ニ付、加判衆と御相談之上、場所附・敵歩附仕候而相渡申所実正ニ御座候、為後日加判申請候而水帳面相渡申候以上

延享四年卯六月日 下川原 兄証文主 平左衛門 ㊞

(証人 8人略)

名主新平 ㊞

これまでの史料にくらべて、年代的には大分下るし、内容的にも分地の仕方がはっきりしないが、上に掲げた文言がこれまでの書抜帳にくらべやや詳しいので一応検討しておこう。

文言によると、この書抜帳を作成した時には、すでに親は死亡し、惣領

第22表 平兵衛持分

小字名	地位	地積	註記
武左衛門前	中田	2畝 0歩	
大池端	下田	3	申改
同所	下田	2. 0	
相嶋	下田	3	申改
境塚	下畠	1. 3	本畠改
中嶋道下	下畠	10	申改
同所	下畠	5	申改
境塚下	下畠	7	本畠
同所	下畠	3. 5	本畠
同所	中畠	2. 18	本畠
計		11. 24	
	地積	高	
中田	2畝 0歩	0石160	
下田	2. 6	0. 132	
中畠	2. 18	0. 130	
下畠	5. 0	0. 150	
計	11. 24	0. 572	

があとをついでいる。親存生中の遺言を延享4年に実現させて、弟平兵衛に田畠を分与し、その敵歩を立合証人が検証したのである。分与の敵歩は遺言状に明記されていたようである。野津田村の分地相続の手続きと同様の事が行なわれているのである。

また文言中には平兵衛の「居所」=屋敷について言及しており、屋敷分与について大体の四至をきめ、正確な「場所附・敵歩附」は別にすることとしている。

さて書抜帳の敵歩附は第22

表に表示したが、見らるる通、田畠10筆のうち、本田畠は6筆、新開田畠は4筆である。それにしても1筆の地積が小さく、平均して1畝余にすぎない。石高に換算しても、僅5斗7升2合にすぎない。

以上をもって本章において紹介すべき事例のすべてをつくした。年代的にみると、連光寺村は慶安元年から元禄4年にかけての史料が多く、野津田村は宝永7年から寛延3年にかけての史料で、時間的には継起するが、史料の性質・内容が若干違っており、両者をそのまま比較することはできない。本章での作業は史料そのものの吟味に止め、以上に紹介した如き相続事例をどのように理解するかは次章の村落構造の展開をみたあととの問題としたい。

四 南武蔵農村の村落構造

武蔵国多摩郡の野津田村・連光寺村・松木村・中和田村・寺方村などで行なわれた百姓の家継承に関する事例について、その一つ一つについて検討を行なってきた。これらの村々は多摩郡の南西部、武蔵野台地とは多摩川によって分けられた多摩丘陵と呼ばれる地域にある。多摩丘陵の西南側は境川によって相模台地と分けられる。

この地域は中世末期には後北条氏の版図であった。「小田原衆所領役帳」に見えるこの地域の庄郷名をあげると、小山田庄・小野路郷・関戸郷・小沢郷などがある¹⁹⁰。

後北条氏の滅亡後、徳川家康の領国となったこの地域の村々が、徳川氏によってどの様に把握されたかを知る指標として、検地施行のあり方をとりあげてみよう。

I 検地施行の様相

新編武蔵風土記稿によって、木曾郷・柚木領・府中領（ただし南多摩郡に属する部分のみ）、日野領（多摩川の西岸にある部分のみ）、都筑郡のう

ち小机領、橋樹郡のうち稻毛領など、地理的に多摩丘陵に属する97ヶ村における検地施行の初見年代を第23表に表示してみた²⁰³。

第23表 年号別検地施行初見件数

天正	文 祿	慶 長	元 和	寛 永	正保 ～万治	寛 文	不 明	計
5	10	7	0	6	4	36	29	97

天正～慶長期の件数は22件、元和～万治期に10件、寛文期に36件、ほかに検地施行年代について記載のない村が29件である。つまり、大別して、家康の関東入部直後に行なわれた検地と、幕藩体制の確立した時期に行なわれた検地となる。

検地施行の地域分布の状況をみてみよう。さきに木曾郷とか、柚木領とかをあげたが、この「郷」とか「領」と云う単位は他地域において大庄屋支配の単位である「組」とか「通」とか「筋」に当るようであるが、必ずしもこの単位毎に大庄屋が置かれたり、或いは代官支配の行政単位となっていたとは思えない。しかし、郡と村の中間にあって助郷などの伝馬や、觸達の一単位として利用されていたようである。

さて木曾郷12ヶ村のうち、1ヶ村のみが慶長3年大久保長安奉行の検地で、あとの7ヶ村は寛文10・11年に成瀬五左衛門、平岡岡右衛門の手で検地され、4ヶ村は不明である。

柚木領36ヶ村のうち、天正19年が1ヶ村、慶長3年が3ヶ村（うち2ヶ村は大久保長安検地であることを明記）、不明3ヶ村のほかは、29ヶ村が寛文5・6年に成瀬八左衛門、坪井次右衛門、深谷喜右衛門、竹村弥太郎、曾根五郎右衛門、土屋但馬守などの検地である。なお天正～慶長検地をうけた4ヶ村も寛文年中に再検地をうけている。

府中領の一部、7ヶ村のうち、不明3ヶ村で、あとは文禄3年・寛永14年・明暦3年・寛文2年にそれぞれ検地をうけている。文禄検地は大久保長安の手代である竹川監物によって行われる。

日野領の一部9ヶ村のうち、文禄3年検地をうけた村は4ヶ村である。検地役人は竹川監物・鳥居加右衛門・田辺十郎右衛門・高野善次・山浦弥蔵・太田宮内丞・井上善蔵などの名が見える。慶長3年1ヶ村は竹川監物・窪田久左衛門・井口茂右衛門である。寛永14年検地は1ヶ村あり、奉行は福村長右衛門である。不明は3ヶ村である。なお表に加算しなかった多摩川東岸の9ヶ村のうち、7ヶ村まで寛永14年に検地をうけている。また文禄年中の検地をうけている村もある。

都筑郡に属する32ヶ村のうち、天正19年検地をうけた村が4ヶ村ある。検地役人は竹川監物・中田市平・小河甚平・山本九兵衛・井出半蔵などの名が見える。文禄年中の検地は4ヶ村で検地役人は竹川監物・井口茂右衛門・小宮山八大夫などである。寛永年中には守屋佐太夫・青山大膳・窪田半之丞などが検地を行なった村が6ヶ村ある。慶安年中1ヶ村・明暦年中1ヶ村、寛文年中3ヶ村で検地が行われている。13ヶ村については不明である。

橋樹郡稻毛領の一部8ヶ村では天正19年1ヶ村、文禄3年1ヶ村、寛文年中2ヶ村、不明4ヶ村である。

検地施行年代の明らかでないものが総数97件中、29件と30%もあり、かつ検地施行年代の明らかな村のうちでも、天正一慶長期の検地、ないし寛文検地以前の検地をうけたことがあるか否かについては必ずしも新編武藏風土記稿の記述を全面的に信頼するわけにはいかない。

たとえば「落合村旧記」なる宝暦13年成立の史料によれば、松木村・鎧水村・越野村・柚木村・堀之内村・別府村・大沢村・室木沢村・中野村・大塚村・矢部村・落合村・乞田村・小山田村の柚木領15ヶ村について次の様に述べている²¹⁰。

三二A 右者慶長四己亥年田辺十郎左衛門・加藤彦右衛門両役人ニ而御繩改有之候処、永高村々如斯御座候、柚木領拾五ヶ村永高合五百三拾五貫三百五拾弐文、右高弐千六百七拾六石七斗弐升也

つまり上記の15ヶ村は慶長4年（元和元年）に検地をうけ、永高（貫文制）表示の村高をきめられたというのである。この検地については風土記稿はふれる所がない。この時の貫文制による検地帳を右の15ヶ村ではいまだ発見していないが、鎧水村の西隣にある小山村には元和5年の貫文制による「地詰帳」が現存する²²⁾。これは表題が「元和五年己未十二月十六日武州多西之郡山之根油井領小山郷御地詰帳」とあり、田方11貫31文・畠方63貫716文、屋敷方5貫666文となっている。このように「地詰帳」となっているが、検地帳に近い内容をもつものが作成されているのであって、「落合村旧記」の記載は信頼してよいと思われる。「落合村旧記」はまた次のような記事をもっている。

三二B 徳川家康公関東御入国後、関東田畠不残御改被遊候節、柚木拾五ヶ村ニ而式千三拾石也、然ル処越野村小島河内并堀之内村村井七兵衛両人之願ニ付、慶長四年己亥年又御縄改有之候所、六百四拾六石七斗六升高増シ、依之両人ヲ十五ヶ村之百姓共惡敷者ニ申立、同年十五ヶ村之百姓共別所村薬師堂ニ會合致し、神水ヲ呑、一身連判ヲ仕、注進申上候、其節落合村川井豊後と申者一度一身致し候へとも惡事之義ヲ能ク相弁へ返而百姓共と連判祈願仕候ニ付、依之彼両人慶長五庚子年三月二日猿丸御林ニおゐて御仕置ニ罷成申候事明白ニ御座候事以上

要するに家康が関東入部直後、検地は行なわれていたが、慶長4年に至って、再検を願ったものがおり、そのため、646石余の打出があった。このことをいかった15ヶ村の百姓共が「神水ヲ呑」み、一揆を起した。結果は再検を願い出た者2人が「御仕置」となったのである。この記事に現われてくる再検を願った者たちの名前をみると、武士的な名前である。彼らは恐らく地侍であり、検地帳面においては分付主であったものたちと思われる。幕府は百姓達の一揆を好機として、村内に威を持ち続ける地侍達を処断したと見てよいだろう。

右の記事では村高が石高で示されているが、これは入部直後の検地も、

慶長4年の検地も貫文制による永高表示であったのを、1貫文5石替で換算したものである。近世初期には「山之根」と呼ばれている関東山沿いの地帯は概ね永高制をとっている。

なお「落合村旧記」によれば慶安三年寅ノ八月十四日にも検地をうけた旨がしるされ、役人は吉野又兵衛・山口伊右衛門としている。この時には近村の野津田村に慶安三年寅八月二日付の「検地請証文」や、「新開改帳」(貫文記載)があるので、やはりこの地域一帯に行なわれたと見てよい。

「落合村旧記」には今一つ重要な記事があるので引用しておこう。

三二C 元亀三年壬申ノ御水帳ハ上杉之御家来笠原越前守殿御検地也、其頃ハ田畠永取也、無反別永取有、越前守居城ハ当国都筑郡中山村と申候事、此頃ハ百姓多クして、分付之者多く、本百姓ハ少也

後北条氏は天文12癸卯年に広く検地を行なっているが、この落合村ではその30年後、元亀3壬申年に検地が行なわれたのである。その検地帳(水帳)の記載は「無反別」つまり敵歩の記載がなく、貫文制による永高表示であった。この検地帳の原本は「旧記」執筆の頃には存在しており(現在は所在不明)，筆者はそれと較べて引用文後段に「此頃ハ百姓多クして分付之者多く」とのべているのである。つまり元亀3年水帳の名請人の数は少なく、後北条氏あるいは中山越前守の被官である地侍層が名請していたものと思われる。

さて、以上見た所から、多摩丘陵地域において、家康関東入部直後に「検地」が一般に行なわれたであろうと思われるが、「山之根」と呼ばれている地帯は貫文制による永高表示をとっており、この場合、検地のやり方は後北条氏時代とあまり変化していないことになる。或いは「検地」は実測を行なわず、「差出検地」にすぎなかったのかも知れない。そしてこれら貫文制=永高表示の村々は後に至って寛文年間に一斉に石高制への切換へのための検地をうけているのである。こうに「山之根」地帯の検地施行の特徴が見出される。こうした「山之根」地帯のあり方に対して、「山

之根」以外の村々たとえば日野領の村々は敵歩を明記した石高制をとっており、文禄・慶長期の検地から寛永期の検地まで位の間にほぼ石高制表示の村高が確定してしまうのである。

要するに多摩丘陵地域の村々は、天正以降寛文期まで永高制、従って年貢の賦課收取に際しても貫文制で表示している地帯と、天正以降、石高制で表示している地帯に二大別できるのである。そこでこの二つの地帯の例示として、寛文期に貫文制から石高制に切換えられた野津田村と、慶長期から石高制をとっている連光寺村とを取上げ、この二つの村を中心に村落構造の展開をあとづけることにしよう。

II 野津田村の村落構造

野津田村は後北条時代には小山田庄内野津田郷と呼ばれている。鶴見川の源流が小山田村に発して庄内を東へ図師村・野津田村・大蔵村と貫流し、ここで小野路村に発しているもう一本の源流と合して南下している。

野津田村に残る最古の史料は後北条氏の朱印状であって、村の開発されて行く事情をよく示している。

三三 就御佗言申上、当年貢諸公事、一廻御赦免畢、前々彼郷ニ而百姓何方ニ有之共、悉召返、野薦之郷ニ仕付、田地打開可致耕作旨、被仰出者也、仍如件

(天正二) 七月五日

藤 田 奉
設 樂

野薦御百姓中

不作の年でもあったのであろうか、この年1年分の年貢諸公事を赦免し、同時に逃散の百姓を召返して定着させ、耕作させる事を命じている。

三四 野薦之郷本堰口、川ニ崩、当年水不上之間、新堰可鑿之旨得御意候、以彼堰、過分之田地可荒儀如何候間、小分之年貢目引候儀ハ不苦候、尤新堰可為鑿旨被仰渡仰出状、如件

(天正五) 丑三月廿日

一 雲 奉

武藤半六郎殿

専正軒

天正2年の朱印状で開発を許し、この天正5年の朱印状は田地開発に関連して、用水施設の整備を命じているのである。宛書の武藤氏は小田原陣で討死し、その跡は娘聰である河井氏がついで、以来野津田村の名主として明治維新まで終止した。

後北条氏の滅亡後、家康の関東入部を経て慶長末年までは史料を缺いているが、元和年中に入ると、年貢の請取状（原本）が残っている。元和元年から9年まで（ただし6年のみ缺く）の毎年の請取状の表題は「山崎村（又は郷）御年貢納事」とあり、差出者は設楽長兵衛（又はその手代）、宛名は「左京助」となっている。左京助は河井氏の名である。内容は請取状の日付の前年分の年貢収納についてであって、その納め方と、額については第24表Aに示した。

第24表A 河井左京助年貢納入額

年号	金納分	京銭納	米納
慶長 19	永 209文	永 25文	—
元和 元	永 191文	永 35文	—
2	永 217文	永 25文	—
3	永 242文	—	—
4	永 248文	—	—
6	永 241文	—	3 升
7	永 367文	—	2 升
8	永 275文	—	2 升

第24表B 柚木領年貢納入額

年号	金納分	京銭納	米納	綿納	荳納
寛永元	永244貫865文	137貫文	217石700	1貫435匁	6石300
2	永250. 599	137	622俵	1. 435	18俵
3	永24□. 734	137	622	1. 435	18
6	永120. 344	68貫140文	495	1. 035	13
7	永297. 038	—	217石700	1. 435	6石300

年貢の提示は永高制で行なわれ、実際の納入は金納と、京錢納と、米納との三形態をとり、永額は年によって上下している。額は少なく、左京助個人の年貢と思われる。

また寛永2年から8年まで(5・6年歟)の「柚木領御年貢請取之事」(写)が残っているが、差出者は今井九右衛門で、宛書は「河井左京助」、または「河井左京助・山口久右衛門」となっている。この年貢請取状の内容は第24表Bに示した。

金納・京錢納・米納の外に綿納と茎納が加わっている。綿納と茎納は定額であるが、寛永6年分だけは減免となっている。この年は金納・京錢納・米納もともに減免となっている。

所で年貢額の金納分と京錢納(永1貫文=京錢4貫文)と、米納(永1貫文=米5石)の合計は永330貫前後に当り、さきにあげた「落合村旧記」の「柚木領十五ヶ村」の永高535貫余の年貢額とは永200貫文許り少ない。柚木領のうちの何ヶ村分に当るかは不明である。

上にあげた元和期および寛永前半期の年貢請取状において河井左京助はどのような立場から宛書に書かれたのであろうか。元和期のものは明らかに左京助個人に宛てて出されたものであるが、山崎村の百姓として扱われている点からみて、野津田村は山崎村の枝郷として扱われていたのであろうか。それにしても個人が年貢納入に関して代官から直接に請取状を得ているのは河井氏の地位がかなり高い所で認められていたといえよう。

寛永前半期については「河井氏由緒書」(天保11年以降河井清大夫記)に次のような文言がある。

三五 寛永二丑年先祖河井左京之助御代、御注進申上、始而御代官今井九右衛門様御支配所ニ相成、御年貢諸役等相勤、年々御割付被下置私方ニ所持仕罷在候

もしこの記述が正しいとすれば、野津田村は山崎村の枝郷としての地位から分離して、柚木領を構成する「村」となったことになる。河井氏は後

述する如き土豪的地位にもとづいて柚木領の何ヶ村かの「大庄屋」の如き役目を果すようになったとすれば、寛永前半期の柚木領の年貢請取状の宛書にかかれていることの説明はつく。

しかし「由緒書」は「同（寛永）十酉年、村高永六拾五貫三百七拾文と御定被遊」れたとも述べており、この記述が正しいとすれば野津田村は村高の確定もないままに寛永2年に「村」として認められ、漸く8年後に村高がきまったことになる。とすればその間の年貢割付は見取で行なわれていたことになる。由緒書は寛永2年以降の「割付」があるとしているが、河井家文書には現在の所見出していないので、この時期に関する疑点については保留しておきたい。

寛永10年以降になると、野津田村名主百姓中にあてた今井九右衛門の割付状（原本）が残されている。次に寛永12年のものを抄記する。

三六 野津田村亥之御成ケ割付之事

一高六拾五貫三百七拾文	田畠屋敷共ニ
-------------	--------

一中略一

右納次第

永四百九拾文	綿七百匁納
--------	-------

永九貫四百五十文	米四拾七石弐斗五升
----------	-----------

永弐百八拾文	荏壱石四斗ニ納
--------	---------

永五拾五貫四百九拾八文	金納
-------------	----

一下略一

中略とした部分には川缺引などの引分と、残高、および5貫余の開高があって、これは半分引となり、残高二口の「取、合六拾五貫七百拾八文」である。つまり永高提示はそのまま納入すべき年貢額を示しているのである。そして永高は現実に納むべき4つの形態に換算される。金納の比重が極めて高く、米納の比重が軽いことに注意されたい。永高65貫370文の内訳は田方41貫704文、畠方23貫666文である。それに開高5貫204文は全

部畠であって、耕地構成からすればこの地域では異例ともいえる程、田方の比重が重い。それにもかゝわらず、米納分は村高の約14.4%，9貫450文、石高に換算して（1貫文5石替）47石余にすぎず、金納分は村高の80%を占めている。

慶安3年になると、「新開改帳」がつくられる。もちろん貫文表示であって、畝歩の記載はない。打出高は8貫768文にすぎない。新開分のみなので、全村的な土地所持の様相をうかがうことはできない。

この新開改の際に、21人の百姓が連印した村法がつくられている。野津田村の発展の上で、一つの転機がきたことを示す内容と意義をもっているので、次に引用してみよう。

三七 一札之事

一今度御縄打ニ付、大小之百姓寄合申、野津田村之儀ハ馬草場一円無
御座候ニ付、毛も付不申候処をハ、村々ニ而相談致、馬草場ニ堅相
定申候、自然重而少成共新開仕ニ付而ハ、中間ニ而せんき致、過錢
壹貫文其者之前より取候而、郷中つらぬきニ可致候、か様ニ郷中壱
人も不残一同に相談相極り定置申上者今度之御縄ニ付、以来何かと
中間ニ而六ヶ敷儀申間敷候、其ため惣れん判ニ而堅相定置申候、仍
如件

慶安三年寅八月二日

野津田村（21人連印略）

惣百姓わき共ニ

新開分見出検地に際して、「大小之百姓」が寄合って、二点について仲間規制を明文化したものである。一つは検地の結果、つまり公認された土地所持権に対して相互にこれを認めることである。今一つは「新開禁止規定」であり、罰金と村八分という罰則まで設けている。きびしい態度で、仲間規則を守ろうとする意思が表明されているのである。とくに「新開禁止規定」は注目に値する。天正2年開発され始めてより、水利施設の整備を通じて、この地域では特異ともいえる程に田方の比重が大きいこの村に

おいて、慶安年中、早くも耕地化に対する制限が行なわれるようになったのである。

またこの村法を作成した「中間」とは「大小之百姓」であり、「郷中一人も不残一同」であり、「惣百姓わき共ニ」であるが、その人数は僅か21人である。こゝに連印している者たちが野津田村の草分百姓であり、初期本百姓ということになる。

この新開分見出検地から15年をおいて、寛文6年に石高制による検地が行なわれ、検地帳が作成された。検地名請人は89人で、約4倍にふえる。

村高は田方357石071、畠方466石087計823石158である。反別にして田方37町6反23歩、畠方86町7反7畝20歩計124町3反8畝13歩である。石盛は上田12・中田10・下田8・下々田6・上畠9・中畠7・下畠5・下々畠3、屋敷10である。寛永10年の永高の耕地構成と比べると、慶安3年の新開禁止規定をはさみながら、畠方の開発が進められたことが判る。第25表に両年度の比較を掲げた。村高は約2.5倍となり、畠方は約4倍近い増加であるが、田方は約1.7倍の増加に止まっている。

第25表 寛永10年・寛文6年村高比較

	田 方		畠 方		合 計	
寛永10 (1貫文5石替)	41貫704文 208石520	64 %	23貫666文 118石330	36 %	65貫370文 325石850	100%
寛文6	357石071	43.4%	466石087	56.6%	823石158	100%

この寛文6年検地のあと、文政10年に地改が行なわれる迄は公称の村高・畝歩などほとんど変化がない。

寛永10年以降、野津田村は幕府直轄領として代官支配の下にあったが、元禄11年、松平次郎左衛門なる旗本の知行所となった。しかし、松平氏は支配所内の水利費の嵩む故をもって直ちに知行替を願い、1年にしてまた代官支配に戻った。宝永2年暮より多賀主税なる旗本知行所となつたが、享保元年、多賀氏が江戸城中において刃傷に及び、家は取潰しとなつたた

め、またもや、代官支配所となる。享保6年に至って、富田甲斐守知行所と、山口安房守知行所と、代官所の3給となり、翌7年、さらに代官所分を油井主膳知行所と分けて4給となつた。代官所分は享保19年に高井但馬守知行所に渡され、以来、野津田村は明治に至るまで、旗本4家の知行所に分けられ、支配された。

享保6年の知行渡しの際に、代官所分と、知行所分の双方の「百姓高反別帳」が作成されている。寛文6年の検地のあと、寛文9年の「名寄高反別帳」があるので、この二つの史料にもとづいて、所持石高規模別階層の変化を見ることにしよう。第26表に表示した。

慶安3年の新開禁止村法に名を連ねた初期本百姓21人が、18年後の寛文9年には93軒になり、更に50年後には27軒ふえて130軒となつたのである

第26表 野津田村持高規模別階層

規模別 年号	寛文9年		享保6年	
	百姓数	(ウチ 屋敷持)	百姓数	(ウチ 屋敷持)
45石以上	1	1	1	1
45石未満	0	0	4	4
30石以上	0	0	1	1
30石未満	0	0	1	1
20石以上	0	0	4	3
20石未満	2	2	4	3
15石以上	11	11	9	8
15石未満	2	2	30	22
10石以上	46	45	31	17
10石未満	23	21	32	18
5石以上	7	2	8	2
5石未満	2	1	9	5
3石以上	1	0	1	0
3石未満	0	0	130	81
1石以上	93	83		
1石未満				
5斗以上				
5斗未満				
無高				
計				

る。

表中、寛文6年に45石以上をもつものが1人あるが、これは所持石高179石563であって、前述の野津田村開発土豪である河井左京助の直系の家である。寛文6年検地帳でのこの家の名請地は316石余であって、137石余減少している。この分は「河井氏由緒書」によると、「普代前地之者共」が所持するようになったものである。つまり河井氏は検地の時には村高の約38%を保持し、のちその所持高の43%を「普代前地之者」共に分与したのである。こののちの河井氏の所持高縮少が血縁分家によってなされたことは、史料一九にみたところである。

持高規模別構成においてもっとも多い層は5石以上10石未満の層であって、合計93人の中の46人、50%に当る。この層が寛文期における野津田村の標準的な階層であったといえよう。この層を中心として上下の層を合せると、3石以上15石未満の層の人数は80人となり、人数合計の86%を占める。また屋敷所持をみても無屋敷者10人のうち6石余の持高で無屋敷のものの1人を除いて、3石6斗余以下のものである。

享保6年の場合、20石以上のものが6人いる。その持高をみると、市郎左衛門66石余、清大夫43石余、弥五郎38石余、清右衛門34石余、案右衛門32石余、久米右衛門20石余で、その合計は236石422.20である。市郎左衛門は史料二八に見た如く、急速に持高を増加しつゝあった家であるが、慶安3年村法の連名者のあとではないようである。清大夫は河井氏の直系であり、久米右衛門、案右衛門は河井氏の分家である。弥五郎と清右衛門は寛文期以降、持高を増加させたのである。このように上昇した場合もあるが、おむね持高規模階層は低い方へ移動しているといえよう。5石以上10石未満の層は46人から30人と16人少なくなり、反対に3石以上5石未満の層が23人から31人と8人増加、1石以上3石未満の層に至っては7人から32人と25人も増加している。更に5斗以下と、無高とが10人も現われている。しかし全体的にみれば持高規模の平均的縮少化であって、階層構

成における中堅層の分解という所まではいっていないのである。つまり寛文9年の標準的経営規模が5石以上10石未満の層にあったのが、享保6年には1石以上5石未満の層に移動・拡散化したのである。

この現象が新家の増加にあることは屋敷持と無屋敷の関係をみれば明らかである。寛文9年に93人中、無屋敷は10人にすぎなかったのが、享保6年には130人中50人と約40%も無屋敷がいる。しかし、屋敷持の数は寛文9年の83人から享保6年の80人とほとんど変化がない。無屋敷者の増加の階層別傾向をみると、1石未満無高に至る層は18人中の11人と多く見えるが、無屋敷者総数50人中の約25%にすぎない。無屋敷者の増加は零細農よりも1石以上10石未満の層に著るしいのである。10石以上20石未満の層でも無屋敷者が2人もあり、5石以上10石未満の層では30人中8人が無屋敷である。増加の著るしいのは、享保6年期の中堅層である1石以上5石未満の層であり、63人中28人と56%も無屋敷者がいるのである。中堅階層の持高規模の低下・拡散現象に対応しており、この点は史料三〇Eや、史料三一などに見た分地後の「新屋敷願」に見られる如く、分家による新家が無屋敷者であったのである。

つぎに宗門人別改帳によって、家族形態をみるとする。第27表に宝永4年の分を表示した。

第27表Aは1. 譜代および年季奉公人を雇っている家、2. 家族成員が血縁家族のみからなる家、3. 血縁家族より他所へ奉公または他所へ罷在るか、預置くなどしている家で、現在村に居住している家族成員がいる家、4. 紺屋および酒屋を業としている家、5. 身分呼称が百姓でなく、「家来」と呼ばれる家、6. 前項に同じく「前地」の家、7. 前項に同じく「地借り」の家の7区分をたて、それぞれの家の家族成員人数の多少に従ってその家数を示した。合計125軒のうち、第1区分は19.2%，第2区分は52%，第3区分は15.2%，第4区分は1.6%，第5・6・7区分は12%の割合となる。

第27表A 宝永4年家格別家族成員構成

	譜代及年季奉公人ヲ雇フ家	百姓	家族ヨリ奉公又ハ他出者アル家	紺屋酒屋	家来	前地	地借リ	計	人數計
血縁家族成員数別	1人	0戸	1	5	0	0	1	8	8
	2	1	5	4	0	1	2	15	30
	3	1	6	2	1	1	0	12	36
	4	7	13	3	1	0	1	0	25 100
	5	3	20	2	0	0	3	0	28 140
	6	3	8	0	0	0	1	0	12 72
	7	6	6	1	0	0	1	0	14 98
	8	3	4	2	0	0	0	0	9 72
	9	0	1	0	0	0	0	0	1 9
	14	0	1	0	0	0	0	1	14
計		24	65	19	2	2	10	3	125 579人
百分比		19.2%	52%	15.2%	1.6%	12%		100%	

第27表B 身分別雇傭人数

	譜代及年季奉公人共	年季奉公人ノミ	計	人數計	人數合計	身上漬レ他出家
譜代年季奉公人雇傭数別	1人	0戸	6	6	6	
	2	3	4	7	14	
	3	2	0	2	6	
	4	0	1	1	4	
	5	2	0	2	10	
	7	1	0	1	7	
	8	1	1	2	16	
	9	0	1	1	9	
	10	0	1	1	10	
	13	1	0	1	13	
計		10	14	24戸	95人	674人 10戸

この区分内での血縁家族成員人数をみると、第1区分では3人家族以下は2軒しかなく、4人家族、7人家族がそれぞれ7軒と6軒あり、大体の傾向は家族成員が多いといえよう。その上譜代とか年季奉公人を雇っているのであって、その農業経営の規模が大きいと推定できる。第2区分は血

縁家族のみで農業経営を行なっているのであって、家族成員も4人か5人位の家が区分内計の半数を占め、3人以下あるいは6人以上の家の数は自然に減少して、もっとも一般的な百姓の家族構成をなしている。第4区分は家族成員の少ない方が多くなるのは当然の現象とも云えるが、この区分の家の農業経営の不安定さを示すとみてよいだろう。第5区分と第7区分は3人か2人位の家族しかないのに対し、第6区分の家は3～4人位の家族成員をもつ傾向が見え、家としての実体をもとうとする傾向をよみとてよいだろう。

第27表Bは第1区分の家における譜代下人とか年季奉公人の人数の分布をみようとしたものである。そして第1区分の家を更に譜代および年季奉公人をもつ家と、年季奉公人のみを雇っている家に区分した。前者は10

第27表C 他出内訳

	男	女	計		武州多摩郡図師村	1
他出奉公	12	5	17	他	〃 〃 原町田村	1
他出罷在	5	2	7	出	〃 〃 金井村	1
他出預置	2	2	4	罷	〃 橘樹郡宮田村	1
計	19	9	28	在	〃 荘原郡上目黒村	1
他出先別人数					江戸神田鍛冶町	1
他出奉公	相州高座郡川和村				江戸小石川日影町	1
	武州多摩郡大蔵村				他出預置	江戸小石川
	〃 〃 図師村				〃 長者町	1
	〃 〃 真光寺村				〃 浜松町	1
	〃 〃 金井村				渋谷町	1
	〃 〃 小川村					
	〃 〃 本町田村					
	〃 都筑郡麻生村					
	〃 橘樹郡五反田村					
	〃 〃 関村					
	〃 〃 宮田村					
	〃 荘原郡蛇窪村					
	江戸小石川日影町					

軒、後者は14軒で、両者の雇傭人数を比べると、前者の方の人数が2~3人の線に多く、後者は1~2人の線に多い傾向をよみとることができる。

宝永4年の村内現住人口は674人で、そのうち譜代とか年季奉公人とかの人数は95人・約15.5%を占めている。これに対し第27表Cは他所へ「奉公」しているとか、「罷越」あるいは「預置」となっている人数を表示し

第27表D 奉公人明細

		男	女	計	年季奉公人出身地別人数	当 村 26人
譜代及年季奉公人年季年数別人数	譜 代	9人	8人	17人		" 前地 3
	1年	11	11	22		" 家来 1
	2	12	8	20		武州多摩郡小山村 10
	3	6	5	11		" " 小野路村 9
	4	0	0	0		" " 山崎村 4
	5	1	1	2		" " 小山田村 4
	6	5	1	6		" " 国師村 3
	7	0	0	0		" " 金井村 3
	8	4	2	6		" " 大藏村 2
	10	4	3	7		" " 矢部村 2
	11	1	0	1		" " 中野村 1
	15	0	1	1		" " 根岸村 1
	20	1	0	1		" " 岡上村 1
計		54	41	94		安田村 1
						本町田村 1
						都筑郡寺家村 1
						桑良村 1
						相州高座郡矢部村 2
						" " 小山村 1
						計 77

第27表E 身上潰他出先

武州荏原郡碑文谷村	奉 公	江戸豊嶋町	引 越
" " 同 村	奉 公	江戸鮫ヶ橋	日用取
" " 同 村	引 越	江 戸 江	住所相知不申
" " 池 上 村	引 越	山 方	奉 公
" " 上目黒村	店 借	不 斗 罷 出 行 方	相 知 不 申

た。男女合計 28 人である。またその行先をも示したが、隣村近村が 19 人で、残る 9 人のうち、江戸が 7 人、江戸近郊が 2 人であることは注目に値する。

第27表 D は譜代の人数と、年季奉公人の人数を表示し、年季奉公人については、その年季の長短による区分をなした。94 人中譜代は、17 人、約 18 % であるが、8 年季以上の長年季奉公人が 16 人、約 17 % もあり、合わせると、約 35 % となる。この時期にその血縁家族人数が比較的大きく、しかもなお血縁家族以外の労働力を必要とする家のあり方は手作りを中心に農業経営を行なっていたと推定できる。

さいごに第27表 E は宝永 4 年宗門人別改帳末尾に「身上相潰他出」とあるものの行先を示したものである。「山方」とか「行方不知」の二例を除いて、すべて、行先は江戸もしくは江戸近郊であって、村から流出するものの行先が第27表 C に示した点に一致というより、むしろ強調されているのである。

第28表は享保 2 年と享保 6 年の宗門人別改帳から家族構成において、普代・年季奉公人を含む家と、含まない家に区分し、これを持高規模別で表示したものである。享保 6 年の戸数が第26表に示したより少ないので、宗門人別帳が 1 納分しか残っていないことによる。またこの帳面では奉公人を出している記載があるので、享保 6 年は 3 区分となっている。

さて、譜代をおいたり、年季奉公人を雇ったりする家が、享保 2 年ではすべて 10 石以上の大高持であって、第27表 D に関連してのべた点を裏書きするものである。享保 6 年では 5 名以上の家となっており、この点は分割相続事例や、第26表に関連してのべた大高持の家の分裂にもとづく持高の縮少化傾向に対応するものといえよう。

血縁家族のみの家は享保 2 年では 1 石以上 10 石未満の層に集中している。享保 6 年も同様である。

享保 6 年の奉公人を放出している家は 2 件の例外を除き、10 石未満以下

第28表 享保2・同6年持高規模別奉公人雇傭・被雇傭家数

	享保2年			享保6年			
	家族 ノミ	普代奉公人 ヲヤトフ家	計	家族 ノミ	普代奉公人 ヲヤトフ家	奉公人ヲ ダス家	計
30石以上	0	4	4	0	1	1	2
30石未満 20石以上	0	0	0	0	1	0	1
20石未満 15石以上	1	4	5	1	1	0	2
15石未満 10石以上	3	8	11	3	4	1	8
10石未満 5石以上	27	0	27	7	5	5	17
5石未満 3石以上	32	0	32	8	0	8	16
3石未満 1石以上	29	0	29	7	0	11	18
1石未満 5斗以上	9	0	9	0	0	4	4
5斗未満	7	0	7	0	0	5	5
無 高	16	1	17	0	0	0	0
計	124	17	141	26	12	35	73

の5階層に広く分布しているが、とくに1石以上3石未満の層から11軒もが奉公人を放出しており、この層の家族成員数と、経営規模との間の矛盾が、かゝる労働力放出をもたらしているのではないかと思われる。なお30石以上の持高所持者にして、かつ譜代を2人も抱えている家は本人は江戸に、譜代下女2人は近村矢本村へそれぞれ奉公に出ている例がある。これは史料一九に出てきた案右衛門である。また11石余の持高者の例もあるが、これは娘が江戸へ奉公に出ており、農業労働のための奉公ではない。

第29表は元文3年の宗門入別帳から作成したもので、身分記載もあるので、5区分して、その家数を示した。「家来」とか「前地」身分のものが宝永4年に比べて減少し、消滅の方向をとっていることは明らかである。譜代・奉公人をやとう家と、奉公人を出す家の数は宝永4年に較べて、反対の傾向つまり雇う家より放出する家の方が多くなっている。またこの年

第29表 元文3年雇傭・被雇傭別家数

雇傭・被雇傭別		譜代及奉公人出身地別		奉公人行先地別	
普代・奉公人ヲヤトフ家	20戸	普代	4人	当村	11人
家族ノミ	59	当村	19	武州多摩郡大森村	5
奉公人ヲダス家	40	武州多摩郡小山田村	7	" " 能谷村	3
前地	3	" " 山崎村	3	" " 山崎村	3
家来	1	" " 金井村	3	" " 本町田村	1
		" " 小野路村	2	" " 坂浜村	1
		" " 大藏村	2	" " 石川村	1
		" " 片平村	2	" " 宮内村	1
		" " 根岸村	2	" " 金森村	1
		" " 岡上村	1	" " 森村	1
		" " 森村	1	" " 王禪寺村	1
		" " 矢口村	1	" " 溝口村	1
		" 都築郡鉄村	1	" " 北見村	1
		相州高座郡淵辺村	1	" 荘原郡衾村	1
				" " 目黒村	2
				相州高座郡久保沢村	1
				相州鎌倉郡	1
				江戸	23
				江戸借家	3
				計	62

の家数123軒、人数567で、宝永4年とくらべ家数は変わらないが、人数はむしろ減少している。こうした点を吟味するため、奉公人の出身地別人数と、奉公人行先地別人数とを第29表に付しておいた。出身地別と行先地別で、譜代および当村とあるものの数が一致しないが、これはたぶん利用している宗門人別帳の記載もれのためかと思われる。とにかく他村からきたもの26人と、他村へ出て行ったもの51人の人数を比べると、出ていったものの方が25人も多い。他村から来るものの範囲は全て隣村近村で、多摩丘陵地帯の村々である。これに対し、出て行くもののうち、隣村近村は21人、鎌倉へ1人で、との29人は江戸および江戸近郊の都市である。この点は既に第27表Cにも見た所である。村落の中堅的経営規模が1石以上5

石未満の層という、血縁家族4~5人で經營していく限度に達した時、上層部の血縁者以外の労働力需要にもかゝわらず、彼らは他村へ、とくに江戸という都市へ移動することによって彼らの労働力過剰を処理しようとしたのである。

さいごに享保2年、享保6年、天保14年の村明細帳によって、農業生産の条件を見ることとする。

地性とか気候についてみると、あまり良好とはいえない。

当村ハ山寄之場所ニ而谷間ニ御座候ニ付、寒ニハ江戸ヨリ強ク、暑ハ弱御座候事（享保6）

土地之儀ハ田畠共ニ谷間ニ而御座候ニ付黒土・赤土ニ而御座候（享保6）

肥料は購入して使用している。特に干鰯使用は興味をひく。

田畠肥之儀ハ、芝草・馬やこい・干鰯・糠其外年々買申候而、用申候御事（享保2）

享保6年・天保14年も同様の文言で、天保14年には上の外、油粕が加わっている。

これに関連して秣場と牛馬数をあげてみよう。

馬57疋（享保2），馬47疋（享保6）

当村ニハ馬草場無御座、本町田村ニ而人々金式分三分壱両程買申候而薦申候ニ付、百姓難渋仕候、薪之儀も右同前ニ御座候事（享保2）

ただし名主河井氏のみは山崎村相之原で秣をとる特権を有していた。

享保6年、天保14年も同様の文言である。肥料・秣・薪すべて自給でなく、購入しているのである。以上の外、必要物資の購入の場所としてあげられているのは江戸である。

万買物之儀ハ江戸ヘ罷越相遣申候（享保2. 同6）

この村から江戸迄は9里余もあるのに、近所の八王子町とか原町田とかの市町の名があげられていない。天保14年にはこうした買物場所の記載はない。

くなっている。

灌漑については次の如くである。

用水場半分程、残半分ハ天水場ニ而御座候（享保6）

宝永4年に知行所として野津田村を与えられた多賀主税がすぐに転封を願い出た理由に用水費用が嵩むことをあげているが、天正初年の開発時より、この村の用水施設は重要な意義をもっていたのである。用水施設は次の如くである。

川除御普請

弐ヶ所

是ハ小山田川小野路川通、野津田村人足ニ而御普請仕来、人足御扶持米去ル未年迄年々被下成候事

用水堰御普請

是ハ小山田川鎧淵、小野路川綾部溜井、下堰都合三ヶ所、毎年野津田村人足ニ而御普請仕候、先々御代官様御支配之節、御入用道具代并人足御扶持方被下置候、依之先御地頭様御知行之節も去ル未年迄年々御入用代人足御扶持被下置候事

用水堀浚御普請

是ハ鎧淵・綾部堰・溜井・下堰并図師村岩堰用水、野津田村にも用申候ニ付、年々浚來り候、上四通り野津田村人足ニ而毎年浚申候、尤人足御扶持米去ル未年迄年々被下置來り候事

溜井 長七拾間程、横弐拾間程

一ヶ所

是ハ七町余之田場ニ用水申候ニ付、埋り候節、御訴申上、野津田村人足ニ而浚申候、尤人足御扶持被下來候（享保6）

以上の用水施設の營繕費用は扶持米を下げる渡されているが、夫役提供は野津田村の村民の負担となっているのである。

農業外の収入については次の如くである。

当村百姓耕作之間常々何ニ而も稼無御座候御事（享保2）

当村ハ土地惡敷御座候故、木綿作り不申候御事（享保6）

この文言は天保14年も同様である。

蚕，村中ニ而女之稼ニ仕候，大積り金拾七八両程宛売申候，然共，近年ハ^(蚕種)こたね・桑共ニ高直ニ而其上年々蚕違申候而，こたね・桑之代ニも当り不申年，多御座候事（享保2）

生産物である蚕糸と，原料である蚕種・桑の価格差のため養蚕業も余り振わないようである。

以上は家康の関東入部以後も永高制をつゞけ，寛文年間に至って漸く石高制に切りかえられた村における村落構造展開の大要である。

III 連光寺村の村落構造

文禄・慶長期から石高制をとっていた村の例として，連光寺村をとりあげ，その村落構造展開のあとを辿ってみよう²³²。

連光寺村は同村の旧家富沢家の家伝によると，永禄年間にもと今川氏の臣であった富沢氏が逃散の百姓を従えて開発に当ったとされ，慶長3年検地に際しては，自から案内者となつたとある。以来富沢氏は連光寺村の名主役を世襲している。

連光寺村は多摩丘陵の北涯に位し，村の北端を多摩川が貫流して，小村下河原村を本村から切りはなしている（江戸中期迄は連続していたのが，洪水による河流の変化のためである）。その周辺の村名をあげると，東が坂浜村（文禄3年検地），大丸村，南は都筑郡黒川村，西は関戸村（文禄3年検地），乞田村などと境を接している。黒川村の南は落合村，小野路村，野津田村とつながっている。

慶長3年検地は竹川監物・窪田久左衛門・井口茂右衛門の手で行なわれ，田方22町3反2畝12歩，畠方25町7反1畝16歩，計48町3畝18歩で，村高は214石083であった。名請人は82人である。石盛は上田1石2斗，中田8斗，下田6斗，上畠7斗，中畠5斗，下畠3斗，屋敷1石であつて，野津田村より2斗から1斗低い。

以来，幕府直轄領として代官支配が行なわれていたが，寛永10年に至っ

て、旗本天野氏の1給知行所として与えられた。天野氏は隣村坂浜村高246石086と越石32石314と合わせて多摩郡で高500石の采地を一円知行して、明治維新まで変ることがなかった（天野氏は他に2ヶ所の采地をもっている）。天野氏に与えられた時の連光寺村の村高は慶長3年当時よりもやゝ少く（永荒を除いたのであろう）、208石600で、他に野高13石が加算される。天野氏が拝領後、寛永17年に検地が行なわれているが、検地帳は枝郷下河原村分しか残っていない。これによれば本田畠9町8反4畝8歩、新田畠（屋敷共）5町9反6歩、計16町8反4畝14歩で、慶長3年検地以後もなお新田畠開発が進められていたことが判る。なお慶長3年当時にも下河原村は連光寺本村に対して「新田」として扱われており、連光寺村全体での耕地拡大の主要部分をなしていたのである。たとえば慶長3年検地における田方22町余のうち、下河原村は6町余を占めており、この村における主要な水田適地であった。

全村について天野氏の行なった耕地調査は宝暦3年の「地押」までまたなければならない。この時の村高は257石233.64で、田方は19町1反5畝13歩、畠方32町1畝13歩、合わせて51町1反6畝26歩である。慶長検地にくらべて田方は減少したが、畠方は約倍近く増えている。しかし畠方の増加であるため、石高は約50石の増加をみるにすぎない。名請人は104人である。田方減少は多摩川の河流変化による下河原村の川欠によるものようである。

明治3年には、田方19町4反11歩、畠方31町8反6畝19歩、計50町2反7畝と僅かであるが、宝暦3年にくらべて減少している。村高は257石203.3と殆んど変りがない。つまり、近世初期における耕地拡延にくらべ、中期以降は洪水という天災のせいもあるが、伸長がまったくみられないのである。

連光寺村における農業生産の条件を天保14年の村明細帳によってうかがってみよう。

土性とか地勢については次の如くである。

村内山多，至而高低ニ而，赤土交リ黒土ニ而土性不宜，下河原ハ砂交
リニ而同様土性不宜候

本村の田方の状況について次の様にのべている。

玉川南山間深田多ニ而両毛之場所十分一ニモ無御座候，右之内山崩損
地田畠成有之

枝郷下河原について次の如くである。

玉川北縁ニ而両毛作ニ御座候，右之内川欠亡所・畠田成・田畠成等御
座候

すなわち本村の田方は条件が劣悪ともいえ，枝郷の田方は二毛作が行なわ
れ，生産力に懸隔がみられる。

肥料については次の如くである。

田畠肥ニハ夏ノ内草茹，冬春落葉を搔，馬ニ踏せ，或ハ青筐落葉等ニ
而焼灰を拵，肥ニ仕候

肥料は自給であり，野津田村の金肥利用と対照的である。これら自給肥料
の採取には次のものが利用される。

草茹場ハ持添新田・秣場，其外当村方深田故，田縁・稻干場，或は百姓林等ニ而茹來候

百姓林拾町六反六畝拾毫歩 但松少し立候場所も御座候

これらは野津田村に欠除していたものである。

用水については次の如くである。

当村地内大栗川流水仕，枝郷下河原地内玉川流水仕候へ，落合申候
本村用水ハ山間田場より湧出候冷水引分，田方養ひ来り，其外隣村乞
田村組合小川より用水引取り候場所も御座候

下河原用水ハ玉川北四谷・中河原・下河原三ヶ村組合御私領より出金
出来致し，玉川用水引取來候

本村小堰数ヶ所御座候得共自普請ニ仕来，大堰と唱來候堰一ヶ所地頭

所より人足扶持米三俵宛年々下ヶ来候

本村ハ天水場故、溜池三ヶ所御座候へ共、近年大雨之節、山間より流出候土ニ而自然と押埋、壱ヶ所ハ其形有之溜池世話料として米弐斗宛年々地頭所より下ヶ来候

本村における用水施設の少ないこと、大部分は天水に依存していることが目立ち、野津田村の整備状況とくらべると大部劣っている。

農業余暇の利用は次の如くである。

農業之間、男ハ起シ之用意致シ、冬ハ薪取候、手透土竈炭焼、女ハ木綿糸取着料之用意致シ、外ニ稼無御座候

薪炭生産が現金収入の途である。もっとも野津田村でも安政3年の產物調によると、隔年に禅寺丸柿を江戸へ出荷しているとある。なお連光寺村には、史料が天保14年のせいもあるが、農間商人として、古着渡世・糸商ひ・古鉄渡世・荒物渡世・馬口替渡世の5種が農間職人として、大工・木挽・木綿打の3種がいる。

以上の様な立地条件のもとにあって、慶長期以後どのような村落構造の展開がみられたのであろうか。

慶長3年検地帳は分付記載があり、名請人82人のうち、5名が分付主である。この分付主のそれぞれの手作地は4町9反9畝13歩、1町5反5畝13歩、1町2反2畝23歩、1町5畝13歩である。その分付地は15町9反1畝28歩、4町9反1歩、3町9反2歩、2町4反8畝13歩、4町4反1畝5歩である。分付主の手作地で、他の分付主の分付地であるものが4反18歩（たゞし1人のみ）あるので、これを除外すると、分付主の手作地および分付地合計は40町9反9畝25歩であり、総耕地面積の31.5%をしめることになる。

そこで分付主と、分付百姓との関係はどのようにになっているかを見ておこう。まず1町5反以上の手作地をもつものをみてみると、これは5人おり、うち2人は分付主である。残り3人は分付百姓ということになるが、

彼らはそれぞれ分付記載のない耕地をもち、その他に4人ないし3人の分付地を耕作しているのである。その手作地はそれぞれ2町5反9畝9歩、2町2反5畝12歩、1町5反4畝27歩である。かように手作地の大きいものの場合、分付百姓であっても、分付主との関係は単純なものではない。これに対して、手作地が小さくなる程、分付主との関係は単純となり、かつ各人の手作地の田畠構成が、田畠の何れかに偏っている。この田畠何れかへのかたよりの傾向は手作地の規模が8反を下廻るとはっきりでてくる。

つまり手作地8反未満の場合、その手作地のみでは一箇の農業經營体として再生産を続けていくことは甚だ不安定とならざるを得ず、従って、分付主との密接な関係において、生産を、また生活をも維持せざるを得なかったとみざるを得ない。

第30表に慶長3年検地帳における手作地規模別構成を示した。3町歩以上のものはさきに示した約5町歩の手作地をもつものであり、検地案内者富沢修理である。なお修理の手作地と分附地を合計すると、20町9反1畝11歩で、惣地積の約42%に当る。

8反歩以上3町歩未満の層は24人で、29%である。とくに目を引くのは5反未満の層で、48人・58%である。

さて、慶長16年に「連光寺之郷惣高辻」と呼ばれる持高帳がつくられている。また元禄6年に「惣百姓石高寄帳」がつくられ、ついで、宝暦4年に「田畠山林名寄帳」がつくられている。なお慶長16年から元禄6年迄、とびすぎるので、万治3年の年貢割付帳によって、百姓の負担年貢高を免5ツと仮定して、持高を計算してみた。実際には計算よりも持高は大きいと思われるが、大体の傾向は知ることができる。

第30表 慶長3年手作地規模別構成

規 模 別	人 数
3町以上	1
3町未満 1.5町以上	4
1.5町未満 1町以上	11
1町未満 8反以上	9
8反未満 5反以上	9
5反未満 1反以上	25
1反未満	23
計	82

第31表 慶長16～宝暦4年 持高規模別構成

	慶長16	万治3	元禄6	宝暦4
30石以上	3	1	1	1
30石未満 10石以上	3	4	0	1
10石未満 5石以上	2	23	9	6
5石未満 3石以上	4	8	27	16
3石未満 1石以上	2	4	31	45
1石未満 5斗以上	0	0	3	18
5斗未満	0	0	6	17
計	14	40	77	104
増加指数	100	285	550	743

第31表に慶長16年(1611),

万治3年(1658), 元禄6年(1693), 宝暦4年(1754)の4時点における夫々の持高規模別構成を示してみた。

表を見て、まず目をひくのは慶長3年にくらべて慶長16年における人数の著しい減少である。また持高規模別においても、1石未満が零(実際には2石未満が

零), 1石以上3石未満が2人と、零細持高者が極めて少ない。つまり耕作規模が一個の農業経営体として再生産を果し得ないようなものは、年貢の負担責任者とはなり得ず、その名請地の年貢負担は分付主5人にまかせたようである。しかし、史料の記載が簡単なため分付主と分付百姓との関係はまったく不明である。たとえば慶長3年に分付地4反6畝余(3人の分付主)のみを耕作していたものが2石余の高持百姓となっている。あるいは慶長3年に自己の名請地と分付地(分付主2人)8反1畝余であったものが、35石余と村で3番目の大高持(たゞし分付主ではない)となって現われるなど、82人の名請人が14人の高持百姓に整理される過程は複雑で、単に二つの史料をくらべるだけでは整理・統合の基準を明らかにすることはできない。

慶長16年から万治3年への移行は5石以上10石未満の層が村落構造の中堅層となったことを示している。この時期の村落構造のあり方は第26表にあげた野津田村の寛文9年の持高規模別構成と一致する。また万治3年には分付主は3人にへり、分付百姓は14人である。そのうち11人は名主市郎

兵衛の分付であり、史料三二にあげた三郎兵衛（市郎兵衛弟）も市郎兵衛の分付である。この時期にはもはや村一番の大高持であり、名主である家にのみ分付形態が残っているにすぎない。

万治3年から元禄6年への移行をみると、村落構造における標準的規模が1石以上5石未満の層に縮少かつ拡散化したことが明らかである。しかも1石未満の層が現われていることに注意されたい。

元禄6年から宝暦4年への移行において、上述の傾向はヨリ明確に現われ、とくに104人の百姓中、43%をしめる45人というものが1石以上3石未満に集中し、3石以上5石未満の層が、元禄6年に較べて11人も減少し、反対に1石以下の層が35人・33.6%とその比重を大きくし、元禄6年と較べて26人も増加しているのである。ただしこの層の増加をもって直ちに中農層の分解の結果とみることはできない。何故なら、宝暦4年の数字は宝暦3年地押の名請人の人数をそのまま反映しており、零細持高者がはたして村内で農業に従事していたかどうかについては疑問が残るからである。

元禄6年(1693)・宝暦4年(1754)の規模別構成を第26表の野津田村享保6年(1754)の場合と比較してみよう。時間的に野津田村は連光寺村の二つの指標の丁度中間に当る。標準的經營規模縮少という面からみると、連光寺村の元禄6年の方が早く5石以上10石未満の層の減少を見せており。これに対し野津田村は1石以上10石未満の間の3階層において夫々ほど同数となっており、享保6年に至ってなお持高規模縮少化が進んでおらず、享保6年は、時間的には逆であるが、あたかも連光寺村の元禄6年の前段階に相当すると云えよう。万治・寛文期ではほど同じ様な標準的中堅層が村落構造の中心をなしていたのが、その後の時間的経過のなかで、縮少化のテンポが違ってきたのである。従って、村落構造の展開を見る時、連光寺村での万治一元禄期は、野津田村の寛文一享保・元文期と段階的に同じとみることができよう。

村落構造の展開については他の側面すなわち人口構造からもみておく必要がある。連光寺村の場合、問題としている時期に関連して利用できるのは延宝2年（1674）の「人別」帳と、延享元年（1744）の「宗門人別改帳」の二時点についてである。

第32表に家族成員数別構成を表示した。史料の関係で、野津田村の場合を示した第27表と同じデータをそろえることはできなかった。連光寺村の場合の家族成員数は血縁家族の員数に、奉公人の員数も加算している。たとえば家族成員28人の家が1軒あるが、この家に17人の奉公人がいる。つまり血縁家族は11人である。たゞこの家は翌延宝3年の年貢割付帳面では分離しているので、「人別帳」の上では同居家族の如く記載されていても実質的には6人と5人の家族に分居しようとしていたのである。また延

第32表A 家族員数別構成

		延宝2年		延享元年	
		戸数	人数	戸数	人数
家 族 成 員 数 別	1人	1	1	4	4
	2	0	0	9	18
	3	3	9	8	24
	4	4	16	16	64
	5	12	60	12	60
	6	8	48	16	96
	7	10	70	11	77
	8	8	64	12	96
	9	9	81	4	36
	10	4	40	3	30
	11	1	11	1	11
	12	1	12	1	12
	14	2	28	0	0
	28	1	28	0	0
計		63	459	97	528
平均		7.3人		5.5人	

第32表B 奉公人雇傭

		延宝2		延享元
		戸数	人數	人數
奉 公 人 雇 傭 數 別	1人	7	7	—
	2	6	12	—
	3	4	12	—
	4	2	8	—
	17	1	17	—
計		20	56	19

第32表C 村外奉公

行先	延宝2		延享元
	人數	人數	人數
他村	8	46	
江戸	7	41	
計	15	87	

享元年の場合、村外へ奉公いでているもののうち、戸主が5人、戸主の女房が6人もあり、更に4人家族で全員他付へ奉公しているもの、或いは幼弱なるもののみが村に残って、家としての実体を失っているものなどがあり、その家数97軒は相当に割引きして考えねばならない。

さて、とにかく延宝2年の人別帳に記載されている人数は459人、家数にして63軒である。このうち村外へ奉公に出ているものが15人あり、これを引けば444人となる。村内にいる奉公人の出身は不明である。奉公人を雇う家は20軒と総戸数の31.7%もいるが、1例の例外を除いて1人から3人を雇うにすぎない。これを万治3年の持高規模別構成とくらべると、戸数は13年間に23軒ふえている。万治3年の標準的経営規模が5石以上10石未満の層にあり、この層が1石以上5石未満の層への縮少・拡散して行くわけであるが、この傾向に即応して、家族成員数5人～7人の層が延宝2年における家族員数別構成の中核となっているのである。すなわち、血縁家族労働力によって営なまれる農業経営が村落構造の中核であり、ある場合には補助的に奉公人労働力を利用する経営も存在したのである。現住人口444人中の奉公人は56人、12.6%であって、野津田村の宝永4年における現住人口674人中の奉公人、95人・14%よりやゝ少ない比率である。

延享元年の総戸数は97軒であるが、前述した如く現住戸数はこれより下廻るわけで、家族成員数別でいえば1人家族や、2人家族のものに農業経営と無関係のものがいるといえよう。この年度における4人家族以上8人家族以下のものは67軒393人で、総戸数中69%，総人口中74.4%をしめ、9人家族以上は戸数で9.2%，人口で16.8%にすぎない。単婚小家族形態が一般的であるといえよう。

総人口のうち、他出しているものが97人・16.4%おり、これを引いた現住人口441人のうち、奉公人は19人・4.3%にすぎない。延宝2年に比べて人口中における比率は4分の1に低下している。更に延宝2年と現住人口で比べれば444人から441人とたった3人であるが減っているという事

実を見出す。寛文期以降、生産力は変化しないまゝ、持高規模別における標準中位層の低下のかたちで、家数がふえた場合、経営規模の縮少に対応して、個別農業経営の扶養能力も小さくなり、また村落規模での人口収容能力も低下する。奉公人の減少と、反対に村外奉公の増加は上述の傾向の二つの側面を表現するものである。

村外奉公は延宝2年に15人おり、うち8人が他村へ、7人が江戸へ行っており、延享元年には87人とふえ、うち46人が他村へ、41人が江戸へと、両年度とも約半数に近い人数が江戸へ奉公に行っている。この江戸奉公の比重の高さは野津田村の場合とまったく同じ意味をもっており、村落規模での過剰労働力が近くの大都市に流入・移動することによって処理されようとしたのである。

IV 村落構造展開の特質

南武蔵農村の村落構造の展開のあとを、まず検地施行状況からみて、家康の関東入部以来、寛文期まで永高制をとり、寛文期において、漸く石高制へ切り換えられた「山之根」と呼ばれる地域につながる部分と、天正・文禄・慶長検地以来石高制をとっている村々との二類型があることを指摘し、ついでその類型を代表する二つの村について近世初頭以来の具体的解明を行なってきた。問題は二つの類型が村落構造の展開のうえで質的に異なった事態をもたらしているのか、あるいは領主の村落把握の仕方の違いに止まって、近世的村落形成の過程としては同様な展開の方向を辿ったのかを考察することにある。以下この問題を念頭におき乍ら野津田村と連光寺村の歴史を振り返ってみよう。

まず自然的条件に影響される所の多い農業生産の発展の過程をみるとする。

野津田村はその村落としての成立が周辺の村落に比べて比較的遅かったように思われる。このことは村域内における耕地以外の林野部分の少ないこと、入会地のないことなどから知りうる。中世末に水利灌漑施設の整備

が押し進められたが、この事は反面野津田村の立地条件が水に弱かったことを意味する。ある程度の水利技術の発達がなければこの村での農業生産が可能となりえなかつたのである。その代り、一たん水利施設が整備されれば、寛永10年には村高の64%を田方が占める程の成長を見せることになる。この田方の比重の大きさはこの地域ではむしろ異例に属するものである。ところが、この様な農業生産とくに田方における米穀生産のための耕地の拡延も水田農業のもつ水との関連において一定の村域内では限界につき当らざるを得ない。村民の耕地拡延の努力の方向は畠方に向くこととなる。すなわち寛文6年における田方・畠方の比重の逆転として現われてくるのである。

このような村落規模での水田拡延の指向と限界は連光寺村においても同様である。慶長3年における総耕地48町3畝28歩のうち田方は22町3反2畝12歩と46%強であるが、しかもその田方のうち7町6反13歩つまり32%強が慶長元年から3年にかけての新開分である。そしてこのうちさらに6町余は多摩川の沿岸にあって水利の便な枝郷下川原に属しているのである。かように近世初頭において水田造成が当時の技術水準において可能な限り、ぎりぎりまで押し進められたといってよい。

しかし一般に多摩丘陵の村々にはこうした水田造成適地は少なかった。連光寺村の村明細帳に述べられている如く、村内に山が多く、山間の深田が多かったのである。その田方用水は天水が多く、自然流水のため冷水であった。この点を他の村の明細帳によってたしかめてみよう。

武藏国多摩郡柚木領乞田村の元禄2年村明細帳は次の如くのべている²⁴⁾。

用水ハ落合谷川を用申候、田地拾町四反八畝歩之用水ニ用申候事
溜井壱ヶ所御座候事 壱ヶ所ハ土手長拾壱間 但堅五拾六間横拾六間
是ハ天水場田方四町六反七畝拾弐歩之用水ニ用申候、但当村之人足ニ
て御普請ニ仕来申候事

ちなみに乞田村の村高は358石973で、田方176石754、畠方162石219

である。反別にして田方19町9反1畝5歩、畠方30町8反6畝6歩で、畠方の生産力の劣悪さがうかがえる。といって田方もそうよいわけではない。水利施設を利用する田は田方の4分の1にすぎないのである。

つミ田之儀ハ春の土用明ケニ仕付、実り申候ハ秋の土用中より明ケ迄
苅り申候事

右の如く、水利施設を利用できない山間の水田はすべてではないにしても苗代移植田ではなく、直播不整田であって、収穫量の悪いことを推測させられる。なお聞取によれば「つミ田」耕法は昭和初年まで行なわれていたという。

こうした「つミ田」は落合村でも行なわれている。落合村の元禄2年の村明細帳は次の如くのべている。

つミ田之儀ハ春之土用仕付、秋之土用中より明迄ニ苅申候事

落合村の村高は412石161で、田方203石440、畠方208石721と、石高ではほゞ同じ位であるが、反別にすると、田方27町1反2畝16歩、畠方54町3畝28歩である。田方用水は次の如くである。

用水からきた川用申候、田地三町七反歩ニ用候

溜池壱ヶ所 但此土手長サ廿八間 縦四十間
横三十間

是ハ天水場田方七町四反九畝六歩ニ用申候

但シ柚木領之人足被召寄候而仕来申候

水利施設による用水利用の田は田方27町余のうち、11町余にすぎず、他は湧水利用ということになる。

なお田方にまかれた稲の品種は次の通りである。

稻毛やるこ・かうこつ・きもつを作り申候、中ニもかうこつ・きもつを多く作り申候（乞田村）

稻毛からみつ・もつやたこを作り申候、中にもからみつ・きもちを多く作り申候事（落合村）

両村の品種名が異なるようでもあり、似ているようでもある。おそらく

は同品種を村の俗称で示しているためであろう。

畠方は次の如き作物である。

畠作ハ夏作ニハ大麦・小麦を作り申候，中ニも大麦を多ク作申候，秋作ニハ粟・稗・蕷・大根其外品々を少シ作り申候，中ニもあわ・ひへを多ク作り申候事（乞田村）

畠作麦ハ大麦・小麦を作り申候，中ニも大麦多ク作り，秋作ニハ粟・稗・菜・大根其外品々少々宛作り申候，中にも粟稗多く作り申候事（落合村）

べつだん商品作物的なものもなく，ごく平凡な農業作物である。したがって農間にも単純に次の生産期間の準備をするにすぎず，女も自給のための衣料生産を行なうだけである。

百姓田畠耕作候間ニハこやし，薪之支度仕候事

女は布木綿はたを織，しきせニ仕候事（乞田村・落合村）

要するに近世初頭に特殊な条件のもとで水田造成が積極的に行なわれるような事があつても，まもなく村落共同体内部からの要請として新開禁止の方向が打ち出され（慶安3年の野津田村村法や，連光寺の寛村永末年における新開限界），農業技術も飛躍的な発展がなかつた。古島敏雄氏は多摩丘陵につらなる都筑郡について次の様な評価を下している²⁵⁾。「直接江戸の都市としての発展の経済的影響をほとんどうけず，農業生産は与えられた自然的条件に制約された慣行的な天水田の稻作と畠の雜穀栽培をつづけた」と。この評価は本稿において追求してきた多摩郡のうち多摩丘陵に属する村々にもそのままあてはめて差支えないだろう。

以上の如き農業生産条件のもとで村落構造はどの様な展開をとげたか，その実体的様相については既に詳述した所であるが，比較検討のために村々の各年度における村高と戸数・人数を示し，1戸当りの平均石高，1人当りの平均石高を算出してみよう。第33表に示した。

表中，野津田村の場合，他の村にない大高持がいて，平均値をみると

第33表 1戸当り・1人当り平均石高

		寛文 9	宝永 4	享保 6	元文 3
野津田村	村高	612石027	608.413.7	608.413.7	608.413.7
	戸数	92		125	
	現住人数		579	570	567
	1戸当り平均石高	6石330		4.867.3	
	1人当り平均石高		1.050		1.070
連光寺村	1戸当り平均人数			4.56人	
		万治 3	延宝 2	延享 6	
	村高	208石600	208.600	257.233	
	戸数	40	63	90	
落合村	現住人数		444	441	
	1戸当り平均石高	5石215	3.311	2.858	
	1人当り平均石高		0.472	0.583	
	1戸当り平均人数		7.04人	4.9人	
元禄 2年			元禄 2年		
落合村	村高	412石161	村高	358石973	
	本百姓	73戸	本百姓	65	
	水呑百姓	7	水呑百姓	2	
	計	80	計	67	
	人數	413人	人數	299人	
乞田村	1戸当り平均石高	5石152	1戸当り平均石高	5石342	
	1人当り平均石高	0石998	1人当り平均石高	1石200	
	1戸当り平均人数	5.15人	1戸当り平均人数	4.46人	

合、誤差が大きくなりすぎるので、30石以上の高持者の持高を村高から差引いて計算した。また入作分も差引いた。村高は寛文9年が612石027、享保6年が608石413.7となる。寛文9年では戸数が1軒へり、宝永4年、享保6年、元文3年では5軒少ない計算となっている。また落合村と乞田村の数字は村明細帳によったが、本百姓と水呑百姓の別がたててあるので、その区別による戸数を示しておいた。

さて1戸当りの平均が5石余となっている年をみると、連光寺村の万治

3年、落合村・乞田村の元禄2年、野津田村の宝永4・享保6・元文3年である。1人当たりの平均が1石2斗余となっているのも同様の年代においてである。しかし野津田村の場合、寛文9年の平均持高との差は1石余にすぎないが、持高規模別階層をみても(第26表)、寛文9年には5石以上10石未満の層の比重がもっとも重く、享保6年はこの層の縮少と、ヨリ小さい規模への拡散化現象がみられるのである。連光寺村の万治3年における持高規模別階層が5石以上10石未満の層を中心としている点とあわせみれば、第33表において、同一段階とみなすべき年代は連光寺村の万治3年、野津田村の寛文9年、落合村・乞田村の元禄2年ということになり、1650年代から1680年代にかけてを一つの段階とみるとできよう。

ところで慶長3年の連光寺村において、百姓の標準的所持地規模は1町前後の層にあった。同時に惣地積の91%までは5人の分付主の手作地と分付地で占められ、また5反未満の零細な層が名請人のうち54%を占めるという複雑な村落構造をもっていた。分付主のうちには富沢氏の如く、手作地と分付地合わせて惣地積の42%に当る20町余を名請するいわば開発土豪ともいうべき存在がいた。野津田村においても寛文6年検地において村高の38%に当る316石(手作地・分付地共)を名請した河井氏がいた。しかし河井氏はさきにみた如く、分家による分地や、普代下人の本百姓化等によって、急速にその持高を縮少していったし、富沢氏にしても河井氏と同じく名主を世襲して村落行政の中核にすわりつづけたものの、開発土豪としての支配権は失われていたといってよい。むしろ両村とも近世初頭における複雑な村落構造が5石以上10石未満の層(単婚家族を主たる労働力とし、時には1人ないし2人の下人を必要とする程度の経営規模)にいわば単純化していく方向で、1600年代から1640年代を経過したといってよいだろう。

この過程は反面本百姓の結合組織としての村落共同体の形成の過程でもある。開発土豪の地位が急速に低下する反面、村落構造展開の過程で村落

共同体の役割が急速に強化されてきたのである。連光寺村におけるこの時期の共同体の役割についてはすでに別稿においてのべた²⁶⁾。野津田村においても慶安3年の新開禁止村法をはじめとし、多くの村法が残されていて、この面の理解に有用であるが、いまは次の例をひくに止める。

三八 一札之事

一此以前郷中より他所へ出候者、当地罷越惡事成キ申候由、風聞仕候ニ付、郷中百姓寄合、右之惡党之宿并ニ同類も有之哉と、度々寄合、様々中間せんさく致候へ共、彼惡党ニ一身同心之者一切無之由、名々申ニ付、弥自今以後も右之惡党共と組致惡事成キ仕間敷ためニ、郷中大小共ニ

幸山明神横へ寄合惡事仕間敷段々、一書致起請文仕事

一自今以後ハ欠落者共何方ニ而見申候共、無隱可申候、弥其者共と組致惡事仕間敷候、勿論一夜片時も宿仕間敷候事

一新右衛門・喜蔵・吉右衛門・六蔵・市蔵・十郎左衛門・徳兵衛妻子佐吉此者共見申候ハハ無隱早々其主人方へ可申候、尤組致惡事仕間敷候事

一今度之欠落者共てつたいにかし不申候事

一夜討・強盜・放火ハ不及申ニ、惡事仕間敷候事

一はくちほうひき并宿仕間敷候、若致候を見申候ハハ、無遠慮組中へ改可申候事

一縱今より後も欠落もの候ハハ、右のことく其身ハ不及申ニ、其者と組合惡事成キ仕間敷候事

一惣別田畠之作毛ハ不及申ニ、ぞかて壱本成共盜取申候ハハ、其品々ニより、過錢出之可申候、見出候者ニ其過錢出可申候事

一な大根盜取候ハハ、壱本ニ付百文づゝ、過錢出可申候事

一竹木、又草盜薙取候ハハ、壱把ニ付百文ツツ、又ハ其分限ニより五百文か、壱百文之過錢出可申候事

右拾ヶ条之趣，如此相定置候上ハ，互ニ堅中間吟可仕者也，依如件

寛文八年申ノ正月十一日

野津田村

惣百姓（95人連印略）

10ヶ条のうち，7ヶ条は悪党・欠落人・博奕に関する禁止規定であり，3ヶ条は農作物や，竹木・草などに対する盜についての罰則規定すなわち過錢の規定である。この村法を成文化するに当って，大小の別なく郷中の百姓は村内の「幸山明神横」へ集会し，仲間の一致した同意を得，「起請文」に仕立てたのである。慶安3年の村法や，この村法の特徴は後年の村法に往々みられる領主法への追随は見られず，彼らの日常生活と直接関係する問題を，彼らの生活の精神的支柱である村の鎮守において論議して，仲間規制を定立したことがある。そこにはもはや開発土豪の支配ではなく，惣百姓による同意と強制が村落生活の慣行を形成し，維持していく力となっていることを認めることができるのである。

さきに農業生産力の発展が寛永末年から寛文期にかけてその限界に達したことをのべたが，共同体規制の成文化は実はこうした経済的条件と深く関連しているのである。同様に寛文期にほぼ確立した5石以上10石未満の層を中心とする村落構造から，その標準的規模の縮少・拡散化現象もこの農業生産力の発展限界の問題や，村落共同体のあり方との関連において考えねばならない。なお中期以降における農民の村外流出も村落規模での人口収容能力との関係において理解できるのである。

第33表にもどって，寛文期以降の動きを考えてみよう。1戸当たり平均石高，1人当たり平均石高の縮少化の傾向が村によって「時間的遅れ」の現象をみせている。「時間的遅れ」は基本的には村落の経済的条件とくに水田耕作のあり方の問題に由来するものであり，近世初頭における野津田村の米作中心農業の有利性と，連光寺村・落合村・乞田村の水田不適の立地条件からくる制約性に発するといえるが，こゝでは他の側面を検討してみよう。

領主による村落の生産力把握の仕方としての永高制と石高制はどの様な意味をもっていたのか、いいかえれば領主的土地位所有の経済的実現である年貢収取において、永高制と石高制は農民経済にどのような効果をもたらしたのだろうか。

永高制が行なわれていた時期の年貢収納についてはさきに第24表Bに示しておいた通りである。金納と錢納と米納の三形態で行なわれ、不作による減免のある場合もあるが、まず定額納とみてよい。年貢の総定額330貫文としてそのうち米納分は定額43貫400文であり、13%にすぎない。また史料三六に示した野津田村の場合でも定額65貫370文のうち米納分は9貫450文で、14.4%にすぎない。ところがこの時の田方は41貫704文と評価され、村高の64%を占めているのである。田方を皆米納するとすれば104石260であるが、実際の納入額47石250はその45%にすぎない。55%57石010は農民の処分にゆだねられたのである。

この分がすべて自家消費されるのではなく、販売されて金納・錢納の源泉となるのであるが、このことは農家経済にとって有利に機能したであろうと思われる。しかも寛文6年の石高制きりかえに際して田方は石高にして1.7倍、畠方は4倍近く打出されている。突然にこれだけ増加するとは考えられないから、寛文検地以前の生産力評価がむしろ低きにすぎたと見るべきであり、そうとすればなお農民にとって有利であったことになる。

石高制切換後の米納はどのようにであったか。寛文9年から享保5年に至る5年間の年貢割付状・納状が残されているが、年貢額は年々変化して一定していない。検見取が行なわれたわけであるが、直轄領であった宝永2年までをみると、米納額は最低85石835(貞享2)から最高140石949(延宝7)の間を上下している。永納額は最低53貫873文(元禄6)から最高89貫208文(延宝7)の間を上下している。旗本知行所となつた宝永3年4年の米納額は169石302と大幅に増加し、永納額も92貫182文・112貫文と同じく増加している。しかし正徳元年から享保5年までは米納132石

871, 永納81貫500文と定免になって一定し, しかも減額されている。

村高 822 石 967 のうち田方 357 石 800 であり, 免 5 ツ とすれば 176 石 9 00 を納めなければならぬのにくらべ, 以上の米納額は旗本知行所の時期 はともかくとして, 幕府直轄領期は比較的軽かったといえよう。旗本は川 欠などの引分をひいても免 5 ツ のぎりぎりまで収納したとみてよい。

石高制切かえののちも畠方年貢は「永」で提示されている。つまり石高 制になつても田方のみが「石高」で年貢額を提示され, 畠方は従前通り「永」 額で提示され, 貨幣納されたのである。これは畠方に対する収取率が低か ったことを意味する。

近世初頭から石高制をとつていた連光寺村の場合についてはすでに別稿 に詳述したので, 永高制との比較に必要な範囲で言及するに止める²⁷⁾。連 光寺村は寛永10年まで幕府直轄領であった。田方畠方とも石高によって年 貢額を提示されていた。検見引ののち, 免 5 ツ で賦課し, 収納していた。

地頭知行所となってからも享保期までは検見取が行なわれ, 免 5 ツ で賦 課し, 収納するのが原則であったようである。そして百姓が名主に納める 段階では田方は米納であるが, 名主から地頭に納める段階では大部分が金 納化されていた。畠方は石高で提示されるが, 百姓が名主に納める段階では 金納・錢納・現物納の三形態をとつている。現物納は糠・藁・大豆・麦 ・下綿の 5 種であるが, 石高にして 3 石余から 5 石余にすぎない。大部分 の畠方年貢は貨幣納であった。

要するに連光寺村では田方も畠方も同じく石高で年貢額が提示され, 百 姓の納入形態は田方が米納・畠方貨幣納であったといえる。

畠方における年貢額提示が石高で行なわれる場合, 納入の形態は別と して, 畠方年貢米納制と呼ばれ, 永額で行なわれる場合は畠方年貢永納制と 呼ばれているが, 農家経済に対する効果において, 後者の方がヨリ有利に機 能したことはすでに都筑郡の事例を取上げて別稿に論じたことがある²⁸⁾。 いま考察の対象としている村々においても同様の効果をもつたことは否め

ない。従って、年貢負担の軽かった永高制と、それに引続いて石高制への切りかえの後も畠方年貢永納制の行なわれていた村と、初発から石高制をとり、畠方年貢米納制の行なわれていた村とでは、年貢収取の農家経済への圧迫の度合に、ある程度の差異のあることを認めなければならないだろう。このことが個々の農業経営のあり方、ひいては村落構造の展開に影響を与えたであろうことも認めなければならない。村落構造における標準的階層の経営規模の縮少と拡散化現象が村によって「時間的遅れ」をみせるとき、農民負担の相対的軽さを指摘できる場合には年貢収取のあり方も農業生産力のあり方とともに条件の一つとしてあげて誤りとはいえないだろう。

- 19) 東京市史稿外篇 集註小田原衆所領帳
- 20) 雄山閣版を利用した。
- 21) 有山貞一郎氏所蔵文書（東京都南多摩郡多摩村落合），以下本文書よりの引用に際しては注記を省略する。
- 22) 杉山氏所蔵文書（町田市小山町）
- 23) 本節において利用する史料は富沢家文書（前掲注7）であるが、連光寺村の近世的展開については次の拙稿に詳述したので参照されたい。
近世村落形成期における新開と入会 三田学会雑誌48巻2号
近世村落形成期における年貢について，三田学会雑誌49巻2号
近世村落形成期における年貢負担者について 三田学会雑誌50巻3号
近世中期代官見立新田の開発事情 社会経済史学25巻4号
なお同時期の村落構造展開を論じた拙稿 信州真田領農村における百姓身分についての覚書 社会経済史学22巻4号をも参照されたい。
- 24) 有山周二氏所蔵文書（東京都南多摩郡多摩村乞田）
- 25) 横浜市史第1巻 766頁
- 26) 前掲拙稿 新開と入会参照
- 27) 前掲拙稿 年貢について参照
- 28) 拙稿 幕末期南武農村における農家経営収支計算例の一資料 桃山学院大学経済学論集3巻1号

五 総括——農家継承の経済的条件

総括すべき段階に達した。きわめて局限された地域における農家継承の経済的条件の具体的な解明を目的とした本稿であり、この主題に関してはすでに果しあえた所であるから、こゝで農家相続制について一般的な結論を導き出すことはむしろ不必要といえよう。しかし具体的に明らかにしてきた農家継承の事例が、村落構造展開とどのようなかゝわりあいにおいて理解しうるかはのべる必要がある。

その問題に入る前に領主の農村支配の政策意図のありかたをみておきたい。もとより政策の全面的解明は容易に行なわれるものではないし、そのための研究は独立した一分野として確立しているのであるから、こゝではあくまでも本稿の対象地域に関連する限度内で言及しうるにすぎない。本稿の対象地域は幕府直轄領か、旗本知行所である。旗本の出した分地制限令とその効果については既にのべた所である。幕府の政策は幕府法を通じて知りうるし、また既に多くの法令集が公刊されているので、こゝではふれない。次にあげる史料は野津田村の名主文書にあったもので、幕府代官から出された触書の写しである。一般に法令集に見られる触書と個々の条文の内容において、大差はないのであるが、直接行政を担当していた幕府代官がその支配所に与えた触書である点に興味をひかれるので、全文を引用しておきたい。

三九 名主組頭可致覺悟事

一田畠養法之覚書致工夫、百姓耕作之時節をたがへす、作ニ不被追様
ニ身持作法、無油断可申事 (§1)

一旱損場之水溜、水損場之水除、常々場所を考へ、少之所ニても見出
次第、手代共方迄注進可申事 (§2)

附古来より有來水門并堤、少も致破損候ハハ、不移時刻小破之時

- 可致修覆事 (§2 附り書)
- 一他郷境切之見廻り，争論無之様ニ可心懸事 (§3)
- 一道橋作り候事，雪留之己後ハ尚以心を付見廻り，悪敷所ハ早々作り可申事 (§4)
- 一五人組之仲ケ間，兼々申付候通急度相守候様ニ不絶可致穿鑿事 (§5)
- 一百姓田畠之持高，随分量，人馬を持候儀第一也，常ニ心を付，分限ニ過，人多ク候ハヽ，相応ニかたつけ候様ニ可致事 (§6)
- 一人足を召使，役をあて候儀可有心得事也，第一無高下，可申付事 (§7)
- 一小百姓方より進物取申間敷事 (§8)
- 一無故，耕作并木切・草取，五穀を拵候時分，小百姓をやとい候儀，可為無用事 (§9)
- 一沼沢并永荒之場所，不可捨置，まこも・よし・おぎの類・蓮根・くわへ何ニても水つきニよき草木をうへさせ可申事 (§10)
- 一割付出候ハヽ，早速小割を仕，百姓壱人前より米金何程出申候儀，早々しらせ，夫食・御年貢の心得をいたさすへし，小割遅ク候ヘハ，其内妻子ニくわせ，鼠ニくわせ，借金ニ済シ候故，御年貢ニ不足ニテ俄ニ行当リ，畠種・衣類・鋤・鎌・農具迄質ニ置，たね物迄未進之方ニ出し，不思寄，身軀をつぶし，剩，高利之金をかり，村中草刈ニ候間，割付出候ハヽ，益御年貢納させ可申事 (§11)
- 一小割之仕様ハ，其品々田畠水帳之面を以，反別名寄帳ヲ作り，庄屋・組頭・惣百姓致判形，庄屋方ニ一札，組頭・惣百姓之間ニ一札持，小百姓面々ニ地所上中下之持高ヲしらせ，割付之高と，名寄帳之高をつき合セ，相違無之様ニ，御年貢上納可為仕事 (§12)
- 一郷中年中之入用，公儀より之かかり物，庄屋より百姓方へ之かかり物，一錢之代迄も帳面ニ書付置，全而此方へ見セ可申事，若此帳面

之外ニ百姓ニかかり物有之，後日ニあらわれ候ハハ，庄屋・組頭，可為曲事者也
(§13)

一身躰わづかにてからき百姓ハ，取わけ借金の多ク，不成時奉公ニ出シ，借金・未進をすまし，一両年之内又立帰，百姓を勤候様ニ仕らせ可申事，肝要也，然所ニ子とも・下人多クかかへ置，行末の覺悟もなく，当座をまかなひ候ためニ，田畠を質ニ入，其上質ニ渡候田畠之年貢をわきまへ候故，一村之内，後ハ過半他村之田地となり候，其時身躰つぶし候而も未進，借金のあたへニも不足候，是ひとへニ庄屋・組頭之油断，五人組正しからぬ故ニて候，常々能々致穿鑿，田畠積リもなく，質ニ入，分限ニ過たる借金不仕候様ニ堅可申付
(§14)

此段於相背ハ，庄屋・組頭之越度ニ可申付者也

右之書付，名主・組頭方ニ一枚ツツ，うつし置，常ニ見へ申候所ニはり付，朝夕心ニかけ可申者也

(貞享元) 子十一月

池田新兵衛

差出者である池田新兵衛は幕府代官であり，天和3亥年・貞享元子年の両年，野津田村はその支配する所であった。支配下の村々の名主・組頭にあててその職責をいましめ，後書にある通り「朝夕心ニかけ」ること命じたものである。表題と後書には「名主・組頭」とあり，本文では「庄屋・組頭」といっている点からみても本文そのものはもっと早い時期に出された幕府法令に則っているようである。たとえば第11条・第12条・第13条にある年貢諸役村入用の割付仕法や，諸帳面作成に関する条項は寛永末年に度々出された触書に見えている。

この触書にもられている勧農政策は第1条・第2条・第10条に見られる農業生産力の向上への努力すなわち農業技術の合理化と耕地の拡延に関するもの，第4条・第5条・第6条にみられる如き村全体ないし五人組などに関する行政指導的なもの，第6条以下第14条までの（第10条を除く）庄

屋・組頭以外の小百姓の経営維持に関するものの三つに分けられる。

小百姓の経営維持に関して、第6条は所持田畠の規模と、労働力量との適合関係を指摘している。そして過剰労働力の処分を示唆している。また第14条は借金や年貢未進の支払のために農民が村外へ奉公に赴くことを許している。これは経営内に過剰の人間がいたりすることによって経営の行づまりつまり「潰」などを生ぜしめるよりは、借金や未進などのない健全な百姓を必要とする支配者の要請なのである。小百姓維持はかかる支配者の封建地代最大限収取の原則を完撤するための政策であって、第7条・第11条・第12条・第13条に見られる年貢・諸役・村入用の賦課における小百姓保護や、第8条にみられる進物禁止などの根柢にあるのは年貢・諸役の担ひ手を確保することであった。反面小百姓は年貢諸役の負担者として自立していることの自覚を、たとえば第12条にある如く、反別名寄帳の作成と、その保管、その内容の周知等の行為を通じて強化していくのである。この触書の趣旨が実際に村々で実行されたことは本稿にとりあげてきた多くの史料をかへりみれば明らかである。要するにかかる内容の法令が貞享年間になお公布されていることは前章に明らかにした所の17世紀前半における5石～10石規模の百姓層の一般的成立と、近世的村落の成立の反映であり、またこのような農村を維持し続けようとする政策の現われでもあるといえる。

さてかかる政策意図をもつ支配下にあって、近世村落における農家継承はどのように行なわれたであろうか。

17世紀前半期における適切な史料を紹介することができなかったが、たとえば連光寺村における慶長3年検地帳における82人の名請人が、慶長16年持高帳では14人に整理され、これが49年後の万治3年には40人に増加していった経過を考えれば、慶長3年当時の名請人のすべてが公的な年貢負担者として、また村落共同体の成員として認められておらなかった不安定な状態の中から次第に「家」を成立させていったことになる。野津田村の

場合、近世初頭の状態は不明であるが、慶安3年の新開禁止村法に連印している21人の「百姓・わき共」から、僅か19年後の寛文9年に持高帳の93人に急速に増加したのも、その背後には連光寺村と同様に流動的な農民層が控えており、これらが「百姓」として定着するための努力を払っていたに違いないのである。つまり17世紀後半に「百姓」とし経営的にも定着し、共同体の成員として認められ、年貢負担者としても公認されるに至るまで、史料十八や十九に見たような下入出自の農民や、史料三二に見たような血縁者であり乍ら、惣領家の分付百姓となり、その分与地に対する所持権の不安定な農民が相当数存在し、時には主家や本家から過剰労働力として放出されて「しんがい」とか「ほまち」のかたちで自己保有の開墾地を増加させ乍ら、自己の家族を形成したり、時には病にたおれ、あるいは分与地を取上げられて消滅するなど、さまざまな生活があったとみてよい。この段階では農民が自立する過程で「新開」の経済的意義を高く評価してよいと思う。しかし、村落規模での限界に達した時、それ迄に定着し得ていた「百姓」は自己の農業経営の再生産条件である用水の確保や、薪敷採取のための林野用益を守るために、共通の利害関係において「新開禁止」を共同して提唱せざるを得なくなる。かかる現実の行動の中で「百姓」相互の再生産条件確保のための共同体が形成され、またこの共同体が村落居住者のすべてを拘束するようになっていくのである。この段階で共同体成員たるうる安定化した「百姓」の限定が始まり、いわゆる百姓株とか、名跡とかが成立するのである。経済的に一応安定化する「百姓」の経営規模は面積1町から1町5反位、石高にして5石から10石位であり、単婚血縁家族と、必要に応じて1人か2人の下人を雇っているとみてよい。かかる百姓株とか名跡の成立があってこそ、本家からの分家分出が観念せられるのであって、この段階に達した後に始めて経営内から分離して行くものの血縁関係が問題となってくるのである。従ってこの段階以前においては一経営から分離して、別個の経営をつくり上げようとするものの血縁・非血縁を

問題とする必要はないと考える。

以上の点を連光寺村枝郷の下河原村の寛永17年の検地帳・名寄帳と万治2年の名寄帳との比較からたしかめてみよう。

寛永17年名寄帳における年貢負担責任者は8人である。ところがこの時の検地帳名請人は24人である。年貢負担責任者と名請人とが同一人のもの3人で、その所持地は4反7畝19歩・8反2畝15歩・9反7畝18歩といずれも1町歩以下である。残る名請人21人は5つのグループとなり、9人・4人・3人・2人の構成員をもつ。各グループの中から年貢負担責任者の名前が名寄帳にあげられているのである。

20年後の万治2年の名寄帳は13人で年貢負担責任者は5人増えたことになる。名請人の数からみれば8人へったことになる。寛永17年の年貢負担責任者のうち万治2年にもみえているのが4人であり、みえない4人のうちには名請人と年貢負担者とが同一人だった3人が入っている。また名請人としてのみみえていたものうち、万治2年に年貢負担責任者となったのは6人で、残る10人は消えている。そして寛永17年になかった名前のものが3人現われている。

このように僅か20年位の隔たりであり乍ら、そのつながりがはっきりしないのは寛永17年検地帳における名請地面積と、万治2年名寄帳における所持地面積とがまるで異なっているためである。その差異の原因の一つに「新開」をあげることができる。もともと寛永17年検地帳においてもその惣地積15町9反7畝14歩のうち、本田3町8反7畝23歩・新田2町7反7畝4歩、本畠5町4反13歩、新畠2町8反7畝4歩であって、実に新開田畠は35.3%を占めている。そしてこの後も各人に新開分が多少づつ加わっているのである。また寛永17年から万治2年に至る間にみえなくなったものの名請地が誰え入ったかも確められないことも原因に数えられよう。また本田畠であっても、新田畠であっても、川欠その他の事情で荒になっている場合もあるだろう。

寛永17年検地帳名請人の中に史料三三の又右衛門に関連がある家があるので検討してみよう。寛永17年名寄帳に年貢負担者としてあらわれる又右衛門は検地帳名請人の又右衛門・瀬兵衛・将監・七蔵・仁右衛門・藤本・せん久・作兵衛・善十郎の9人のグループ代表である。この中から、万治2年の年貢負担者となるのは又右衛門・瀬兵衛(但し又右衛門分付である)・将監(但し五郎左衛門と改名)・作兵衛の4人である。史料三三に見た如く仁右衛門・藤本・善久の3人の持地は又右衛門の手に入っている。七蔵と善十郎は不明である。

寛永17年におけるこのグループの所持地合計は3町7反2畝11歩であり、万治2年には又右衛門1町3反3畝、五郎左衛門1町4反2畝20歩、作兵衛1町4畝7歩、瀬兵衛7反4畝6歩となっている。合わせて4町5反4畝3歩である。その持分比は4:4:3:2である。ところで瀬兵衛の持分には明暦2年の新田新畑改帳によると新開田畠8畝4歩があるので、新開添加前の持分は6反6畝2歩にすぎない。しかも万治2年の名寄帳では又右衛門の分付なのである。かように瀬兵衛は経済的にも身分的にも村落生活において低い地位にあるように見えるのであるが、この万治3年の年貢割付帳や納庭帳をみても、またその後の村落生活においても貢租組の組頭であって、貢租組は瀬兵衛組と呼ばれている。元禄6年の瀬兵衛組は14戸からなり、その持高合計は39石144.21である。組内において、又右衛門家の持高5石458.96について瀬兵衛は4石433.24の高持である。この段階では比較的多い持高であり、瀬兵衛家の経済的上昇、安定化した生活を見取ることができよう。

さて一応安定化した「百姓」層の一般的成立後、家族内に経営規模と適合しない過剰労働力が生じた時、この過剰労働力に生産の場を与えねばならない。家産の分割が始まることになる。家産の分割によって二つの経営が生ずるが、分立した経営がそれぞれの経営において、労働手段の改善、労働技術の改良による反当収量の増加とか生産物の多様化、あるいは労働

対象である耕地の拡延が出来うれば再び一応安定化した経営規模なり、経営内容なりに向上させることができるが、既にそうした面での向上が自からがつくりあげた村落共同体規制によって制限され、限界づけられているとすれば、この分割された家産はそのままの規模に止まらざるを得ない。すなわち村落構造の中堅的階層の縮少・拡散化が始まったのである。このことは経営規模の縮少化に対応して、相対的な労働力の過剰投入となり、ひいては村落規模での労働の負担係数を高からしめるものである。さきに村落構造の展開においてみた如く、労働人口の移動において次第に村外流出人口が多くなっていくのも、また前引の法令における他村奉公許可もこうした問題の一つの解決の方法であったといえよう。

また上述の過剰労働力とは反対に労働力の不足あるいは経営の主体者が欠除するような場合には、その「名跡」としての経営維持のために養子が必要とされてくるのである。この事は養子に行く側からみれば過剰労働力のハケ口であり、労働力の生産的燃焼を全うさせる条件となるが、「名跡」の側からいえば確立している「家」の維持のために労働力を必要とすることであり、労働力と経営の結合関係における価値の逆転がみられるのである。かつ「名跡」は「持高」と結合しており、領主にとってその土地領有の経済的実現の担い手の表象である。従って「名跡」の継承は領主の経済的基礎の確保であり、こゝに「家」の継承がたんに家族関係の流れという側面で維持されるのではなく、すぐれて政治的な強制によって維持されねばならぬものという側面を見せることになる。

さて紹介し、検討してきた諸事例に即して問題を考えてみよう。連光寺村において、明暦から元禄期にかけて相続資料が多く見出されるのは決して史料残存の偶然性のみによるものではない。この時期こそ連光寺村における「名跡」成立の時期であり、それ迄とは異なり、家産の分割による経営の分立後、農業生産力の発展による経営の拡大を望めない時期に入ったことのゆえに、分立する経営はその経済的基礎である耕地に対する権利を

「水帳」作成を通じて村落共同体による保障と、領主の公認を得、さらに当事者間の相互確認を求めようとしたのであり、その結果が今日に残されたのである。

野津田村の場合は享保期前後に分割相続願書が集中しているが、さきにのべた村落構造展開の時間的遅れが連光寺村との違ひとなって現われているのである。また証文をみれば既に事実上の分割が行なわれている場合が多い。分割相続が特に享保期前後に行なわれたというのではなく、願書の提出が享保期前後に行なわれたとみてもよい。何故、享保期前後に願書が作成されたかは二つの点で政治的配慮があったと思われる。一つは正徳・享保期に幕府が分地制限令を五人組帳前書に特記させて、これが周知につとめたこと、いま一つは近世初頭以来の幕府直轄領から、元禄以後、数次にわたる旗本知行所への支配替が行なわれ、村が分給されたこと、この二点が野津田村民の生活に影響し、村落構造の展開と相まって、分割相続に際して、村役人ないし地頭の承認を必要とするようになったため、史料が今日に残されるようになったものと思われる。

分割相続に際しての持高の分割仕法はきわめてまちまちであるように見える。というよりは本稿の目的が相続時の経済的条件の具体的解明にあり、その関係史料のみを検討し、分割相続事例の検出を積極的に果さず、事例の統計的処理を行なわなかったためである。この面については連光寺村に関する別稿「年貢負担者について」や、「大垣藩領美濃国本巣郡神海村の戸口統計」においてのべておいたし、また近時刊行された大竹秀男氏の西摂農村に関する研究もあるのでそれらを参照されたい。

本稿で取上げた事例については一応第34表と、第35表とに野津田村と連光寺村の事例の分割比や、分家形態や、屋敷の分割の有無について表示してみた。以下この表を中心に耕地の配分状況についてのべてみよう。

野津田村の事例11例のうち、2例を除いて9例までは分割前の持高が7石以上である。分割比は均等に近いもの2例、2:1に近いもの3例、3:

第34表 野津田村分割相続分割比

史料番号	年号	元高	分割高		分割比	分家形態	屋敷地
二〇	宝永7	16石631.4	11. 147.9	5. 483.5	2 : 1		惣領
二一	正徳2	11. 823.3	5. 960.3	5. 863.0	1 : 1	隠居分家	惣領
二二	正徳5	2. 145.2	1. 722.9	0. 422.3	4 : 1	隠居分家	惣領
二三	正徳5	7. 528.1	5. 459.9	2. 068.2	2 : 1		惣領
二四	享保4	7. 201.6	4. 068.4	2. 533.2	3 : 1	異腹分家	惣領
二五	享保6	13. 908.9	8. 520.3	5. 388.6	2 : 1		惣領
二六	享保8	34. 467.7	27. 155.1	7. 312.6	4 : 1	養子分家	不領
二七	享保13	3. 803	3. 803	0. 650	4 : 1	実子分家	明領
二八	享保17	82. 094.2	47. 363.9	27. 552.6	58 : 33		惣領
			4. 769.6	1. 759.9	: 9		
			0. 645				
二九	元文4	12. 686.6	不明	不明			明領
三〇	寛延3	36石余	18	18	1 : 1	隠居分家	惣領

第35表 連光寺村分割相続分割比

史料番号	年号	元高	分割高		分割比	分家形態	屋敷地
三一	慶安元	(40石)	(35石)	5. 235.23	7 : 1	分与	有割
三二	寛文4	10石608.65	7. 046.66	3. 561.99	2 : 1	隠居分家	分割
三三	貞享3						
三四	元禄14	4石798	2. 799	1. 999	7 : 5	隠居分家	分割
三五	貞享5	1町3反3畝	4反余	4反4畝余	2 : 2		惣領
			2反余		: 1		シナ
三六	元禄3	79畝余	31畝余	22畝余	6 : 4		ナシ
			14畝余	10畝余	: 3 : 2		ナシ
三七	元禄4	122畝余	83畝余	38畝余	2 : 1		分割
三八	延宝4		不明	0. 572			ナシ

1に近いもの1例、4:1に近いもの3例と、特殊な例が1例である。隠居分家が3例あり、特殊なものが3例ある。後妻の子が母をつれて分家したもの、養子に入っていたものが分家したもの、養子が跡をとったため実子が分家したものの三例である。また分地に際して惣領が屋敷地をとっている例が8例と大部分を占めている。分家後新屋敷を願いでいることは既に指摘した。

耕地の配分状況については野津田村の事例は地種・地位と敵歩しか判らないが、一二の例では一筆毎の配分状況が判る。しかしこれらの例は蔣量で示され、しかも一方の分しかないため詳細を知ることができなかった。第6表にあげた例では1筆の耕地を分筆することなく、一つの字に数筆ある場合に分配したにすぎない。第1図からは一筆地の分筆と、屋敷地の移動を知りえた。第10表の場合には当事者の方しか判らないが16筆のうち4筆が均等分筆されたにすぎない。

分割比の不均等を反映して耕地配分の仕法も不平等である。兄が上田・中田をとて、弟に配分されたのは下田・下々田許りで、畠の分配においても下々畠が多いという風に、持高の不均等さ許りでなく、地種・地目についても不平等な配分をしている(史料二〇)。あるいは上田と下田は等分し、中田の配分において兄が大部分をとる例もある(史料二二)。この場合は畠も兄が4分の3をとっている。持高の均等分割をしている場合、弟の方に上田・中田があり、兄が下田許りで、畠方においても下畠は同規模であるが、中畠は1:2の割合で兄弟が分けている例がある(史料二一)。この例は隠居分家であって、しかも親は田畠持参の聟遺跡であった。隠居に際して、その持参田畠をもって出たために兄家の方に不利な配分となつたものである。持高の均等分割の場合でもその配分の内容はむしろ不平等といえる。

連光寺村の場合は書抜帳の残っている事例だけを取上げたので、事例数は少ない。野津田村の事例と比較して注目させられるのは8例のうち4例まで屋敷地の分割が行なわれている点である。もちろん連光寺村にも新屋敷願書などは見られるが、早い時期の分地においては屋敷地の分与があつたのである。

耕地の配分状況をみてみよう。史料三三では耕地の1筆々々を2:1の大きさに分筆するのが原則で、1筆の小さい時は合筆して分筆したものようである。史料三四では田方の配分に際し、4人が2:1:1:1の割合

になるように13筆を分けている。分筆の記載はないが、合筆と分筆によって等面積になるように操作したようである。畠方は元来15筆であったのが、1筆地を3筆に分筆したのが7例もあって分地後は29筆と約倍の筆数になっている。史料三五の場合も田方には1筆だけ分筆があり、畠方には22筆のうち17筆も均等分筆を行なっている。史料三六の場合も田方9筆のうち7筆までが均等に分筆もしくは配分されている。畠方30筆のうち均等に分筆もしくは配分されたものが21筆ある。

史料三七の場合は分筆が行なわれていない。その代り配分地ができるだけ1小字に集中するようになっている。

史料三八の事例では田方で1筆地の分筆や、合筆地の分筆があるが、畠方では行なわれておらずむしろ小字毎にまとまる様に配分されている。

以上耕地の配分状況をみると、1筆地もしくは合筆地を分筆して配分する方法と、小字毎にまとめて配分する方法と、この両者の混合型の三つがある。ただし分筆もすべての耕地に行なわれたのではないし、小字毎にまとめる場合でも完全には行なわれていないのであって、傾向として指摘できるだけである。ところでこうした方法の採用される場合、本田畠と、新開田畠とでは取扱いが異なっていたようである。これは前者の方が1筆の畠歩が大きく、後者の方が小さいという事情と、新開が分地者によって行なわれた場合には当然であるが、分地者の権利が強いという問題が複合してくるからである。

野津田村の耕地配分と、連光寺村のそれとは極めて強い対照をなしている様に見える。しかし分筆が行なわれていても結局は不均等分割になっているのであって、分筆しない部分での不均等さにおいて、両者は一致するのである。むしろ種々な方法がとられていても、結局は分立するそれぞれの経営にとって、合理的となる様に個別・特殊的な現実の力が強く働いたというべきであろう。この点、史料の提示は省略するが、相続資料の多く残されている時期に照応して「替地証文」が多く見られることを指摘して

おこう。すなわち耕地所持における耕地所在の不合理さの解決を図っていることからみても、分地に際しても、この様な配慮があったことの証左となるだろう。

だが、我々は手離して近世農民の経営合理化をいおうとするのではない。上述の事例は村落構造展開の一定の時点に現われてくる現象であって、農業生産発展の限界において経営を維持して行かねばならない時、解決の一つの途であったことを指摘しうるにすぎない。むしろ元禄・享保期以後に顕著に現われてくる零細農発生現象や、労働力の村外流出現象、さらに江戸後期における人口停滞もしくは減少にまで及ぶ中農層の経営規模縮少化過程と対照的に、17世紀における生産力発展の担い手であった彼らの懸命の努力であったとしなければならないだろう。

附 記 本稿に利用した史料については所蔵者各位に格別の御厚意を得た。こゝに深く感謝の意を表するものである。また史料採訪に当っては早稲田大学の正田健一郎教授、慶應義塾大学の速水融助教授の御援助と、故野村兼太郎教授研究会所属の学生諸君の御協力を得たことを記しておきたい。なお本稿は昭和32年春に成稿したが発表の機を逸し、ようやく36年4月社会経済史学会近畿部会において報告することを得、このたび多少の史料を補ない乍ら手を加えて発表することとしたものである。